

昭和二十五年法律第二百三十九号

商品先物取引法

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 商品取引所 <ul style="list-style-type: none"> 第一節 総則（第三条—第六条） 第二節 会員商品取引所 <ul style="list-style-type: none"> 第一款 設立（第七条—第二十九条） 第二款 会員（第三十条—第四十五条） 第三款 機関（第四十六条—第六十三条） 第四款 計算（第六十四条—第六十八条の三） 第五款 解散及び清算（第六十九条—第七十七条）
第三章 株式会社商品取引所 <ul style="list-style-type: none"> 第一節 株式会社商品取引所 <ul style="list-style-type: none"> 第一款 総則（第七十八条—第九十六条） 第二款 自主規制委員会（第九十六条の二—第九十六条の十八） 第二節 主要株主（第九十六条の十九—第九十六条の二十四） 第三節 会員（第九十七条—第九十七条の二） 	第四章 商品取引所持株会社（第九十六条の二十五—第九十六条の四十三） <ul style="list-style-type: none"> 第一節 商品市場における取引（第九十七条—第一百二十条） 第二節 組織変更（第一百二十一条—第一百三十一条）
第五章 会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併（第一百四十二条—第一百四十三条）	第六章 合併 <ul style="list-style-type: none"> 第一節 総則（第一百三十九条） 第二節 会員商品取引所との合併（第一百四十二条—第一百四十四条） 第三節 会員商品取引所の合併の手続（第一百四十四条—第一百四十四条の四） 第四節 株式会社商品取引所との合併の手続（第一百四十四条—第一百四十四条の四） 第五節 会員商品取引所との合併の手続（第一百四十四条—第一百四十四条の二） 第六節 所の手続（第一百四十四条の五—第一百四十四条の十九）
第七章 新設合併設立株式会社商品取引所の手続（第一百四十四条の二—第一百四十四条の二十一）	第八章 新設合併消滅株式会社商品取引所の手續（第一百四十四条の二—第一百四十四条の二十一）

第六款 合併の効力の発生等 (第百四十五)	第三章 商品取引清算機関等 第一節 商品取引清算機関 (第百六十七条) 第二節 雜則 (第一百八十八条・第百八十九条)
第七節 監督 (第一百五十五条・第百六十条)	第四章 商品先物取引業者 第一節 許可等 (第一百九十条・第百九十七条の二)
第八節 雜則 (第一百六十二条)	第二節 特定委託者等 (第一百九十七条の三)
第九節 会員の資本の額 (第一百九十七条の十)	第三節 業務 (第一百九十八条・第二百二十四条)
第十節 会員の資本の額 (第一百九十七条の十一)	第四節 合併、分割及び事業の譲渡 (第二百二十五条・第二百三十条)
第十一節 会員の資本の額 (第一百九十七条の十二)	第五節 監督 (第一百三十二条・第二百四十四条)
第十二節 会員の資本の額 (第一百九十七条の十三)	第六章 の二 商品先物取引仲介業者 第一節 総則 (第二百四十条の二・第二百四十五条の八)
第十三節 会員の資本の額 (第一百九十七条の十四)	第二節 業務 (第二百四十条の九・第二百四十五条の二十一)
第十四節 会員の資本の額 (第一百九十七条の十五)	第三節 監督 (第二百四十条の二十二・第二百四十五条の二十五)
第十五節 会員の資本の額 (第一百九十七条の十六)	第四節 雜則 (第二百四十条の二十六)
第十六節 会員の資本の額 (第一百九十七条の十七)	第五章 商品先物取引協会 第一節 総則 (第二百四十二条・第二百四十三条)
第十七節 会員の資本の額 (第一百九十七条の十八)	第二節 設立 (第二百四十五条・第二百五十三条)
第十八節 会員の資本の額 (第一百九十七条の十九)	第三節 協会員 (第二百五十二条・第二百五十三条)
第十九節 会員の資本の額 (第一百九十七条の二十)	第四節 機関 (第二百五十四条・第二百五十八条)
第二十節 会員の資本の額 (第一百九十七条の二十一)	第五節 紛争の解決 (第二百五十九条・第二百六十六条)
第二十一節 会員の資本の額 (第一百九十七条の二十二)	第六節 解散 (第二百六十二条)
第二十二節 会員の資本の額 (第一百九十七条の二十三)	第七節 監督 (第二百六十三条・第二百六十八条)
第二十三節 会員の資本の額 (第一百九十七条の二十四)	第八節 雜則 (第二百六十七条)

第一節 総則	(第二百六十九条—二百七十九条)
第二節 会員	(二百七十五条—二百七十九条)
第三節 設立	(二百七十八条—二百八十二条)
第四節 管理	(第二百八十三条—二百九十九条)
第五節 業務	(第三百条—三百十一条)
第六節 負担金	(第三百十三条—三百十五条)
第七節 財務及び会計	(三百十六条—三百二十二条)
第八節 監督	(三百二十二条—三百五十四条)
第九節 解散	(三百二十五条—三百二十七条)
第七章 雜則	(三百五十六条—三百五十五条)
第八章 罰則	(三百五十六条—三百七十五条)
附則	(条)
第一章 総則	(目的)
第一条	この法律は、商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託等を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の健全な発展及び商品市場における取引等の受託等における委託者等の保護に資することを目的とする。
(定義)	
第二条	この法律において「商品」とは、次に掲げるものをいう。
一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの及び政令で定めるその他のもの	
二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三条第一項に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製鍊し、又は精製することにより得られる物品	
三 前二号に掲げるもののほか、国民経済上重要な原料又は材料であつて、その価格の変動	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品先物取引業を行なう者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託等を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にして、もつて国民経済の健全な発展及び商品市場における取引等の受託等における委託者等の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「商品」とは、次に掲

二条 この法律において「商品」とは、次に掲げるものをいう。
一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの及び政令で定めるその他のもの
一 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製鍊し、又は精製することにより得られる物品
三 前二号に掲げるもののほか、國民經濟上重要な原料又は材料であつて、その価格の変動による影響が國民經濟に及ぼすもの

おいて次に掲げる取引を成立させることがで
きる権利（以下「オプション」という。）を
相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一
方がこれに対して対価を支払うことを約する
取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引（これに準ずる取引
で商品取引所の定めるものを含む。）

ハ 前号に掲げる取引（これに準ずる取引で
商品取引所の定めるものを含む。）

ニ 次号に掲げる取引（これに準ずる取引で
商品取引所の定めるものを含む。）

四 三 れる金銭の授受を約する取引
当事者が商品指數についてあらかじめ約定する數値（以下「約定數値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指數の數値（以下「現実數値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
当事者の一方の意思表示により当事者間に

一 決定価格（当事者が商品についてあらかじめ約定する価格）（一）の商品の価格の水準を表す数値。その他の一の商品の価格に基づいて算出される数値を含む。（以下この号において同じ。）をいう。（以下同じ。）現実価格（将来の一定の時期における現実の当該商品の価格をいう。以下同じ。）との差に基づいて算出さ

引所の定める基準及び方法に従て商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。

が著しいために先物取引に類似する取引の対象とされる蓋然性が高いもの（先物取引又は先物取引に類似する取引の対象とされているものを含む。）として政令で定める物品四 電力（一定の期間における一定の電力を単位とする取引の対象となる電力に限る。以下同じ。）

この法律において「商品指數」とは、二以上の商品たる物品の価格の水準を総合的に表した数値、一の商品たる物品の価格と他の商品たる物品の価格の差に基づいて算出された数値その他の二以上の商品たる物品又は電力の価格に基づいて算出された数値をいう。

この法律において「先物取引」とは、商品取

第六号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

五 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

六 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品に係る商品指數の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

七 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて政令で定めるもの

四 この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所及び株式会社商品取引所をいう。

五 この法律において「会員商品取引所」とは、商品又は商品指數について先物取引をするために必要な市場を開設する会員組織の団体をいう。

六 この法律において「株式会社商品取引所」とは、第七十八条の許可を受けて、商品又は商品指數について先物取引をするために必要な市場を開設する株式会社をいう。

七 この法律において「上場商品」とは、商引所が一の商品市場で取引すべきものとして定款又は業務規程で定める一若しくは二以上の商品たる物品又は電力であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第一百五十五条第一項若しくは第一百五十六条第一項の認可に係るものを行う。

八 この法律において「上場商品指數」とは、商取引を行るべきものとして定款又は業務規程で定める一又は二以上の商品指數であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第一百五十五条第一項若しくは第一百五十六条第一項の認可に係るものである。

九 この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指數ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行つたために商品取引所が開設する市場をいう。

二 上場商品指數に係る商品市場 当該上場商品指數に係る第三項第一号に掲げる取引、同項第二号に掲げる取引若しくは同項第五号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらものとして政令で定めるもの

二 上場商品指數に係る商品市場 当該上場商品指數に係る第三項第三号に掲げる取引若しくは同項第六号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらものとして政令で定めるもの

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款又は業務規程で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引イ その対象となる物品若しくは電力が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第三項第三号又は第六号に掲げる取引

ロ 当該上場商品に係る第三項第四号イ、ロ又はニに掲げる取引に係る同号に掲げる取引ハ その対象となる物品若しくは電力が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

二 当該上場商品の売買取引（第三項第一号に掲げる取引に該当するものを除く。以下この号において同じ。）

ホ 当当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができる権利（以下「実物オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

ヘ 当該上場商品又はその対象となる物品若しくは電力が当該上場商品であるか若しくはこれに含まれる商品指數に係る次に掲げる取引（1）当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の

(2) 取引価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品指數の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品指數の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

(3) 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品指數の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品指數の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

当事者の一方の意思表示により当事者間においてへに掲げる取引を成立させることができるとする権利（以下「特定スワップオプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

チ イからトまでの取引に類似する取引であつて政令で定めるもの

二 上場商品指數に係る商品市場 当該上場商品指數に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取引に係る同号に掲げる取引その他のこれらとの取引に類似する取引であつて政令で定めるもの

この法律において「商品取引所持株会社」とは、株式会社商品取引所を子会社（第三条の二第三項に規定する子会社をいう。）とする株式会社であつて、第九十六条の二十五第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

この法律において「外国商品市場」とは、商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。

この法律において「店頭商品デリバティブ取引」とは、商品市場、外国商品市場及び取引所によつて、商品市場における取引に類似するものをい

金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）によらないで行われる次に掲げる取引（第三百三十一條各号に掲げる施設における取引を除く。）をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてゐる商品の売戻し又は買戻しをしたときは差金の授受について決済することができる取引

二 約定価格と現実価格の差に基づいて算出される金額の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三 約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金額の授受を約する取引又はこれに類似する取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができることを約する権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引

ハ 前号に掲げる取引

二 第六号に掲げる取引

五 当当事者の一方の意思表示により当事者間ににおいて当該意思表示を行う場合の商品の価格としてあらかじめ約定する価格（一の商品の価格の水準を表す数値その他の一の商品の価格若しくは当該商品指數の数値の差に基づいて算出される金額を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対しても対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれに類似する取引

15

七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は取引の当事者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの

この法律において「商品デリバティブ取引」

とは、商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引（その内容等を勘案し、取引の当事者の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める店頭商品デリバ

ティブ取引及び店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者として主務省令で定める者若しくは資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として行われ、又はこれらの者のために行われる店頭商品デリバ

ティブ取引（第三百四十九条第一項において「対象外店頭商品デリバティブ取引」という。）

八 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定め

16

この法律において「取引参加者」とは、第八

十二条第一項の規定により与えられた取引資格に基づき、株式会社商品取引所の開設する商品

市場における取引に参加できる者をいう。

九 この法律において「商品取引債務受業」とは、商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う営業をいう。

十 この法律において「商品取引清算機関」とは、商品取引債務受業を営むことについて第

17

百六十七条又は第一百七十三条第一項の規定により主務大臣の許可又は承認を受けた者をいう。

十一 この法律において「商品取引債務引受業」とは、商品取引債務受業を営むことについて第

18

百六十七条又は第一百七十三条第一項の規定により主務大臣の許可又は承認を受けた者をいう。

十二 この法律において「取引参加者」とは、第八

十二条第一項の規定により与えられた取引資格に基づき、株式会社商品取引所の開設する商品

市場における取引に参加できる者をいう。

21

十三 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理

三 商品清算取引の委託の取次ぎ

四 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理

五 日本銀行

六 商品取引所の会員等

七 商品取引所に相当する外国の施設の会員等

八 この法律において「特定当業者」とは、商品取引所に相当する外国の施設の会員等

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百二十

一百二一

一百二二

一百二三

一百二四

一百二五

一百二六

一百二七

一百二八

一百二九

一百三十

一百三一

一百三二

一百三三

一百三四

一百三五

一百三六

一百三七

一百三八

一百三九

一百四十

一百四一

一百四二

一百四三

一百四四

一百四五

一百四六

一百四七

一百四八

一百四九

一百五十

一百五十一

一百五二

一百五三

一百五四

一百五五

一百五六

一百五七

一百五八

一百五九

一百六十

一百六一

一百六二

一百六三

一百六四

一百六五

一百六六

一百六七

一百六八

一百六九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七三

一百七四

一百七五

一百七六

一百七七

一百七八

一百七九

一百八十

一百八一

一百八二

一百八三

一百八四

一百八五

一百八六

一百八七

一百八八

一百八九

一百九十

一百九一

一百九二

一百九三

一百九四

一百九五

一百九六

一百九七

一百九八

一百九九

一百二十

定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第五百九十六条第二項において同じ。)の過半数を保有する会社をいう。この場合において法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社は、当該法人の子会社とみなす。

(名称又は商号)

第四条 商品取引所は、その名称又は商号中に「取引所」という文字を用いなければならない。

2 商品取引所でない者は、その名称又は商号中に商品取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(市場の開設の制限)

第五条 商品取引所は、定款(株式会社商品取引所にあつては、定款又は業務規程。以下この項及び第五条において同じ。)で定める商品市場以外の市場(定款で定める開設期限を経過し、又は第十一条第四項若しくは第二百二条第三項に規定する範囲変更期間が終了した商品市場を含む。)を開設してはならない。

2 商品取引所は、一種の上場商品又は上場商品指数について二以上の商品市場を開設してはならない。

(自主規制業務)

第五条の二 商品取引所は、この法律及び定款その他の規則に従い、商品市場における取引を公正にし、及び委託者を保護するため、自主規制業務を行わなければならぬ。

2 前項の「自主規制業務」とは、商品市場について行う次に掲げる業務をいう。

一 会員等のこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分(第九十六条の二十二、第九十六条の三十四、第九十六条の四十、第一百五十九条、第一百六十条及び第一百六十五条において「この法律等」という。)若しくは当該商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

二 会員等に対する除名の処分その他の措置に関する業務

三 その他商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するために必要な業務として主務省令で定めるもの

(商品市場類似施設の開設の禁止)

第六条 何人も、商品又は商品指数(これに類似する指數を含む。)について先物取引に類似する

る取引をするための施設(取引所金融商品市場を除く。)を開設してはならない。前項の施設において先物取引に類似する取引をしてはならない。

2 何人も、前項の施設において先物取引に類似する取引をしてはならない。

第七条 会員商品取引所は、當利の目的をもつて業務を行つてはならない。

(住所)

第八条 会員商品取引所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(設立の許可)

第九条 会員商品取引所を設立しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

(設立要件)

第十条 会員商品取引所を設立するには、開設する商品市場ごとに会員になろうとする二十人以上上の者が発起人とならなければならない。

2 発起人については、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者が、それぞれ、一の商品市場における発起人の過半数を占めなければならない。

一 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品に含まれる物品又は電力(以下「上場商品構成品」という。)の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用(電力にあつては、その売買又は売業として行つている者)

二 上場商品指数に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品指数に係る商品指数の対象となる物品又は電力(以下「上場商品指数対象品」という。)の売買等を業として行つている者

(定款)

2 発起人は、会員商品取引所の定款を作成し、定款が書面をもつて作成されているときは、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 第一項の定款は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作成することができる記録であつて、当該電磁的記録に記録された情報について、

2 会員商品取引所の負担に帰すべき設立費用又は発起人が受けるべき報酬の額は、定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。

4 会員商品取引所の定款には、第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間(商品市場(第二百五十五条第三項第二号に規定する期限付商品市場を除く。)における上場商品又は上場商品指数の範囲の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。同条において同じ。)が行われる期間をいう。以下この項及び同条において同じ。)を定めたときは、その存続期間、開設期限又は範囲変更期間を記載し、又は記録するものとする。

5 第一項の定款は、電子的方式、

6 会員たる資格に関する事項
五 出資一口の金額並びにその払込みの時期及び方法
六 会員の加入及び脱退に関する事項
七 信託金及び取引証拠金に関する事項
八 会員の経費の分担に関する事項
九 会員に対する監査及び選任に関する事項
十 会員の定数、任期及び選任に関する事項
十一 会員総会に関する事項
十二 商品市場外における会員間の契約に対する定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事項
十三 商品市場に関する次に掲げる事項
イ 上場商品又は上場商品指数ごとの取引の種類
ロ 上場商品又は上場商品指数ごとの取引ハ 取引の決済の方法
ハ 取引の決済の方法
十四 事業年度
十五 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項
十六 公告方法(会員商品取引所が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下同じ。)
17 会員商品取引所の負担に帰すべき設立費用又は発起人が受けるべき報酬の額は、定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。
18 会員商品取引所が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
19 会員商品取引所が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
20 会員商品取引所が電子公告によりこの法律の他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十四条第三項、第九百四十五条第一項、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十四条第三項中「前二項の規定にかかるわらず、これらの規定」とあるのは「商品先物取引法第十一條第八項の規定にかかるわらず、同項」と、同法第九百四十四条第一項とあるのは「商品先物取引法第六十八条の三」と読み替えるものとするほか、
21 必要な技術的読替えは、政令で定める。
22 第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びそ

の他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

第十二条 発行人は、会員商品取引所の設立に際して、あらかじめ、その会員になろうとする者に対する、あてに易い旨の申込書を提出しなければならない。

次に掲げる事項を通知しなければならない。

一定款に記載し、又は記録した事項

三 出資の上より万三、用賀之バ
二 住所

四三 出資の払込みの方法 期限及び場所
一定の時期までに創立総会が終わらなかつ

たときは、加入の申込みを取り消すことがで
きること。

2 理事長は、会員商品取引所の成立後にその会

員になろうとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 成立の年月日
二 定款に記載し、又は記録した事項

三 役員の氏名及び住所

3 四 出資の払込みの方法、期限及び場所
会員商品取引所の会員になろうとする者（登

起人を含む。)は、その者の氏名又は名称及び住所、その引き受ける出資口数並びにその者が

住所 その引き受けの出資口数並びにその表記
取引をしようとする商品市場における上場商品

又は上場商品指數を記載した書面を発起人（成立後にあつては、理事長。次項において同じ。）

に交付しなければならない。

会員商品取引所の会員にかかる事とする。者は前項の書面の交付に代えて、政令で定めると

るにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組

織を使用する方法その他の情報通信の技術を利
用する方法であります主務省令で定めるものを、

用する方法であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。

この場合において、当該会員になろうとする者は、同項の書面を交付したものとみなす。

(創立総会) 第一三回 終刊へは、三次年成後、公演二つなつて

第十三条 発起人は、定款作成後、会員はなるべく速やかに、その者を募り、前条第一項第三号に定める出

資の払込みの期限となつてゐる日後十日を経過した日から五日以内に、創立総会を開かなければ

2 然て、何よりも、君の心が、おまかせにならぬ事ばかりだ。

2 発起人は創立総会までに出資の全額の拠出
みを終了しなければならない。

3 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならぬ。

創立総会においてその延期又は続行について
決議があつた場合には、第八項において準用す
る第五十九条第八項本文及び第十項の規定は、
適用しない。

創立総会の議事については、主務省令で定め
ることにより、議事録を作成しなければなら
ない。

第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び
第十項の規定は創立総会について、会社法第八
百三十三条、第八百三十一一条、第八百三十四条
第十六条号及び第十七号に係る部分に限る。)の規定(こ
れらの規定中監査役に係る部分を除く。)は創
立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は
取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

(許可の申請)

一　名称

二　事務所の所在地

三　上場商品又は上場商品指數

四　役員の氏名及び住所

五　会員の氏名又は商号若しくは名称及び会員
が取引をする商品市場における上場商品又は
上場商品指數

前項の申請書には、定款、業務規程、受託契
約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規
程その他主務省令で定める書類を添付しなけれ
ばならない。

一　申請に係る上場商品又は上場商品指數の先
物取引を公正かつ円滑にするために十分な取
引の基準及び意見の聴取)

十五條　主務大臣は、第九条の許可の申請が次
に掲げる基準に適合していると認めるときは、
許可をしなければならない。

引量が見込まれることその他上場商品構成品又は上場商品指数対象品（以下「上場商品構成品等」という。）の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

二 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成品の売買等を業として行つてゐる者の取引の状況その他の当該上場商品構成品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成品を一の商品市場で取引することが適當であることとして政令で定める基準に適合すること。

三 二以上の商品指数を一の上場商品指数としては、当該二以上の商品指数の対象となる物品又は電力の大部分が共通していること。

四 定款、業務規程 受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、会員の資格、会員の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適當であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

五 当該申請に係る会員商品取引所がこの法律の規定に適合するよう組織されるものであること。

主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかるわらず、同条の許可をしてはならない。

一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定めている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又はこの法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令によ

ト 法人である商品取引所の会員等又は商品取引所に相当する外国の施設の会員等が百六十条第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令により当該商品取引所又は当該施設から除名され、又は取引資格を取り消された場合において、その除名又は取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該除名又は取消しの日から五年を経過しないもの

チ 第九十六条の四十第二項、第一百五十九条第三項、第一百六十条第一項、第一百八十六条规定、第二百三十六条第二項若しくは第二百四十四条の二十三第二項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令により解任された役員でその解任の日から五年を経過しないもの

5 主務大臣は第九条の許可の中請が第一項各号に適合していないと認めるとき、又は第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ申請をした者にその旨を通知し、申請をした者又はその代理人の出頭を求め、私明のための証拠を提出する機会を与えるため、その職員に意見の聴取をさせなければならない。

6 前項の場合において、主務大臣は意見の聴取をされる者が正当な理由がないのに意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行うことを要しない。

7 主務大臣は、第五項の通知をする場合においては、意見を聴取する事項、場所及び期日を明らかにして、通知しなければならない。
第五項の意見の聴取は、公開により行わなければならぬ。ただし、主務大臣が意見の聴取

の規定は、会員商品取引所の発起人について準用する。

3 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、会員商品取引所の発起人の責任を追及する訴えについて準用する。

この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第八百二十八条规定第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分

告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第十一条第七項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

(変更の登記)

第二十一条 会員商品取引所において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、毎事業年度末日

可を取り消された場合、商品取引清算機関が第百八十六条第一項若しくは第二項の規定により第百六十七条の許可を取り消された場合、商品先物取引業者が第二百三十五条第三項若しくは第二百三十六条第一項の規定により第百九十条第一項の許可を取り消された場合、商品先物取引仲介業者が第二百四十四条の二第一項の登録を取り消された場合若しくは法人である第一種特定施設開設者（第三百三十三条第二号に規定する第一種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。）若しくは第二種特定施設開設者（第三百三十二条第三号に規定する第二種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。）が第三百四十条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により第三百三十二条第一項若しくは第三百四十二条第一項の許可を取り消された場合において、これらの取消しの日前三十日以内に当該主要株主、商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引清算機関、商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者若しくは第一種特定施設開設者若しくは第二種特定施設開設者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの又は外国において同種の許可等を受けた法人がこの法律に相当する法令の規定により当該許可等を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

リ 第三百二十八条第一項の規定による裁判所の命令又はこれに相当する外国の法令の規定による外国の裁判所の命令を受けた後一年を経過しない者

又 会社法第三百三十二条第一項第三号に掲げる者

ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するものヲ 法人でその役員のうちにイからルまでのいづれかに該当する者のあるもの

二 申請書又はこれに添すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第一項第一号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指數の先物取引量を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間にについて判断して行うものとする。

4 主務大臣は、第三百五十二条(第三号に係る部分に限る)の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、第九条の許可をしてはならない。

9 をされる者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

10 主務大臣は、第五項の意見の聽取を行うため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

11 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第三百五十二条（第三号に係る部分に限る）の規定による公示があつた日から四月以内に、申請をした者に対し、許可又は不許可の通知を発しなければならない。

（成立の時期及び届出）

第十六条 会員商品取引所は、その設立の登記をすることにより成立する。

2 会員商品取引所は、成立の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならぬ。許可があつたもののみなす。

（理事長への事務引継）

第十七条 発起人は、第九条の許可があつたときは、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

（会社法の準用）

会社法第五十三条から第五十六条まで

（役員又は会員の氏名等の変更）

第十九条 会員商品取引所は、第十四条第一項第四号又は第五号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（設立の登記）

第二十条 会員商品取引所の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第九条の許可があつた日から二週間以内にしなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在場所

四 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

五 出資の総額

六 出資一口の金額及びその払込みの方法

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八 告方法

九 第十一条第六項の定款の定めが當子公告を

現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第二十二条 会員商品取引所がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二十条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第二十三条 会員商品取引所を代表すべき者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

二十四条 削除
(管轄登記所及び登記簿)

第二十五条 会員商品取引所の登記に関する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどりする。

2 登記所に、会員商品取引所登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第二十六条 会員商品取引所の設立の登記は、会員商品取引所を代表すべき者の申請によつてする。

2 会員商品取引所の設立の登記の申請書には、会員商品取引所を代表すべき者の資格を証する書面添付しなければならない。

(変更の登記の申請)
第二十七条 第二十条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面添付しなければならない。

(設立の無効の登記の手続)

第二十八条 会社法第九百三十七条规定第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する。

(商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)、第二

五十三条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第一百三十二条から第一百三十七条まで及び第一百三十九条から第一百四十八条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。

三十条 削除
(欠格条件)

三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

一 心身の故障により業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者

二 第十五条第二項第一号ロからヌまでのいずれかに該当する者

三 営業に関する成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの

四 法人その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項第二号(第十五条第二項第一号ハからホまで及びリに係る部分に限る。)及び第四号の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

(出資)

三十二条 会員は、出資一口以上を持たなければならぬ。

2 出資は、金銭以外の財産ですることができない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 会員商品取引所の債務に対する会員の責任は、第三十四条の規定による経費の負担及び第四十五条第三項の規定による損失額の負担のほか、その出資額を限度とする。

5 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて会員商品取引所に抗拒することができない。

(議決権及び選挙権)

三十三条 会員は、出資口数にかかわらず、各々一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

2 会員は、第五十九条第八項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理をもつて、議決権又は選挙権を行ふことができる。この場合においては、定款で定める資格を有する者でなければ、代理人となることができない。

(商業登記法の準用)

三十四条 会員は、定款で定めるところによつて、議決権及び選挙権を有する者に持分の全部又は一部を譲り渡すことができる。

(持分の譲渡)

2 会員は、定款で定めるところによりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理をもつて、議決権又は選挙権を行ふことができる。この場合においては、定款で定める資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならぬ。

3 会員は、定款で定める資格を有する者が持分の権利及び義務を承継する。

えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

(経費の賦課)

三十五条 会員商品取引所の設立の際会員商品取引所に加入しようとする者でその引き受けた出資の全額の払込みが終了したものは、その会員商品取引所成立の時に会員となる。

2 会員商品取引所の設立の際会員商品取引所に加入しようとする者で会員商品取引所成立の時までに前項に規定する払込みを終了しない者については、会員商品取引所成立の時に加入の申込みを取り消したものとみなす。

3 前項の規定により相続人等が被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継したときは、その者は、被承継人の持分を承継することができる。

4 第一項又は第二項の場合において、相続人等が数人あるときは、その相続人等全員の同意をもつて選定された一人の相続人等に対してのみ、これらの項の規定を適用する。

(持分の共有禁止)

三十六条 会員は、持分を共有することができない。

(取引に係る権利及び義務の承継)

三十七条 第三十七条第一項又は第二項の規定により会員の持分並びにその持分についての権利及び義務を承継した者は、当該会員が商品市場においてした取引に係る権利及び義務を承継する。

(会員たる地位の承継)

三十八条 会員は、持分を共有することができない。

(任意脱退)

三十九条 会員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。

(会員たる地位の承継)

四十一条 会員は、三十日前までに予告して、会員商品取引所を脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えることができる。

(当然脱退)

四十二条 会員は、前条及び第四十四条第一項に規定する場合のほか、次に掲げる事由によつて脱退する。

1 その者が取引をする商品市場のすべてが第七十条の規定により閉鎖されたこと。

二 持分全部の譲渡	三 死亡又は解散
四 除名	(除名)
第五十三条 会員の除名は、第九十九条第五項の規定によつてする場合及び第一百六十条第一項の規定による主務大臣の命令によつてする場合を除き、定款で定める事由のある会員につき、第六十一条に定める会員総会の決議によつてするものとする。	2 前項の場合においては、会員商品取引所は、その会員総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨及び除名の理由を記載した書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えないければならない。
3 (持分の差押えによる脱退)	3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその者に対抗することができる。
4 第四十四条 会員の持分を差し押された債権者は、その会員を脱退させることができる。ただし、会員商品取引所及び会員に対し三十日前までに予告しなければならない。	4 第一項又は前項の規定による請求権は、脱退後二年間行わないときは、時効によつて消滅する。
5 脱退した会員が会員商品取引所に対する債務を完済するまでは、会員商品取引所は、持分の払戻しを停止することができる。	5 第一項又は前項の規定による請求権は、完済するまでは、会員商品取引所に対する債務を完済するまでは、会員商品取引所は、持分の払戻しを停止することができる。

第三款 機関	(役員) 理事長 一人 理事 二人以上 監事 二人以上 (理事長及び理事の権限)
第四十六条 会員商品取引所に、次の役員を置く。	2 理事は、定款で定めるところにより、会員商品取引所を代表し、理事長を補佐して会員商品取引所の事務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときはにはその職務を行う。
第四十七条 理事長は、会員商品取引所を代表し、その事務を総理する。	3 会員商品取引所の事務の執行は、定款に別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。 (理事長及び理事の代理行為の委任)
第四十八条 監事は、会員商品取引所の事務を監査する。	3 会員商品取引所の事務の執行は、定款に別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。 (理事長及び理事の代理行為の委任)
第四十九条 第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者は、会員商品取引所の役員となることができない。	2 監事は、いつでも理事長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は会員商品取引所の事務及び財産の状況を調査することができる。 3 監事は、理事長が会員総会に提出しようとする書類を調査し、会員総会にその意見を報告しなければならない。

(役員の欠格条件)	2 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末における会員商品取引所の財産によって定める。
第三款 機関	2 前項の持分を計算するに当たり、会員商品取引所の財産をもつて債務を完済することができないときは、会員商品取引所は、定款で定めるところにより、脱退した会員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。
第四十条 会員商品取引所の役員は、次項の規定により選任される事を除き、定款で定めるところにより、脱退した会員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。	3 第一項又は前項の規定による請求権は、完済するまでは、会員商品取引所に対する債務を完済するまでは、会員商品取引所は、持分の払戻しを停止することができる。
第五十一条 会員商品取引所の役員は、前項に規定するに當たり、会員商品取引所の役員となることができない。	4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事長は、その請求を会員総会の議に付し、かつ、会員総会の会日から十日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の規定による請求を記載した書面を理事長に提出してしなければならない。
第五十二条 第五十九条第三項、第六項及び第七項の規定	5 第一項又は第二項の書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求書面の交付の請求

第五十四条 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができ。この場合において、その請求につき、総会員の半数以上が出席する会員総会において、出席会員の三分の二以上の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。	2 第一項の規定による解任の請求は、理事長及び理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは業務規程に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。
第五十五条 会員商品取引所の役員は、前項に規定するに當たり、会員商品取引所の役員となることができない。	3 第一項の規定による解任の請求は、その理由を記載した書面を理事長に提出してしなければならない。
第五十六条 会員商品取引所が理事長又は理事と契約をするときは、監事が会員商品取引所を代表する。会員商品取引所は、会員総会の議事録を十年間主たる事務所に備え置かなければならない。	4 第一項又は第二項の書面の閲覧の請求書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えないければならない。
第五十七条 会員商品取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。	5 第一項又は第二項の書面の閲覧の請求書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えないければならない。
第五十八条 会員商品取引所は、定款及び業務規程を会員商品取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。	6 第一項又は第二項の書面の閲覧の請求書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えないければならない。

(会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十三条の規定は理事長、理事及び監事について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七条の二、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十二条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は理事長、理事及び監事の責任を追及する訴えについて、同法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十条、第三百五十四条並びに第三百六十一條第一項(第三号から第五号までを除く。)及び第四項の規定は理事長及び理事について、第五十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品先物取引法第五十三条第一項」と、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事長又は理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会員総会の招集)

第五十九条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常会員総会を招集しなければならない。

3 会員が総会員の五分の一以上の者の同意をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、会員総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に、臨時会員総会を招集しなければならない。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出した会員は、当該書面を提出したものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載す

べき事項及び理由の提供は、理事長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事長に到達したものとみなす。

3 議長は、会員として会員総会の決議に加わる事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければならない。

4 会員総会においては、第五十九条第八項の規

定によりあらかじめ通知した事項についてのみ

議決することができる。ただし、定款で別段の

定めをしたときは、この限りでない。

5 会員総会の議事録には、出席した監事も署名

(延期又は続行の決議)

6 理事長の職務を行う者がないとき、又は第三

項の請求があつた場合において理事長が正当な

理由がないのに招集の手続をしないときは、監

事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければな

らない。

7 前項の場合において、監事の職務を行う者が

ないとき、又は監事が正当な理由がないのに同

項の手続をしないときは、第三項の会員は、主

務大臣の承認を得て、会員総会を招集すること

ができる。

8 会員総会を招集するには、会日から十日前ま

で、各会員に対して、書面をもつて招集の通

知を発しなければならない。ただし、第二項、

第三項、第六項及び前項に規定する招集につい

ては、定款でこの期間を短縮することができ

る。

9 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載

し、又は記録しなければならない。

10 会員総会を招集する者は、第八項の規定によ

りて、各会員に対して、書面をもつて招集の通

知を発しなければならない。ただし、第二項、

第三項、第六項及び前項に規定する招集につい

ては、定款でこの期間を短縮することができ

る。

11 会員総会の決議事項については、主

務省令で定めるところにより、議事録を作成し

なければならない。

12 会員総会においては、第五十九条第八項の規

定によりあらかじめ通知した事項についてのみ

議決することができる。ただし、定款で別段の

定めをしたときは、この限りでない。

13 決算関係書類等(財産目録及び業務

報告書を除く。)は、通常会員総会の承認を受

けなければならない。

14 理事長は、業務報告書の内容を通常会員総会

に報告しなければならない。

15 (決算関係書類等の承認及び報告)

16 第六十三条の三 会員総会の議事については、主

務省令で定めるところにより、議事録を作成し

なければならない。

17 (会員総会の決議事項)

18 第六十四条 会社法第八百三十三条、第八百三十一

条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に

係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第

八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七

条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第

九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限

る。)の規定は、会員総会の決議の不存在若し

くは無効の確認又は取消しの訴えについて準用

する。

19 (第四款 計算)

20 (損失てん補準備金)

21 (貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剩

余金処分案及び損失処理案の承認)

22 (経費の賦課及び徴収の方法)

23 (解散)

24 (合併)

25 (会員の除名)

26 (その他定款で定める事項)

27 (会員総会の特別決議事項)

28 (第六十一条 前条第一号及び第四号から第六号ま

でに掲げる事項は、総会員の半数以上が出席

し、その議決権の三分の二以上の多数による決

議を経なければならない。

(会員総会の議事)

29 (第六十二条 会員総会の議事は、この法律又は定

款に特別の定めがある場合を除いて、出席した

こと

ができる。

30 (決算関係書類等の作成)

31 (第六十六条 会員商品取引所は、主務省令で定め

るところにより、財産目録、貸借対照表、損益

計算書、業務報告書及び剩余金処分案又は損失

処理案(以下「決算関係書類等」という。)を作成

しなければならない。

32 決算関係書類等は、電磁的記録をもつて作成

することができる。

33 (貸借対照表の公告)

34 (第六十八条の三 会員商品取引所は、主務省令で

定めるところにより、通常会員総会の終結後連

続する。

35 会員の議決権の過半数で決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

36 議長は、会員総会において選任する。

37 議長は、会員として会員総会の決議に加わる

事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければな

らない。

38 理事長の職務を行う者がないとき、又は第三

項の請求があつた場合において理事長が正当な

理由がないのに招集の手続をしないときは、監

事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければな

らない。

39 理事長の承認を得て、会員総会を招集すること

ができる。

40 会員総会を招集するには、会日から十日前ま

で、各会員に対して、書面をもつて招集の通

知を発しなければならない。ただし、第二項、

第三項、第六項及び前項に規定する招集につい

ては、定款でこの期間を短縮することができ

る。

41 会員総会の議事録には、出席した監事も署名

(延期又は続行の決議)

42 会員総会においては、第五十九条第八項の規

定によりあらかじめ通知した事項についてのみ

議決することができる。ただし、定款で別段の

定めをしたときは、この限りでない。

43 決算関係書類等(財産目録及び業務

報告書を除く。)は、通常会員総会の承認を受

けなければならない。

44 理事長は、業務報告書の内容を通常会員総会

に報告しなければならない。

45 (決算関係書類等の承認及び報告)

46 第六十二条の二 会員総会においては、第五

十九条第八項本文の規定は、適用しない。

(議事録)

47 第六十二条の二 会員総会においては、第五

十九条第八項本文の規定は、適用しない。

(会員総会の決議事項)

48 第六十四条 会員商品取引所は、定款で定める

ところにより、毎事業年度の剩余金の百分の十以

上を損失てん補準備金として積み立てなければ

ならない。

49 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合

を除いては、取り崩してはならない。

(剩余金の配当禁止)

50 第六十五条 会員商品取引所は、剩余金の分配を

してはならない。

(決算関係書類等の作成)

51 第六十六条 会員商品取引所は、主務省令で定め

るところにより、財産目録、貸借対照表、損益

計算書、業務報告書及び剩余金処分案又は損失

処理案(以下「決算関係書類等」という。)を作成

しなければならない。

(貸借対照表の公告)

52 決算関係書類等は、電磁的記録をもつて作成

することができる。

(貸借対照表の公表)

53 第六十八条の三 会員商品取引所は、主務省令で

定めるところにより、通常会員総会の終結後連

続する。

54 会員の議決権の過半数で決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

55 議長は、会員として会員総会の決議に加わる

事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければな

らない。

56 理事長の職務を行う者がないとき、又は第三

項の請求があつた場合において理事長が正当な

理由がないのに招集の手続をしないときは、監

事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければな

らない。

57 理事長の承認を得て、会員総会を招集すること

ができる。

58 会員総会を招集するには、会日から十日前ま

で、各会員に対して、書面をもつて招集の通

知を発しなければならない。ただし、第二項、

第三項、第六項及び前項に規定する招集につい

ては、定款でこの期間を短縮することができ

る。

59 会員総会の議事録には、出席した監事も署名

(延期又は続行の決議)

60 会員総会においては、第五十九条第八項の規

定によりあらかじめ通知した事項についてのみ

議決することができる。ただし、定款で別段の

定めをしたときは、この限りでない。

61 決算関係書類等(財産目録及び業務

報告書を除く。)は、通常会員総会の承認を受

けなければならない。

62 理事長は、業務報告書の内容を通常会員総会

に報告しなければならない。

(決算関係書類等の承認及び報告)

63 第六十二条の二 会員総会においては、第五

十九条第八項本文の規定は、適用しない。

(議事録)

64 第六十四条 会員商品取引所は、定款で定める

ところにより、毎事業年度の剩余金の百分の十以

上を損失てん補準備金として積み立てなければ

ならない。

65 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合

を除いては、取り崩してはならない。

(決算関係書類等の作成)

66 第六十六条 会員商品取引所は、主務省令で定め

るところにより、財産目録、貸借対照表、損益

計算書、業務報告書及び剩余金処分案又は損失

処理案(以下「決算関係書類等」という。)を作成

しなければならない。

(貸借対照表の公告)

67 決算関係書類等は、電磁的記録をもつて作成

することができる。

(貸借対照表の公表)

68 第六十八条の三 会員商品取引所は、主務省令で

定めるところにより、通常会員総会の終結後連

続する。

69 会員の議決権の過半数で決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

70 議長は、会員として会員総会の決議に加わる

事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければな

らない。

71 理事長の職務を行う者がないとき、又は第三

項の請求があつた場合において理事長が正当な

理由がないのに招集の手続をしないときは、監

事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければな

らない。

72 理事長の承認を得て、会員総会を招集すること

（以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつた者は、主務省令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社商品取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）保有の目的その他主務省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、主務大臣に提出しなければならない。
2 前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
（対象議決権保有届出書の提出者に対する報告（徴収及び立入検査））
第八十六条の三 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、前条第一項の対象議決権保有届出書の提出者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、その事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該対象議決権保有届出書の記載に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、そ
（発行済株式の総数等の総覧）
第八十七条 株式会社商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その発行済株式の総数、総株主の議決権の数その他の主務省令で定める事項を、公衆の総覧に供しなければならない。（資本金の減少の認可等）
（株式会社商品取引所は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。
2 株式会社商品取引所は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。（仮取締役、仮監査役等）

2 前条第一項の規定により、主務大臣は、前条第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定により立入検査の権限は、そ
（役員の欠格条件）
第九十一条 株式会社商品取引所の役員は、他の商品取引所の役員の地位を占めてはならない。
2 前項の規定は、株式会社商品取引所の清算人について準用する。
（役員等の兼職禁止）

第九十二条 第四十九条の規定は、株式会社商品取引所の役員について準用する。
（業務規程等の備置き及び閲覧等）
第九十三条 株式会社商品取引所は、業務規程を株式会社商品取引所の各営業所に、取引参加者名簿を本店に備え置かなければならない。
2 取引参加者名簿には、各取引参加者について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
一 氏名又は商号若しくは名称及び住所
二 取引資格取得年月日
三 取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指數
四 商品先物取引業者であるときは、許可年月日

第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備え置く業務規程及び取引参加者名簿について準用する。この場合において、同条第四項中「会員及び会員商品取引所の債権者」とあるのは「株式会社商品取引所の株主、取引参加者及び債権者」と、「会員商品取引所の事業時間内」とあるのは「株式会社商品取引所の営業時間内」と、同項ただし書中「会員商
（株式会社商品取引所の合併の認可等）
第九十六条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
一 株式会社商品取引所の解散についての株主総会の決議
二 株式会社商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併（第一百四十五条第一項の合併を除く。）
5 自主規制委員長は、自主規制委員会の会務を総理する。
6 自主規制委員会は、あらかじめ、自主規制委員のうちから、自主規制委員長に事故がある場合

品取引所の定めた」とあるのは「株式会社商品取引所の定めた」と、同条第五項中「会員商品取引所」とあるのは「株式会社商品取引所」と読み替えるものとする。

第二款 自主規制委員会

（権限等）

第九十六条の二 株式会社商品取引所は、定款の第二項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

（株式会社商品取引所の取引参加者は、株式会社商品取引所の定款について会社法第三十一条及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社商品取引所には、適用しない。

（主務大臣の嘱託登記）

第九十条 主務大臣は、前条第一項の規定により、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任したときは、当該株式会社商品取引所の本店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

2 前項の規定により主務大臣が登記を嘱託するときは、嘱託書に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行つたことを証する書面を添付しなければならない。

（役員等の兼職禁止）

第九十四条 株式会社商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第七十八条の許可是、効力を失う。（許可の失効）

一 業務規程で定めた株式会社商品取引所としての存続期間の満了

二 分割により事業の全部を承継させ、又は事業の全部を譲渡したとき。

三 取引参加者の数がすべての商品市場について十人以下となつたとき。

四 解散したとき。

五 設立、合併（当該合併により設立される者が株式会社商品取引所であるものに限る。）

六 新設分割（当該新設分割により設立される者が株式会社商品取引所であるものに限る。）を無効とする判断が確定したとき。

前項第一号、第三号又は第五号の規定により許可が失効したときは、その代表者は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（一部の商品市場の閉鎖）

第九十五条 株式会社商品取引所は、その開設する商品市場において取引をする取引参加者の数が十人以下となつたときは、前条第一項第三号に該当する場合を除くほか、当該商品市場における取引を停止し、第五百五十六条第一項の規定による業務規程の変更の認可の申請をしなければならない。

（株式会社商品取引所の合併の認可等）

第九十六条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 株式会社商品取引所の解散についての株主総会の決議

2 自主規制委員会は、特定株式会社商品取引所の過半数（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、出席した社外取締役の過半数（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上）でかつ、出席した社外取締役の過半数をもつて行う。

3 前項の決議は、議決に加わることができる締役の過半数（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上）でかつ、出席した社外取締役の過半数（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上）でかつ、出席した社外取締役の過半数をもつて行う。

4 自主規制委員会に自主規制委員長を置き、自主規制委員の互選によつて社外取締役のうちからこれを定める。

5 自主規制委員長は、自主規制委員会の会務を総理する。

6 自主規制委員会は、あらかじめ、自主規制委員のうちから、自主規制委員長に事故がある場合

つた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

合に当該自主規制委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

(任期)

第九十六条の四 自主規制委員の任期は、選定後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關する定時株主総会の終結の時までとする。

2 自主規制委員は、四回に限り再選されることができることとする。

(解職等)
自主規制委員は、特定株式会社商品取引所の取締役会の決議によつて解職することができる。

第九十六条の五 自主規制委員は、特定株式会社商品取引所の取締役会の決議によつて解職することができる。

2 前項の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)で、かつ、出席した自主規制委員の過半数をもつて行う。

3 第九十六条の三第一項に規定する自主規制委員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した自主規制委員は、新たに選定された自主規制委員(次項の一時自主規制委員の職務を行う者を含む。)が就任するまで、な

お自主規制委員としての権利義務を有する。

4 前項に規定する場合において、裁判所は、必

要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時自主規制委員の職務を行う者を選任することができる。

5 裁判所は、前項の一時自主規制委員の職務を行ふ者を選任した場合には、特定株式会社商品取引所がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(取締役の選任及び解任)
第九十六条の六 第九十六条の三第三項の規定は、監査役会設置会社又は監査等委員会設置会社である特定株式会社商品取引所が株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する場合について準用する。(緊急の場合の取扱い)

第九十六条の七 第九十六条の二第二項及び第三項の規定にかかるわらず、特定株式会社商品取引所は、自主規制委員長は、自主規制委員会の日の

所の代表取締役又は代表執行役は、公益又は委託者の保護を図るために必要があると認める場合であつて、状況に照らし緊急を要するときは、会員等に対する処分その他の主務省令で定める自主規制業務に関する事項を決定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、自主規制委員会が自主規制業務に関する事項の決定をした場合は、当該株式会社商品取引所の代表取締役又は代表執行役は、自主規制委員会に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

2 自主規制業務に関する事項の決定をした場合は、当該株式会社商品取引所の代表取締役又は代表執行役は、自主規制委員会に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自主規制委員会は、会員等に対する処分その他の主務省令で定める自主規制業務に関する事項を決定することができる。

一週間(これを下回る期間を自主規制委員会で定めた場合にあつては、その期間)前までに、各自主規制委員に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自主規制委員は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げるものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

2 前項の規定は、当該株式会社商品取引所の債権者が自主規制委員の責任を追及するため必要があるとき及び当該株式会社商品取引所を子会社とする者の株主又は会員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

2 前項の規定は、第三項(前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の請求が出席し、その過半数で、かつ、出席した社外取締役である自主規制委員の過半数をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する自主規制委員は、議決に加わることができる。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する自主規制委員は、議決に加わることができる。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する自主規制委員は、議決に加わることができる。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する自主規制委員は、議決に加わることができる。

2 前項の規定により、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した自主規制委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 自主規制委員会が選定する自主規制委員は、第一項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

2 第三項の議事録は、電磁的記録をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

2 前各項に定めるものほか、議事の手続その他自主規制委員会の運営に関し必要な事項は、自主規制委員会が定める。

2 第三項の議事録は、電磁的記録をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

一一 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとみなす。

一一 前項の規定は、当該株式会社商品取引所の債権者が自主規制委員の責任を追及するため必要があるとき及び当該株式会社商品取引所を子会社とする者の株主又は会員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

一一 前項の規定は、第三項(前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の請求が出席し、その過半数で、かつ、出席した社外取締役である自主規制委員の過半数をもつて行う。

一一 前項の規定は、第三項の許可をすることができるときは、第三項の許可をすることができる。

一一 前項の規定は、第三項の許可をすることができる。

(監査役等の出席)

第九十六条の十八 監査役会設置会社である特定株式会社商品取引所の監査役、監査等委員会設置会社である特定株式会社商品取引所の監査委員は、必要があると認めるときは、特定株式会社商品取引所の自主規制委員会に出席し、意見を述べることができる。**第三款 主要株主**

(認可等)

第九十六条の十九 地方公共団体その他の政令で定める者(以下この条、第九十六条の二十八第四項及び第九十六条の三十一において「地方公共団体等」という。)は、第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

2 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、その保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合には、株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合を超える対象議決権を取得し、又は保有することができる。

3 前項の場合において、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた地方公共団体等(以下この条において「特定保有団体等」という。)は、特定保有団体等は、その他主務省令で定める事項を、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

4 第二項の場合において、特定保有団体等は、特定保有団体等となつた日から三月以内に、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならぬ。

5 特定保有団体等は、前項の規定により株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

(認可基準)

第九十六条の二十 主務大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。**第二款 主要株主**

(認可等)

第九十六条の二十一 地方公共団体その他の政令で定める者(以下この条、第九十六条の二十八第四項及び第九十六条の三十一において「地方公共団体等」という。)は、第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

2 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、その保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合には、株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合を超える対象議決権を取得し、又は保有することができる。

3 前項の場合において、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた地方公共団体等(以下この条において「特定保有団体等」という。)は、特定保有団体等は、その他主務省令で定める事項を、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

4 第二項の場合において、特定保有団体等は、特定保有団体等となつた日から三月以内に、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならぬ。

5 特定保有団体等は、前項の規定により株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

(監督上の処分)

第九十六条の二十二 主務大臣は、株式会社商品取引所の主要株主がこの法律等に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。**第三款 商品取引所持株会社**

(認可等)

第九十六条の二十三 株式会社商品取引所を子会社としようとする者又は株式会社商品取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、商品取引所、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が株式会社商品取引所を子会社とする場合は、この限りでない。

2 前項の規定により第九十六条の十九第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社商品取引所の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の規定による処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

4 第一項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。ただし、主務大臣が当該処分の名前で必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

5 第一項の規定は株式会社商品取引所の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社について、第三項の規定はこの項において準用する第一項の規定による処分について準用する。

(認可の失効)

第六款 商品取引所持株会社

第九十六条の二十四 第八十六条第五項の規定は、第九十六条の十九第一項から第五項まで、第九十六条の二十第一項、第九十六条の二十一第二項、第九十六条の二十二第二項及び第五項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

又は金融商品取引所持株会社となつたときに限る。)は、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(対象議決権に係る規定の準用)

第四款 商品取引所持株会社

(認可等)

第九十六条の二十五 株式会社商品取引所を子会社としようとする者又は株式会社商品取引所を子会社とする会社の設立をしようとすることは、金融商品取引所持株会社が株式会社商品取引所を子会社とする場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合において、株式会社商品取引所を子会社とすることは、金融商品取引所持株会社との間には、適用しない。

3 前項の場合において、株式会社商品取引所を子会社とすることとなつた会社(以下この条において「特定持株会社」という。)は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社商品取引所を子会社とする会社であることについて主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 第九十六条の十九第三項及び第五項の規定は、特定持株会社について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第九十六条の二十五第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第九十六条の二十五第三項」とある。

5 第三項第二項及び第三項の規定は、第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。

(認可の申請)

第七款 金融商品取引所持株会社

第九十六条の二十六 前条第一項又は第三項ただしこれに係る場合にあつては、金融商品取引所持株会社について準用する。

2 前項の規定により認可が失効したとき(同項第三号に係る場合にあつては、金融商品取引所持株会社とならない)。

事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号

三 本店、支店その他の営業所の所在地

四 役員の氏名又は名称及び住所

五 前項の申請書には、定款その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(認可審査基準)

前項の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録を添付することができる。

三 前項の場合において、定款が電磁的記録で作成されることがないこととなつた日から五年を経過しない者であるとき。

第九十六条の二十七 主務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者は又は認可を受けて設立される会社（以下この条において「認可申請者等」という。）が専ら株式会社商品取引所又は株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社（商品市場開設業務に附帯する業務を行う会社、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社、算定割当量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設の業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社をいふ。第九十六条の三十六において同じ。）を子会社として保有することを目的とする者であること。

二 認可申請者等及びその子会社となる株式会社商品取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者等がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社商品取引所の経営管理の確かに公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

五 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めめたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えるなければならない。

一 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めめたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えるなければならない。

二 認可申請者等が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。

イ 取締役会

二 認可申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者であるとき。

三 認可申請者が第九十六条の二十二第一項、第二百三十五条第三項、第二百三十六条第一項若しくは第三百四十四条第一項若しくは第三百四十五条第一項の規定により認可を取り消され、第一百五十九条第一項若しくは第二項、第二百四十六条第一項若しくは第二項、第二百三十五条第三項、第二百三十六条第一項若しくは第三百四十五条第一項の規定により許可を取り消され、若しくは第二百四十条の二十三第一項の規定により登録を取り消され、これらの取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の認可、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類する免許その他の行政处分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

四 認可申請者等の役員のうちに第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者があるとき。

五 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(議決権の保有制限)

第九十六条の二十八 何人も、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される実事として主務省令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、商品取引所又は金融商品取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

二 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他主務省令で定める場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

3 前項の場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

二 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第九十六条の二十八第一項本文の規定にかかるらず、その保有する対象議決権の数に増加がない場合その他主務省令で定める場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することができる。

三 前項の場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた地方公共団体等（以下この条において「特定保有者」という。）は、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が地方公共団体等である場合であつて、当該地方公共団体等が第九十六条の三十一第一項の認可を受けたときは、この限りでない。

四 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるため、必要な措置をとらなければならない。

五 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(対象議決権保有届出書の提出)

第九十六条の二十九 商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この条において「対象議決権保有者」という。）となつた者は、主務省令で定めることにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該商品取引所持株会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）の目的その他の主務省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、主務大臣に提出しなければならない。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告徴収及び立入検査)

第九十六条の三十 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、前条の対象議決権保有届出書の提出者に対し、その業務若しくは財産に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、その者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該対象議決権保有届出書の記載に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

(主要株主に係る認可基準)

第九十六条の三十二 主務大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権行使するこ

とにより、商品取引所持株会社の子会社であ

る株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切

な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が商品取引所の業務の公共性に

関し十分な理解を有すること。

三 第九十六条の二十第二項の規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合におい

て、第九十六条の二十第二項中「前項」とある

のは、「第九十六条の三十二第一項」と読み替

えるものとする。

(主要株主に対する報告徴収及び立入検査)

第九十六条の三十三 主務大臣は、この法律の施

行のため必要があると認めるときは、商品取引

所持株会社の主要株主（第九十六条の三十一第

決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

二 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第九十六条の二十八第一項本文の規定にかかるらず、その保有する対象議決権の数に増加がない場合その他主務省令で定める場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することができる。

三 前項の場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた地方公共団体等（以下この条において「特定保有者」という。）は、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

四 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるため、必要な措置をとらなければならない。

五 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(主要株主に係る認可基準)

第九十六条の三十四 主務大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権行使するこ

とにより、商品取引所持株会社の子会社であ

る株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切

な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が商品取引所の業務の公共性に

関し十分な理解を有すること。

三 第九十六条の二十第二項の規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合におい

て、第九十六条の二十第二項中「前項」とある

のは、「第九十六条の三十二第一項」と読み替

えるものとする。

(主要株主に対する報告徴収及び立入検査)

第九十六条の三十五 主務大臣は、この法律の施

行のため必要があると認めるときは、商品取引

所持株会社の主要株主（第九十六条の三十一第

一項の認可を受けた者をいう。以下この款において同じ)に対し、当該商品取引所持株会社若しくはその子会社である株式会社商品取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、当該主要株主の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿・書類その他の物件の検査(当該商品取引所持株会社又はその子会社である株式会社商品取引所の業務又は財産に関する必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 前項の規定は、商品取引所持株会社の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する金融商品取引所について準用する。

3 第八十六条の三第二項及び第三項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査について準用する。
(主要株主に対する監督上の処分)

第九十六条の三十四 主務大臣は、商品取引所持株会社の主要株主がこの法律等に違反したとき、又は主要株主の行為が当該商品取引所持株会社の子会社である株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるとときは、当該主要株主に対し、第九十六条の三十一第一項の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができ。

2 前項の規定により第九十六条の三十一第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならぬ。

3 第九十六条の二十二第三項の規定は第一項の規定による処分について、同条第四項の規定は第一項の規定による認可の取消しに係る聴聞について準用する。

4 第一項の規定は商品取引所持株会社の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する商品取引所及び金融商品取引所について、第九十六条の二十二第三項の規定はこの項において準用する第一項の規定による処分について準用する。

(主要株主に係る認可の失効)

第九十六条の三十五 商品取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第九十六条の三十一第一項の認可は、その効力を失う。

二 認可を受けた日から六月以内に保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 商品取引所又は金融商品取引所となつたとき。

二 保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

前項の規定により認可が失効したとき（同項第三号に係る場合にあつては、金融商品取引所となつたときに限る。）は、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（業務の範囲）

第九十六条の三十六 商品取引所持株会社は、子会社である株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社の経営管理を行うこと並びにこれらに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。

商品取引所持株会社は、その業務を行うに当たっては、子会社である株式会社商品取引所の業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営を損なうことのないよう、子会社である株式会社商品取引所又は株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社の適切な経営管理に努めなければならない。

（子会社の範囲）

第九十六条の三十七 商品取引所持株会社は、商品市場開設業務及びこれに附帯する業務を行ふ会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行ふ会社、算定割当量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行ふ会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行ふ会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行ふ会社を子会社とすることができる。

第三条第二項から第四項までの規定は、前項ただし書の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「業務を行う」とあるのは、「会社を子会社とする」と、「商品市場開設業務」とあるのは、「商品取引所の商品市場開設業務」と読み替えるものとする。

（認可の取消し）

第九十六条の三十八 主務大臣は、商品取引所持株会社が第九十六条の二十五第一項又は第三項

(報告徴収及び立入検査)

第九十六条の三十九 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引所持株会社若しくはその子会社に対し、当該商品取引所持株会社の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、当該商品取引所持株会社若しくは当該子会社の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該子会社にあつては、当該商品取引所持株会社の業務又は財産に関する必要な検査に限る。）をさせることができる。

第八十六条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。（監督上の処分）

第九十六条の四十 主務大臣は、商品取引所持株会社がこの法律等に違反したとき、商品取引所持株会社の行為がその子会社である株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めると、又は商品取引所持株会社の子会社の行為が当該商品取引所持株会社の子会社である株式会社商品取引所の業務の健全な運営を損なうおそれがあるにもかかわらず、当該行為の是正のため必要な措置をとることを怠ったときは、当該商品取引所持株会社に對し、第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書又は第九十六条の三十七第一項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

二 主務大臣は、商品取引所持株会社の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引所持株会社に對し、当該役員の解任を命ずることが必要となる場合において、当該措置をとつた者がなお株式会社商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者であるときは、当該株式会社商品取引所を子会社とすに必要な措置をとらなければならない。

三 第一項の規定により第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された商品取引所持株会社は、速やかに、当該株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなるための会社でなくなつた日を第八十六条第四項の特

4 できる。

5 ただし書の認可を受けた當時既に第九十六条の二十七第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その認可を取り消すことができる。

5 定保有者となつた日とみなして、同項の規定を適用する。

第九十六条の四十一 商品取引所持株会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書の認可は、その効力を失う。

一 株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなったとき（当該株式会社商品取引所の議決権の保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定める場合を除く。）。

二 解散したとき。

三 設立、合併（当該合併により設立される会社が商品取引所持株会社であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された会社が商品取引所持株会社であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

四 認可を受けた日から六月以内に株式会社商品取引所を子会社とする会社とならなかつたとき。

前項の規定により認可が失効したときは、商品取引所持株会社であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
(対象議決権に係る規定の準用)

第九十六条の四十二 第八十六条规定第五項の規定は、第九十六条の二十五第二項、同条第四項において準用する第九十六条の十九第三項及び第五項、第九十六条の三十二第一項、第九十六条の三十三第五項、第九十六条の二十八第一項から第四項まで、第九十六条の二十九、第九十六条の三十一第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第九十六条の十九第三項及び第五項、第九十六条の三十二第一項、第九十六条の三十三第二項、第九十六条の三十四第二項及び第四項、第九十六条の三十五第五項並びに第九十六条の四十第四項の規定を適用する場合について準用する。
(監督上の処分等に係る規定の準用)

第九十六条の四十三 第九十六条の三十六第二項及び第九十六条の四十第一項の規定は株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所及び商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所について、第九十六条の三十六第二項、第九十六条

の三十九及び第九十六条の四十第一項の規定は、株式会社商品取引所を子会社とする金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社並びに商品取引所持株会社を子会社とする金融商品取引所について、第九十六条の二十二第三項の規定はこの項において準用する第九十六条の四十第一項の規定による処分について、それぞれ準用する。

第四節 商品市場における取引

(取引資格)

第九十七条 会員商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該会員商品取引所の会員でなければすることができない。

第二 株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該商品市場における取引参加者でなければすることができない。

第三 前二項の規定は、第一項の会員又は前項の取引参加者から委託を受けて商品清算取引を行う場合には、適用しない。

(相互決済結了取引取決めに係る取引資格)

第九十八条 前条の規定にかかるらず、商品取引所は、定款(株式会社商品取引所にあつては、業務規程。次条第一項、第一百条、第一百一条第一項、第一百九条第一項、第百十三条第一項(第百十四条において準用する場合を含む。)及び第一百四十四条において同じ。)で定めるところにより、当該商品取引所と相互決済結了取引取決めを締結した他の商品取引所(商品取引所に相当する外国の施設を含む。次項において同じ。)の会員等に、当該相互決済結了取引取決めに基づいて取引の決済を結了させるための取引を行う目的の範囲内において、当該商品取引所の商品市場における取引をすることができる資格を与えることができる。

第二 前項に規定する相互決済結了取引取決めとは、当該商品取引所及び他の商品取引所が、それぞれ、他の商品取引所の会員等又は当該商品取引所の会員等に、他の商品取引所の商品市場に相当する外国の市場を含む。以下この項において同じ。)又は当該商品取引所の商品市場において決済を結了していない取引(商品市場に相当する外国の市場を含む。)の項において同じ。)又は当該商品取引所の商品市場における取引の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以上になつたときは、商品取引所は、遅滞なく、前項の規定による取引の停止を解除し、かつ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第三 第三項の場合において、会員又は取引参加者は、当該商品取引所は、その業務規程において商品取引所の会員等に対する債権と当該会員等に対する信認金に係る債務を相殺してはならない。

第四 第一項の規定に基づき商品取引所により取引資格を与えられた者は、同項に規定する目的の

範囲内において、第一百一条第一項から第四項まで、第百十三条、第四百四条第三項及び第四項、第一百八条第一項、第一百十三条から第一百五十五条まで、第一百八十八条、第一百五十七条规定は、第一項、第一百六十条第一項、第一百六十五条、第一百七十九条並びに第一百八十八条の規定の適用については、会員等とみなす。この場合においては、第百十三条第一項(第百十四条及び第一百八十八条において準用する場合を含む。)中「から脱落した」とあるのは、「において取引をすることができる資格を喪失した」と、第一百六十条第一項及び第一百六十五条中「の除名」とあるのは、「の取引をすることができる資格の取消し」とする。

第五百条 商品取引所は、その定款をもつて、商品市場ごとに、主務省令で定めるところにより、当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を定めなければならない。ただし、当該商品市場において第百五条第二号又は第三号に掲げる方法による決済を行う場合には、この限りでない。

除名若しくは取引参加者の取引資格の取消しを行ったときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

第一項から第五項までの純資産額は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額とし、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

第一 取引参加者に関する事項

第二 信認金に関する事項

第三 取引証拠金に関する事項

第四 商品市場における取引の対象とする商品たる物品若しくは電力、商品指数又はオプション(実物オプション及び特定スマップオプションを含む。)

第五 上場商品又は上場商品指數ごとの取引の種類

第六 取引の期限

第七 取引の開始及び終了

第八 取引の停止

第九 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

第十 受渡しその他の決済の方法

十一 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

十二 必要な事項

十三 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

十四 取引の停止

十五 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

十六 取引の開始及び終了

十七 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

十八 取引の停止

十九 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

二十 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

二十一 取引の停止

二十二 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

二十三 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

二十四 取引の停止

二十五 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

二十六 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

二十七 取引の停止

二十八 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

二十九 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

三十 取引の停止

三十一 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

三十二 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

三十三 取引の停止

三十四 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

三十五 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

三十六 取引の停止

三十七 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

三十八 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

三十九 取引の停止

四十 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

四十一 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

四十二 取引の停止

四十三 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

四十四 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

四十五 取引の停止

四十六 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

四十七 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

四十八 取引の停止

四十九 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

五十 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

五十一 取引の停止

五十二 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

五十三 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

五十四 取引の停止

五十五 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

五十六 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

五十七 取引の停止

五十八 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

五十九 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

六十 取引の停止

六十一 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

六十二 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

六十三 取引の停止

六十四 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

六十五 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

六十六 取引の停止

六十七 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

六十八 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

六十九 取引の停止

七十 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

七十一 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

七十二 取引の停止

七十三 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

七十四 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

七十五 取引の停止

七十六 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

七十七 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

七十八 取引の停止

七十九 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

八十 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

八十一 取引の停止

八十二 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

八十三 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

八十四 取引の停止

八十五 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

八十六 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

八十七 取引の停止

八十八 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

八十九 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

九十 取引の停止

九十一 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

九十二 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

九十三 取引の停止

九十四 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

九十五 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

九十六 取引の停止

九十七 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

九十八 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

九十九 取引の停止

一百 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百一 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百二 取引の停止

一百三 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百四 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百五 取引の停止

一百六 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百七 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百八 取引の停止

一百九 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百二十 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百二十一 取引の停止

一百二十二 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百二十三 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百二十四 取引の停止

一百二十五 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百二十六 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百二十七 取引の停止

一百二十八 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百二十九 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百三十 取引の停止

一百三十一 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百三十二 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百三十三 取引の停止

一百三十四 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百三十五 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百三十六 取引の停止

一百三十七 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百三十八 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百三十九 取引の停止

一百四十 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百四十一 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百四十二 取引の停止

一百四十三 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百四十四 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百四十五 取引の停止

一百四十六 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百四十七 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百四十八 取引の停止

一百四十九 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百五十 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百五十一 取引の停止

一百五十二 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百五十三 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百五十四 取引の停止

一百五十五 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百五十六 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百五十七 取引の停止

一百五十八 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百五十九 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百六十 取引の停止

一百六十一 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百六十二 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百六十三 取引の停止

一百六十四 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百六十五 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百六十六 取引の停止

一百六十七 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百六十八 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百六十九 取引の停止

一百七十 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百七十一 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百七十二 取引の停止

一百七十三 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百七十四 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百七十五 取引の停止

一百七十六 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百七十七 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百七十八 取引の停止

一百七十九 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する事項

一百八十 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

一百八十一 取引の停止

</div

た商品市場における取引（次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したものに限る。）を行う場合、当該会員等二会員等がその受託した商品市場における取引（その委託の取次ぎを受託した者（以下この条において「取次者」という。）から受託したものをおいて、前号に掲げる場合を除く。）当該取引の委託者（会員等に対する場合を除く。）当該取引の委託者（会員等に対して商品市場における取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。次項において同じ。）

三 会員等がその受託した商品市場における取引（第三項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限る。）を行ふ場合（第一号に掲げる場合を除く。）当該取次者

四 会員等がその受託した商品市場における取引（取次者から受託したものに限る。）を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）当該取引の委託の取次ぎの委託をした者（以下この条において「取次委託者」といふ。）

会員等は、商品市場における取引の受託について、主務省令で定めるところにより、委託者は又は取次者（当該取引が、次項の規定に基づく取次証拠金の預託を取次委託者から受けていなければ、取次者から受託したものである場合は、取次委託者の承諾を得て、その者をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができ。）

取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、取次委託者の承諾を得て、その者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができ。

4 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

5 第一項の取引証拠金、第二項の委託証拠金及び第三項の取次証拠金は、第一百一条第三項に規定する有価証券又は当該商品取引所若しくは他の商品取引所の開設する商品市場における取引の決済のため受渡しの目的物とすることができる当該商品市場の上場商品の保管を託する倉庫証券をもつて、これに充てることができる。

6 第百一条第四項の規定は、前項の有価証券又は倉庫証券の充用価格について準用する。

7 第二項又は第三項の場合において、第二項の会員等又は第三項の取次者（以下この項及び第一項において「会員等又は取次者」という。）は、主務省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる場合（会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合に限る。）又は同項第二号若しくは第四号に掲げる場合において、同項第一号に定める会員等、同項第二号に定める取引の委託者又は同項第四号に定める取次委託者（以下この条において「会員等、取引の委託者又は取次委託者」という。）は、主務省令で定めるところにより、銀行等と当該会員等、取引の委託者又は取次委託者のために所要の取引証拠金に相当する金額が商品取引所の指示に応じて当該商品取引所に預託される旨の契約を締結して、その旨を当該商品取引所に届け出ることができる。

8 第一項第一号に掲げる場合（会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合に限る。）又は同項第二号若しくは第四号に掲げる場合において、同項第一号に定める取次委託者（以下この条において「会員等、取引の委託者又は取次委託者」という。）は、主務省令で定めるところにより、同項第一号に定めるところにより、商品市場ごとに、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

（取引の決済）

9 第百五条 第一百五条第一号に掲げる方法による決済を行ふ場合において、商品取引所は、定款で定めるところにより、会員等をして、当該会員等が取引をする商品市場ごとに特別担保金を預託させることができる。

10 第百六条 第一百六条商品市場における取引の決済は、定款で定めるところにより、商品市場における取引に付けることとならない。前二項の場合において、当該商品取引所は、当該契約の効力の存する間に限り、当該契約において当該商品取引所に預託されることとなつてある金額に相当する取引証拠金の全部又は一部については、その預託を猶予することができ。商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため必要があると認めるときは、会員等又は取次者と第七項の契約を締結した銀行等又は当該会員等又は取次者に対し、所要の取引証拠金に相当する金額又は前項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当該商品取引所に預託すべき旨を指示しなければならない。

11 第百七条 第一百七条商品取引所は、商品市場における取引は、商品取引所の格付の遅延その他商品取引所（前条第三号にに基づく債務の引受けを行う方法（前号に掲げる方法を除く。）（取引の決済の繰延への禁止）

二 商品取引所が第一百七十三条第一項の承認を受けてその開設する商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う方法

三 商品取引所が商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う方法（前号に掲げる方法を除く。）（取引の決済の繰延への禁止）

2 前項の場合において、商品市場における取引に基づく債務の不履行による債権に関し、前条第一項の規定により同項に規定する信認金及び取引証拠金について弁済を受け、なお不足があるときは、当該取引の相手方たる会員等の当該商品市場に立つて弁済を受ける権利を有する。

2 会員等は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、他の会員等の当該商品市場についての特別担保金について弁済を受ける権利を有する。ただし、その不足する額に、その会員等の当該商品市場についての特別担保金の額の同項に規定する取引の相手方たる会員等以外の会員等の当該商品市場についての特別担保金の額に對する割合を乗じて得た額をその不足する額から控除した残額の範囲内に限る。

3 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の会員等は、第二項に規定する取引の相手方たる会員等に対し、求償権を有する。

4 第百八条 第一百八条会員等（第二百五条第二号又は第三号に掲げる方による決済を行う場合にあつては、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（債務不履行による損害賠償）

第五百八十九条 第五百八十九条商品取引所は、商品市場における取引所は、商品市場ごとに、商品市場を開設することができることとなつた日以後最初にその取引を行つたとき、及び臨時に取引を開始し、若しくは終了し、又はその停止をし、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（信認金等の運用方法）

第五百十一条 第五百十一条商品取引所は、国債の保有その他主務省令で定める方法によるほか、信認金又は特別担保金として預託を受けたものを運用することができる。

けた会員等又は商品取引清算機関は、その損害を与えた会員等の当該取引に係る商品市場についての信認金及び当該取引についての取引証拠金（自己の計算による取引についてのものに限る。）について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 第五百九十二条 第五百九十二条第五項の規定による取引委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかる先弁済を受ける権利は、前項の規定又は商品取引の特別担保金についての会員等又は商品取引清算機関の権利に対して優先する。

3 会員等は、商品取引所が業務規程で定めるところにより行う格付に従わなければならない。

4 商品取引所は、格付人を選任する必要がある場合においては、当該商品取引所の会員等以外の者（うちから選任しなければならない。）のうちから選任しなければならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項の格付人は、商品取引所の使用人としたければならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

6 第五百九十四条 第五百九十四条上場商品の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

7 第五百九十五条 第五百九十五条の規定において、商品市場における取引の決済は、定款で定めるところにより、商品市場ごとに、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

（取引の決済）

8 第五百九十六条 第五百九十六条商品取引所が第一百七十三条第一項の承認を受けてその開設する商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う方法

9 第五百九十七条 第五百九十七条商品取引所は、商品市場における取引は、商品取引所の格付の遅延その他商品取引所（前条第三号にに基づく債務の引受けを行う方法（前号に掲げる方法を除く。）（取引の決済の繰延への禁止）

10 第五百九十八条 第五百九十八条会員等は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、当該取引の相手方たる会員等の当該商品市場に立つて弁済を受ける権利を有する。ただし、その不足する額に、その会員等の当該商品市場についての特別担保金の額の同項に規定する取引の相手方たる会員等以外の会員等の当該商品市場についての特別担保金の額に對する割合を乗じて得た額をその不足する額から控除した残額の範囲内に限る。

11 第五百九十九条 第五百九十九条会員等（第二百五条第二号又は第三号に掲げる方による決済を行う場合にあつては、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（信認金等の運用方法）

第五百十一条 第五百十一条商品取引所は、国債の保有その他主務省令で定める方法によるほか、信認金又は特別担保金として預託を受けたものを運用することができる。

- 六 組織変更をする会員商品取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項
- 七 組織変更後株式会社商品取引所が組織変更に際して組織変更をする会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる金銭を交付するときは、その額又はその算定方法
- 八 前号に規定する場合には、組織変更をする会員商品取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項
- 九 組織変更後株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項
- 十 組織変更がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発生日」という。）
- 十一 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項
- 2 組織変更後株式会社商品取引所が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項（組織変更後株式会社商品取引所の取締役に係る事項に限る。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。（組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等）
- 5 第百二十三条 組織変更をする会員商品取引所は、前条第一項の会員総会の会議開催日の十日前から組織変更の効力が生ずる日の前日までの間、組織変更計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならぬ。
- 2 組織変更をする会員商品取引所の会員及び債権者は、会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更をする会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならぬ。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求
- 五 前項の電磁的記録に記録された事項を電子機器によつて表示する場合にあつては、その事項を記載した書面の交付の請求
- 六 組織変更をする会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正當な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 3 組織変更後株式会社商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知り得ている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第一号の期間は、一月を下ることができない。
- 一 組織変更をする旨
- 二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 三 前項の規定にかわらず、組織変更をする会員商品取引所が同項の規定による公告を、官報に従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告の方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする会員商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等）に関する法律（昭和十八年法律第四十号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）を以つ。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- （組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等）
- 2 組織変更後株式会社商品取引所の株主及び債権者は、組織変更の効力が生じた日から六ヶ月間、第二百二十三条第一項の書面又は電磁的記録及び前条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならない。
- 3 組織変更後株式会社商品取引所の株主及び債権者は、組織変更後株式会社商品取引所に対し、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電子機器によつて表示する場合にあつては、その事項を記載した書面の交付の請求
- 五 前項の電磁的記録に記録された事項を官報に公告する事項を官報に公告し、かつ、知り得ている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
- （債権者の異議）
- 第一百二十四条 組織変更をする会員商品取引所の債権者は、当該会員商品取引所に対し、組織変更について異議を述べることができる。
- 二 前項の書面の閲覧の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- （組織変更時発行株式の申込み等）
- 第一百二十六条 会員商品取引所は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社商品取引所の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。
- 2 会法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する。この場合において、必要な技術的説替えは、政令で定める。
- （資本金として計上すべき額）
- 第一百二十七条 組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額については、主務省令で定める。
- （資本準備金として計上すべき額等）
- 第一百二十八条 組織変更に際して資本準備金として計上すべき額その他の組織変更に際しての計算に關する事項は、主務省令で定める。

- 二 前項の書面の閲覧の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電子機器によつて表示する場合にあつては、その事項を記載した書面の交付の請求
- 五 前項の電磁的記録に記録された事項を官報に公告する事項を官報に公告し、かつ、知り得ている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
- （組織変更における株式の発行）
- 第一百二十九条 会員商品取引所は、第二百二十六条第一項の規定による株式の割当てを行はばかに組織変更に際して、組織変更後株式会社商品取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 この条の規定により発行する株式（以下この節において「組織変更時発行株式」という。）の数（種類株式発行会社があつては、組織変更時発行株式の種類及び数。以下この節において同じ。）
- 二 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
- （組織変更時発行株式の申込み等）
- 第一百三十条 会員商品取引所は、組織変更時発行株式の申込みをする者は、組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者に対する申込みをし、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 前項各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項
- 二 前条各号に掲げる事項
- 三 金銭の払込みをするべきときは、払込みの取扱いの場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項
- （組織変更時発行株式の申込み等）
- 第一百三十二条 会員商品取引所は、組織変更時発行株式の申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会員商品取引所に交付しなければならない。
- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
- 二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数
- 三 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、会員商品取引所の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
- 4 会員商品取引所は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この節において「申込者」という。）に通知しなければならない。
- 5 会員商品取引所が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該会員商品取引所に通知した場合はあつては、その場所又は連絡先）にあつて発すれば足りる。

消滅商品取引所（以下この節において「新設合併消滅株式会社商品取引所」という。）の商号及び住所
二 株式会社商品取引所である新設合併設立商品取引所（以下この節において「新設合併設立株式会社商品取引所」）といふ。の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社商品取引所の定款で定める事項
四 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役となる者の氏名及びその設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称
五 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項
イ 新設合併設立株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合、新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称
ロ 新設合併設立株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合、新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して監査役となる者の氏名
六 新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付するその持分又は株式に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項
七 新設合併消滅株式会社商品取引所が新設合併消滅商品取引所を除く。に対する前号の株式の割当に関する事項
八 新設合併消滅株式会社商品取引所が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対しても交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項
イ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権を

交付するときは、当該新株予約権の内容及び數又はその算定方法
ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権があるときは、新設合併設立株式会社商品取引所が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
ハ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法
九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項（新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役となる者に係る事項に限る。）は、新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項（新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役となる者とを区別して定めなければならない。
一 第一項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅株式会社商品取引所の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。
二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当をしないこととすることとするときは、その旨及び当該株式の種類
三 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当をしないこととすることとするときは、その旨及び当該株式の種類

所及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合には、各種類の株式の数）に応じて新設合併設立株式会社商品取引所の株式を交付することを内容とするものでなければならない。
四 第百四十四条 吸收合併消滅会員商品取引所は、第四項の会員総会の日の十日前の日から吸收合併の効力が生ずるまでの間、吸收合併契約の内容その他の主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。
五 第百四十四条 第四款 会員商品取引所の合併の手続（吸收合併消滅会員商品取引所の手続）
六 第百四十四条 第二款 会員商品取引所の合併の手続（吸收合併存続会員商品取引所の手続）
七 第百四十四条 第二款 会員商品取引所の合併の手続（吸收合併存続会員商品取引所の手続）
八 第百四十四条 第二款 会員商品取引所の合併の手続（吸收合併存続会員商品取引所の手続）
九 第百四十四条 第二款 会員商品取引所の合併の手続（吸收合併存続会員商品取引所の手続）
一 第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主（新設合併消滅商品取引所についての次に掲げる事項）

所及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合には、各種類の株式の数）に応じて新設合併設立株式会社商品取引所の株式を交付することを内容とするものでなければならない。
二 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節の規定を適用する。
三 第百四十四条 第二款 会員商品取引所の合併の手続（吸收合併存続会員商品取引所の手続）
四 第百四十四条 第二款 会員商品取引所の合併の手続（吸收合併存続会員商品取引所の手続）
五 第百四十四条 第二款 会員商品取引所の合併の手続（吸收合併存続会員商品取引所の手続）
六 第百四十四条 第二款 会員商品取引所の合併の手続（吸收合併存続会員商品取引所の手続）
七 第百四十四条 第二款 会員商品取引所の合併の手続（吸收合併存続会員商品取引所の手続）
八 第百四十四条 第二款 会員商品取引所の合併の手続（吸收合併存続会員商品取引所の手続）
九 第百四十四条 第二款 会員商品取引所の合併の手続（吸收合併存続会員商品取引所の手続）
一 第一項又は前項の書面の閲覧の請求

二 第一項又は前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求	三 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求	五 新設合併消滅会員商品取引所は、会員総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。
六 新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅会員商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅会員商品取引所に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。	七 第百四十四条の五 吸收合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所と)

八 第百二十四条の三 新設合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。	九 第百四十四条の四 新設合併設立会員商品取引所の手続
(新設合併設立会員商品取引所の手続)	第一節第一款(第七条、第八条、第十一條第二項、第十九条、第二十条第二項、第二十五条まで並びに第五項前段、第六条第一項、第十二条から第二十一条まで並びに第二十七条を除く。)の規定は、新設合併設立会員商品取引所の設立については、適用しない。
(新設合併消滅会員商品取引所の手続)	第二節第一款(第七条、第八条、第十一條第二項、第十九条、第二十条第二項、第二十五条まで並びに第五項前段、第六条第一項、第十二条から第二十一条まで並びに第二十七条を除く。)の規定は、新設合併設立会員商品取引所の設立については、適用しない。
十 第百四十四条の五 吸收合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所と)	十一 第百四十四条の五 吸收合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所と)

十一 第百四十四条の五 吸收合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所と)	十二 第百四十四条の六 吸收合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所と)
一 吸收合併存続株式会社商品取引所が承継する場合において、その旨を説明しなければならない。	一 吸收合併存続株式会社商品取引所が承継する場合において、その旨を説明しなければならない。
二 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主	二 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主
三 前項の書面の閲覧の請求	三 前項の書面の閲覧の請求
四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求	四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
五 新設合併消滅会員商品取引所は、会員総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならぬ。	五 第一百四十四条の六 吸收合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所と)

六 第一百四十四条の六 吸收合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所と)	七 第百四十四条の七 吸收合併契約等の承認を要しない場合等
一 吸收合併存続株式会社商品取引所が承継する場合において、その旨を説明しなければならぬ。	一 吸收合併存続株式会社商品取引所が承継する場合において、その旨を説明しなければならぬ。
二 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主	二 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主
三 前項の書面の閲覧の請求	三 前項の書面の閲覧の請求
四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求	四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
五 第一百四十四条の六 吸收合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所と)	五 第一百四十四条の六 吸收合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所と)

吸收合併存続株式会社商品取引所の定款で定めた場合にあつては、その割合を超えない場合には適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は吸收合併消滅会員商品取引所の会員に対する交付する株式等の全部又は一部が吸收合併存続株式会社商品取引所の譲渡制限株式である場合であつて、吸收合併存続株式会社商品取引所が公開会社（会社法第二条第五号に規定する公开会社をいう。以下この節において同じ。）でないときは、この限りでない。

一次に掲げる額の合計額イ吸收合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する吸收合併存続株式会社商品取引所の株式の数に一株当たり純資産額（会社法第一百四十二条第二項に規定する一株当たり純資産額をいう。）を乗じて得た額

ロ 吸收合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する吸收合併存続株式会社商品取引所の金銭の額の合計額

二 吸收合併存続株式会社商品取引所の純資産額として主務省令で定める方法により算定される額

前項本文に規定する場合において、主務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権行使することができるものに限る。）を有する株主が次条第一項の規定による通知又は同条第二項の公告の日から二週間以内に吸收合併に反対する旨を吸收合併存続株式会社商品取引所に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。前条第五項の規定は、前項の株主総会について準用する。（株主に対する通知）

第一百四十四条の八 吸收合併存続株式会社商品取引所は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対して、吸收合併をする旨並びに吸收合併消滅会員商品取引所の名称及び住所（第百四十四条の六第三項に規定する場合にあつては、同項の株式に関する事項を含む。）を通知しなければならない。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

一 吸收合併存続株式会社商品取引所が公開会社である場合

二 吸收合併存続株式会社商品取引所が第百四十四条の六第一項の株主総会の決議によつて吸收合併契約の承認を受けた場合

3 会社法第九百四十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸收合併存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸收合併をやめることの請求）

一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸收合併をやめることの請求）

反する場合において、吸收合併存続株式会社商品取引所の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、吸收合併存続株式会社商品取引所の株主は、吸收合併存続株式会社商品取引所に対して、当該吸收合併をやめることを請求することができます。ただし、第百四十四条の七第一項本文に規定する場合（同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

（株式買取請求）

二 吸收合併存続株式会社商品取引所は、反対する事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者（社債管理者（会社法第七百二十二条の社債管理者をいう。）又は社債管理補助者（会社法第七百四十四条の二の社債管理補助者をいう。以下この項において同じ。）がある場合は、当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

（社債管理補助者をいう。以下この項において同じ。）がある場合は、当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

（株式買取請求）

二 吸收合併存続株式会社商品取引所に對し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。ただし、第百四十四条の七第一項本文に規定する場合（同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

（株式買取請求）

は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（債権者の異議）

一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（債権者の異議）

反する場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（債権者の異議）

合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（債権者の異議）

提供することの請求又はその事項を記載した

4

書面の交付の請求
吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第二回 新設合併消滅株式会社商品取引所の手続

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第三百四十四条の十三

新設合併消滅株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所)が新設合併をする場合における当該新設合併消滅株式会社商品取引所に限る。(以下この目において同じ。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならぬ。

第一次第百四十四条第一項の株主総会の二週間前の日は、当該種類株主総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該種類株主総会の二週間前の日は、当該種類株主総会の決議によつてその承認を受けなければならないと

第三次第百四十四条第一項の規定による通じの日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

第四次第百四十四条十九において準用する第百四十四条の十一第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

新設合併消滅株式会社商品取引所の株主及び債権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求ができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

五 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(新設合併契約の承認)
取引所は、株主総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

2 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の一(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

3

前項の規定にかかるわらず、新設合併消滅株式会社商品取引所が公開会社である場合において、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対しても、新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、第一項の株主総会(種類株式発行会社の株主総会を除く。)の決議は、会社法第三百九十三条に定める決議によらなければならぬ。

4 新設合併消滅株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、当該新設合併設立株式会社商品取引所の株式(譲渡制限株式を除く。)の種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5 第百四十四条の十七 新設合併をする場合には、次に掲げる株主は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

一 新設合併契約を承認するための株主総会(種類株主総会を含む。)に先立つて当該新設合併に反対する旨を当該新設合併消滅株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設合併に反対した株主(当該株主総会において議決権行使することができるものに限る。)

二 当該株主総会において議決権行使することができる株主

三 前項の種類株主総会の決議は、当該種類株主の半数以上(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)であつて、当該株主の議決権の三分の一(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

五 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(株主等に対する通知)

第六百四十四条の十五 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前項第一項の株主総会の決議の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録

(新株予約権買取請求)
(会社法第百四十九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。)並びにその新株予約権者及び登録新株予約権質権者(同法第二百七十三条第一項に規定する登録新株予約権質権者をいう。)に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併に對し、新設合併取引所及び新設合併設立株式会社商品取引所の名称又は商号及び住所を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

3 会社法第九百四十四条第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第三百九十三条号に掲げる方法により前項の公告をす

る場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設合併をやめることの請求)
(新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所に對して、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅株式会社商品取引所に對し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

(株式買取請求)

第六百四十四条の十九 第百四十四条の十一の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所について準用する。

(株式会社商品取引所の手続)

第六百四十四条の二十 会社法第二編第一章(第二十七条(第四号及び第五号を除く。)、第二十九条、第三十一条、第三十七条第三項、第三十九条及び第四十七条から第四十九条までを除く。)の規定は、新設合併設立株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併設立株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)の設立については、適用しない。

2 新設合併設立株式会社商品取引所の定款は、新設合併消滅商品取引所が作成する。

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第六百四十四条の二十一 新設合併設立株式会社商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立株式会社商品取引所が承継した新設合併消滅商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立株式会社商品取引所は、その成

立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録

及び新設合併契約の内容その他主務省令で定め

るもの（その出資の全額の払込みが終了した者に限る）の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が第十条第二項各号に定める者であること。

口 第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

二 期限付商品市場（定期に存続期間が記載され、若しくは記録されている会員商品取引所の商品市場又は定期に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るもの

次に掲げる基準

イ 前号イに掲げる基準

ロ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ハ 第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものでなく。）又は会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止に係るもの

四 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものでなく。）又は会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止に係るもの

四号までに掲げる基準

五 前各号に掲げるもの以外のもの 第十五条第一項第四号に掲げる基準

口 第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準

四 主務大臣は、株式会社商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が第八十条第一項第六号に掲げる基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

五 前各号に掲げるもの 第十五条第一項第四号に掲げる基準

口 第十五条第一項第二号及び第四号までに掲げる基準

六 主務大臣は、会員商品取引所についての第一項の認可をする場合においては、第三項第二号口及びハ（第十五条第一項第四号に係る部分を除く。）並びに第三項第四号イ及びロ（同条第一項第四号に係る部分を除く。）に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限までの間又は範囲変更期間について判断して行うものとする。

七 会員商品取引所についての第一項の認可であつて次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。

一 商品市場の開設若しくは商品市場に関する第一条第二項第十三号に掲げる事項の変更（次号に掲げるものを除く。）、会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止又は会員の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止 第十五条第五項から第九項までの規定

二 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものでなく。）又は会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止に係るもの

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものでなく。）又は会員商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に係るもの

四 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものでなく。）又は会員商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に係るもの

五 前各号に掲げるもの 第八十条第一項第六号に掲げる基準

六 口 第八十一条第一項第四号から第六号までに掲げる基準

七 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設に係るもの（次号に掲げるものを除く。）第八十条第一項第二号から第六号までに掲げる基準

二 株式会社商品取引所に係るもの 第八十一条第一項第六号に掲げる基準

四 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるとときは、認可をしなければならない。

一 会員商品取引所に係るもの 第十五条第一項第四号に掲げる基準

二 株式会社商品取引所に係るもの 第八十一条第一項第六号に掲げる基準

五 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるとときは、認可をしなければならない。

一 商品市場の開設に係るもの（次号に掲げるものを除く。）第八十条第一項第二号から第六号までに掲げる基準

二 期限付商品市場（業務規程に存続期間が記載され、若しくは記録されている株式会社商品取引所の商品市場又は業務規程に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るもの（次号に掲げる基準）

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものでなく。）又は会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止に係るもの

四 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものでなく。）又は会員商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に係るもの

五 前各号に掲げるもの 第八十一条第一項第六号に掲げる基準

六 口 第八十一条第一項第四号から第六号までに掲げる基準

七 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、当該基準を適用すべき申請に係る株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限までの間又は範囲変更期間について判断して行うものとする。

二 株式会社商品取引所に係るもの 第八十一条第一項第六号に掲げる基準

四 主務大臣は、第一項の認可であつて、当該認可が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合に当該会員商品取引所又は該当商品市場における取引の状況について勘査しなければならない。

五 主務大臣は、第一項の認可の申請が上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものである場合に当該会員商品取引所又は該当商品市場における取引の状況について勘査しなければならない。

六 口 第八十一条第一項第六号に掲げる基準

七 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間の廃止に係る第一項の認可に当たつては、当該認可までの間の当該会員商品取引所又は該当商品市場における取引の状況について勘査しなければならない。

八 主務大臣は、第一項の認可の申請が上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものである場合に当該会員商品取引所又は該当商品市場における取引の状況について勘査しなければならない。

おいては、次の各号に掲げる事項に係るものについて、当該各号に定める規定を準用する。

一 商品市場の開設若しくは商品市場に関する規定 第百二条第一項第四号、第五号若しくは第十号に掲げる事項の変更（次号に掲げるものを除く。）、株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止又は株式会社商品取引所の取引参加者の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止 第十五条第五項から第九項までの規定

二 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止に係る第一項の認可に当たつては、当該認可までの間の当該株式会社商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘査しなければならない。

三 第百五十七条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引所の子会社若しくはその会員等に対し、その業務に係る物件を検査することができる。

四 第百五十九条 前項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該会員等が所有し、又は預託を受けた上場商品でその事務所若しくは営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるとときは、当該会員等をして当該上場商品の保

管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該会員等を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。

二 第百五十八条 第一百五十九条の規定により立入検査をする職員は、他の電力の先物取引に關係のある物件を検査することができる。

三 第百五十九条の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

四 第百五十九条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（業務改善命令）

五 第百五十九条 主務大臣は、商品取引所の業務の運営に関し、公益若しくは取引の信義則の確保のため又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該商品取引所に対し、定款その他の規則の変更、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

六 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

七 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

八 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

九 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

一 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

二 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

三 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

四 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

五 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

六 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

七 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

八 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

九 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

一 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

二 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

三 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

四 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

五 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせことができる。

六 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせことができる。

七 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせことができる。

八 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせことができる。

九 第百五十九条の規定による立入検査をする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせことができる。

使用人又はこれらの職にあつた者は、その職務に
に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用
してはならない。

(登記の期間) 登記すべき事項のうち主務大臣の
許可又は認可を要するものの登記の期間につい
ては、その許可書又は認可書の到達した日から
起算する。

第一百六十二条 登記すべき事項のうち主務大臣の
許可又は認可を要するものの登記の期間につい
ては、その許可書又は認可書の到達した日から
起算する。

第一百六十三条 削除

(登記の効力) この法律の規定により登記すべき
事項は、登記をした後でなければ、これをもつ
て第三者に対抗することができない。

(制裁規程) 第百六十五条 商品取引所は、その定款におい
て、会員又は取引参加者が、この法律等若しく
は当該商品取引所の定款、業務規程、受託契約
準則、紛争処理規程その他の規則に違反し、又
は取引の信義則に背反する行為をしたときは、
当該会員又は取引参加者に對し、過怠金を科
し、若しくは当該商品取引所の全部若しくは一
部の商品市場における取引若しくはその商品清
算取引を停止し、若しくは制限し、又は
当該会員の除名若しくは当該取引参加者の取引
資格の取消しを行う旨を定めなければならない
(市場取引監視委員会)

第一百六十六条 商品取引所は、市場取引監視委員
会規程において、商品市場における取引の公正
の確保を図るため、商品市場における取引につ
いて学識経験を有することその他の主務省令で定
められたる要件に該当する委員により組織される市場
取引監視委員会(以下この条において「委員会」とい
う。)を置く旨を定めなければならない。

2 委員会は、商品市場における取引の方針、管
理その他商品取引所の業務の運営について、理
事長又は代表取締役(指名委員会等設置会社に
あつては、代表執行役)に対して意見を述べる
ことができる。

3 商品取引所は、その市場取引監視委員会規程
において、委員会の組織及び権限に関する事項
その他の主務省令で定める事項を定めなければな
らない。

第三章 商品取引清算機関等

第一節 商品取引清算機関

(許可) 第百六十七条 商品取引債務引受業は、主務大臣
の許可を受けた株式会社でなければ、當んでは
ならない。

(許可の申請)

第一百六十八条 前条の許可を受けようとする者
は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大
臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本金の額

三 本店、支店その他の営業所の所在地

四 商品取引債務引受業の対象とする債務の起
因となる取引が行われる商品市場

五 役員の氏名又は名称及び住所

六 前項の申請書には、定款、業務方法書その他
主務省令で定める書類を添付しなければなら
い。

(許可の基準)

第一百六十九条 主務大臣は、第百六十七条の許可
の申請が次に掲げる基準に適合していると認め
るときは、許可をしなければならない。

一 許可申請者が株式会社であること。

二 定款及び業務方法書の規定が法令に違反せ
ず、かつ、商品取引債務引受業を適正かつ確
実に遂行するために十分であること。

三 商品取引債務引受業を健全に遂行するに足
る財産的基礎を有し、かつ、商品取引債務
引受業に係る収支の見込みが良好であるこ
と。

四 その人的構成に照らして、商品取引債務引
受業を適正かつ確実に遂行することが可能
と認められる。

五 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

六 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

七 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

八 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

九 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

十 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

十一 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

十二 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

十三 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

十四 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

十五 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

十六 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

十七 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

十八 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

十九 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

二十 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

二十一 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

二十二 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

二十三 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

二十四 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

二十五 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

七十二条までにおいて同じ。)は、商品取引債
務引受業及び前項の業務(以下「商品取引債
務引受業等」という。)並びにこれらに附帯する
業務のほか、他の業務を営むことができない。
ただし、金融商品債務引受業等その他商品取引
債務引受業に連する業務で、当該商品取引債
務機関が商品取引債務引受業を適正かつ確實に
當むにつき支障を生ずるおそれがないと認めら
れるものについて、主務省令で定めるところに
より、主務大臣の承認を受けたときは、この限
りでない。

債務引受業を停止したときは、主務省令で定め
られた業務を廃止したときは、主務省令で定め
るとところにより、その旨を主務大臣に届け出
なければならない。

2 主務大臣は、第二項ただし書の承認に条件を
付することができる。

3 商品取引清算機関は、前項ただし書の承認を
受けた業務を停止したときは、主務省令で定め
られた純資産額に關する要件を満たさないものと
なった場合には、当該清算参加者が相手方とす
る債務引受けの停止又は当該清算参加者の清算
参加者としての資格の取消しを行わなければな
らない。

4 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

5 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

6 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

7 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

8 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

9 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

10 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

11 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

12 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

13 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

14 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

15 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

16 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

17 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

18 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

19 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

20 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

21 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

22 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

23 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

24 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

25 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

七十二条までにおいて同じ。)は、商品取引債
務引受業及び前項の業務(以下「商品取引債
務引受業等」という。)並びにこれらに附帯する
業務のほか、他の業務を営むことができない。
ただし、金融商品債務引受業等その他商品取引
債務引受業に連する業務で、当該商品取引債
務機関が商品取引債務引受業を適正かつ確實に
當むにつき支障を生ずるおそれがないと認めら
れるものについて、主務省令で定めるところに
より、主務大臣の承認を受けたときは、この限
りでない。

債務引受業を停止したときは、主務省令で定め
られた業務を廃止したときは、主務省令で定め
るとところにより、その旨を主務大臣に届け出
なければならない。

2 商品取引清算機関は、業務方法書で定める要
件に該当する者に対し、当該商品取引債
務機関で定める要件を満たさないものと
された純資産額に關する要件を満たさないものと
なった場合には、当該清算参加者が相手方とす
る債務引受けの停止又は当該清算参加者の清算
参加者としての資格の取消しを行わなければな
らない。

3 商品取引清算機関は、前項ただし書の承認を
受けた業務を停止したときは、主務省令で定め
られた純資産額に關する要件を満たさないものと
なった場合には、当該清算参加者が相手方とす
る債務引受けの停止又は当該清算参加者の清算
参加者としての資格の取消しを行わなければな
らない。

4 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

5 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

6 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

7 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

8 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

9 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

10 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

11 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

12 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

13 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

14 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

15 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

16 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

17 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

18 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

19 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

20 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

21 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

22 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

23 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

24 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

(清算参加者)

第一百七十四条 商品取引清算機関は、業務方法書
で定めるところにより、業務方法書で定める要
件に該当する者に対し、当該商品取引債
務機関で定める要件を満たさないものと
された純資産額に關する要件を満たさないものと
なった場合には、当該清算参加者が相手方とす
る債務引受けの停止又は当該清算参加者の清算
参加者としての資格の取消しを行わなければな
らない。

債務引受業を停止したときは、主務省令で定め
られた業務を廃止したときは、主務省令で定め
るとところにより、その旨を主務大臣に届け出
なければならない。

2 商品取引清算機関は、業務方法書で定める要
件に該当する者に対し、当該商品取引債
務機関で定める要件を満たさないものと
された純資産額に關する要件を満たさないものと
なった場合には、当該清算参加者が相手方とす
る債務引受けの停止又は当該清算参加者の清算
参加者としての資格の取消しを行わなければな
らない。

3 商品取引清算機関は、前項ただし書の承認を
受けた業務を停止したときは、主務省令で定め
られた純資産額に關する要件を満たさないものと
なった場合には、当該清算参加者が相手方とす
る債務引受けの停止又は当該清算参加者の清算
参加者としての資格の取消しを行わなければな
らない。

4 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

5 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため
必要な最小限度のものでなければならない。

6 商品取引清算機関は、前項の申請書には、業務
方法書で定める要件を満たさないものと
された純資産額に關する要件を満たさないものと
なった場合には、当該清算参加者が相手方とす
る債務引受けの停止又は当該清算参加者の清算
参加者としての資格の取消しを行わなければな
らない。

7 その他の主務省令で定める事項

8 第九十九条第七項の規定は、前項第三号の純
資産額について準用する。

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保
持義務)

五 清算参加者の債務の履行の確保に関する事
項(取引証拠金に関するものを含む。)

六 商品清算取引に関する事項

七 第九十九条第七項の規定は、前項第三号の純
資産額について準用する。

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保
持義務)

八 第九十九条第七項の規定は、前項第三号の純
資産額について準用する。

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保
持義務)

九 第九十九条第七項の規定は、前項第三号の純
資産額について準用する。

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保
持義務)

十 第九十九条第七項の規定は、前項第三号の純
資産額について準用する。

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保
持義務)

十一 第九十九条第七項の規定は、前項第三号の純
資産額について準用する。

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保
持義務)

十二 第九十九条第七項の規定は、前項第三号の純
資産額について準用する。

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保
持義務)

十三 第九十九条第七項の規定は、前項第三号の純
資産額について準用する。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第一百七十七条 商品取引清算機関は、特定の清
算参加者に対し不当な差別的取扱いをしてはなら
ない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

商品取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該商品取引清算機関の業務方法書の定めに従うものとする。

2 商品取引清算機関の有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団に属する財産、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産とする。(定款又は業務方法書の変更の認可)

第百八十二条 商品取引清算機関の定款又は業務方法書の変更は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散等の認可)

第百八十三条 商品取引清算機関の商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議は、主務大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。

(報告微収及び立入検査)

第百八十四条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引清算機関若しくはその清算参加者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引清算機関若しくはその清算参加者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。(業務改善命令)

第百八十五条 主務大臣は、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、商品取引清算機関に対し、定款、業務方法書その他の規則の変更、業務の方法の変更その他の業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(監督上の処分)

第百八十六条 主務大臣は、商品取引清算機関がこの法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分(以下この条において「この法律等」という。)に違反した場合において、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認めるときは、当該商品取引清算機関に対し、第百六十七条第二項ただし書七条の許可若しくは第百七十一条第二項ただし書

若しくは第百七十三条第一項の承認を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 主務大臣は、第百六十七条の許可、第百七十三条第一項ただし書若しくは第百七十三条第一項の承認若しくは第百八十二条の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該許可、承認又は認可を取り消すことができる。

3 第百七十三条第一項の承認を受けた商品取引機関の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は商品取引清算機関の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引清算機関に對し、当該役員の解任を命ずることができる。

4 主務大臣は、不正の手段により商品取引清算機関の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は商品取引清算機関の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引清算機関に對し、当該役員の解任を命ずることができる。

第百八十七条 第百五十八条第二項の規定は前二条の規定による处分について、第百五十九条第四項の規定は前条の規定による許可、承認若しくは認可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

第二節 雜則

(取引の決済の結了に関する規定の準用)

第百八十八条 第百十三条规定(第百四条において準用する場合を含む。)の規定は、商品清算取引を委託した会員が会員商品取引所から脱退した場合若しくは商品清算取引を委託した取引参加者が株式会社商品取引所の取引資格を喪失した場合又は商品清算取引を委託した会員等の商品市場における取引が停止された場合であつて、かつ、その商品清算取引が結了していない場合における当該商品清算取引について準用する。

(政令への委任)

第百八十九条 第百六十七条から前条までに定めるもののほか、商品取引清算機関等に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 商品先物取引業者

(商品先物取引業の許可)

第百九十一条 商品先物取引業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければならない。されば、その期間の経過によって、その効力を失う。

(許可の条件)

第百九十二条 前条第一項の許可(同条第二項の許可の更新を含む。以下同じ。)には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者等を保護するため必要な最小限度のものでなければならない。

(許可の申請)

3 うとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 純資産額

三 本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

四 役員の氏名又は名称及び住所

5 第二条第二十二項各号に掲げる行為に係る業務の種別

六 その他主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

三 第二条第二十二項第七項の規定は、第一項第二号の純資産額について準用する。

(許可の基準)

第百九十三条 主務大臣は、第百九十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ 株式会社(外国の法令に準拠して設立された法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所又は事務所を有するもの)

ロ 株式会社以外の法人又は外国に住所を有する者(イに該当する者を除く。)であつて政令で定めるもの

二 許可申請者がその商品先物取引業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その商品先物取引業の収支の見込みが良好であること。

三 許可申請者がその商品先物取引業を公正かつ確実に遂行することができる知識及び経験があること。

を有し、かつ、十分な社会的信用を有するとともに、その商品先物取引業を行うことが委託者等の保護に欠けるおそれがないこと。

(許可の手続)

2 許可申請者の純資産額が委託者等の保護のため必要な額として主務省令で定める額を下回る場合には、前項第二号の規定の適用に当たつては、その者は、その商品先物取引業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないものとする。

5 申請書又はこれに添付すべき書類のうちには重要な事項について虚偽の記載がないこと。

(届出事項)

2 前項の届出書は、次に掲げる事項について準用する。

(届出事項)

3 商品先物取引業者は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(届出事項)

2 第百九十二条第一項第一号又は第三号から第六号までに掲げる事項を変更したとき。

(届出事項)

2 国内に設けられたすべての営業所又は事務所において第一条第二十二項第一号及び第二号に掲げる行為に係る業務を廃止したとき。

(届出事項)

3 商品先物取引業を開始し、休止し、又は再開したとき。

(届出事項)

2 前項の届出書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(届出事項)

2 その他の主務省令で定める場合に該当すると開したとき。

(届出事項)

2 前項の届出書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(届出事項)

2 「兼業業務」という。を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

(届出事項)

2 商品先物取引業者は、他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、商品先物取引業者がその法人の総株主又は総社員の議決権の

二分の一以上に相当する議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第二百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）を有する関係その他の法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。）を持つに至つたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。（廃業の届出等）

- 4 商品先物取引業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を主務大臣に届けなければならない。
- 4 商品先物取引業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を主務大臣に届けなければならない。

5 商品先物取引業者は、第三項の規定による公告をした場合においては、当該商品先物取引業者が行つた委託者の計算による商品市場における取引を速やかに結了し、かつ、商品市場における取引につき委託者から預託を受けた財産及びその計算において自分が占有する財産を遅滞なく返還しなければならない。
（商号等の使用制限）
第一百九十七条の二 商品先物取引業者でない者は、その商号又は名称中に商品先物取引業者であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二节 特定委託者等

（特定委託者への告知義務）

- 1 第百九十七条の三 商品先物取引業者は、商品取引契約の申込みを特定委託者（第二条第二十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、商品取引契約を過去に当該特定委託者との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る商品取引契約を締結するまでに、当該特定委託者に対し、当該特定委託者が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。
- 2 第百九十七条の四 特定委託者（第二条第二十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る。）は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関する申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定商品取引契約に基づき当該申出者を代理して商品取引契約を締結するときは、当該商品取引契約の相手方である他の商品先物取引業者（次項及び第八項において「相手方商品先物取引業者」という。）に対し、あらかじめ、当該商品取引契約に関する申出者が一般顧客とみなされる旨を告知しなければならない。
（以下「一般顧客」という。）として取り扱うよう申し出ることができる。
- 3 第百九十七条の五 法人（特定委託者、特定當業者及び百九十七条の九第一項に規定する法人を除く。）は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関する申出者が前項の規定による申出をする場合には、相手方商品先物取引業者に対しては、前項の規定は、適用しない。
- 4 第百九十七条の六 特定商品取引契約を締結した商品先物取引業者は、前項の規定により承諾を受けた後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいざれかを行うまでは、当該申出を承諾しなければならない。
- 5 第百九十七条の七 商品先物取引業者は、前項の規定による申出をした場合には、第一項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面により、当該申出をした法人（以下この条において「申出者」という。）の同意を得なければならない。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日（主務省令で定める場合にあつては、当該経過する日前で主務省令で定める日）としなければならない。
- 6 第百九十七条の八 特定商品取引契約を締結した商品先物取引業者が第六項の規定による告知をした場合には、第一号の規定による申出をした者は、当該申出者を一般顧客とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。
- 7 第百九十七条の九 承諾日以後に申出者が新たに第二条第二十五項第一号から第三号まで又は第六号のいづれかに掲げる者となつた場合には、当該申出者がこれらの人となつた日以後は、第五項から前項までの規定は、適用しない。
- 8 第百九十七条の十 第二項の規定による承諾を得た申出者は、商

申出者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して商品市場における取引を速やかに結了し、かつ、商品市場における取引につき委託者から預託を受けた財産及びその計算において自分が占有する財産を遅滞なく返還しなければならない。
（復帰申出）
（復帰申出をした者（以下この条において「復帰申出者」という。）の同意を得なければならぬ）

5 商品先物取引業者が第二項の規定による承諾及び第三項の規定による書面の交付をした場合であつて、申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律（この節を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、一般顧客とみなす。

6 商品取引契約の締結の勧誘の相手方

7 商品先物取引業者は、商品取引契約（第二十二条各号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び第八項において「特定商品取引契約」という。）の締結において申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定商品取引契約に基づき当該申出者を代理して商品取引契約を締結するときは、当該商品取引契約の相手方である他の商品先物取引業者（次項及び第八項において「相手方商品先物取引業者」という。）に対し、あらかじめ、当該商品取引契約に関する申出者が一般顧客とみなされる旨を告知しなければならない。

8 商品取引契約（第二条第二十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る。）に対する申出が承認された後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいざれかを行うまでは、当該申出を承諾しなければならない。

9 商品先物取引業者は、前項の規定により承諾を受けた後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいざれかを行うまでは、当該申出を承諾しなければならない。

10 商品先物取引業者は、前項の規定による承諾を得た申出者は、商品取引契約に関する申出を承諾する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面により、当該申出をした法人（以下この条において「申出者」という。）の同意を得なければならない。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日（主務省令で定める場合にあつては、当該経過する日前で主務省令で定める日）としなければならない。

11 商品先物取引業者は、前項の申出（以下この条において「復帰申出」という。）を承諾する場合には、あらかじめ、当該復帰申出を承諾する日その他主務省令で定める事項を記載した書面により、復帰申出をした者（以下この条において「復帰申出者」という。）の同意を得なければならぬ。

12 商品先物取引業者は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、復帰申出者の承諾を得て、復帰申出者が特定委託者として取り扱われることについての同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して商品市場における取引を速やかに結了し、かつ、商品市場における取引につき委託者から預託を受けた財産及びその計算において自分が占有する財産を遅滞なく返還しなければならない。

13 商品先物取引業者が第十一項の規定により復帰申出者の同意を得て復帰申出を承諾した場合には、当該承諾をした日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間は、第五項、第六項及び第八項の規定は、適用しない。（特定委託者等以外の顧客である法人が特定委託者とみなされる場合）

14 商品先物取引業者が第一号に規定する法人（以下この条において「申出者」という。）と同一の同意を得なければならない。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日（主務省令で定める場合にあつては、当該経過する日前で主務省令で定める日）としなければならない。

15 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合には、第一号の規定による申出をした者は、当該申出者を一般顧客とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

16 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合には、第一号の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）において「承諾日」という。に対する申出が承認された後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいざれかを行うまでは、当該申出を承諾しなければならない。

17 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合には、第一号の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）において「承諾日」という。に対する承諾日から起算して一年を経過する日（主務省令で定める場合にあつては、当該経過する日前で主務省令で定める日）としなければならない。

18 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合には、第一号の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）において「承諾日」という。に対する承諾がこの節の規定によつては、当該申出者を一般顧客とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

19 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合には、第一号の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）において「承諾日」という。に対する承諾がこの節の規定によつては、当該申出者を一般顧客とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

20 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合には、第一号の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）において「承諾日」という。に対する承諾がこの節の規定によつては、当該申出者を一般顧客とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

21 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合には、第一号の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）において「承諾日」という。に対する承諾がこの節の規定によつては、当該申出者を一般顧客とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

22 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合には、第一号の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）において「承諾日」という。に対する承諾がこの節の規定によつては、当該申出者を一般顧客とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

23 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合には、第一号の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）において「承諾日」という。に対する承諾がこの節の規定によつては、当該申出者を一般顧客とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

24 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合には、第一号の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）において「承諾日」という。に対する承諾がこの節の規定によつては、当該申出者を一般顧客とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

25 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合には、第一号の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）において「承諾日」という。に対する承諾がこの節の規定によつては、当該申出者を一般顧客とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

品先物取引業者に商品取引契約の申込みをし、若しくは当該商品先物取引業者と商品取引契約を締結する場合におけるこの法律の規定の適用の特例の内容として主務省令で定める事項

四 口 商品取引契約に関して特定委託者として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定委託者として取り扱われる場合には、当該委託者の保護に欠けることとなるおそしがある旨

四 期限日以前に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定委託者として取り扱う旨

五 期限日後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を一般顧客として取り扱う旨

六 商品先物取引業者に対し、申出者を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができるもの

七 その他主務省令で定める事項

三 前条第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。

四 商品先物取引業者が第二項の規定による承諾をし、かつ、申出者が同項の規定による書面による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律（この規定期の適用については、当該申出者は、特定委託者とみなす）。

二 当該商品先物取引業者が承諾日から期限日までに行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方

五 第二十二項各号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び次項において「特定商品取引契約」という。の締結において、当該商品先物取引業者は、商品取引契約（第二条）

六 第一百九十七条の六 知識、経験及び財産の状況にみなされる旨を告知しなければならない。

七 特定商品取引契約を締結した商品先物取引業者が前項の規定による告知をした場合には、当該商品取引契約に関して申出者が特定委託者と申出者を代理して商品取引契約を締結するときは、当該商品取引契約の相手方である他の商品先物取引業者（次項において「相手方商品先物取引業者」という。）に対し、あらかじめ、当該商

品取引契約に關して自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

四 期限日の翌日に当該承諾があつたものとみなす。

八 商品先物取引業者が、前項の申出（以下この条において「更新申出」という。）を期限日以前に承諾する場合には、期限日の翌日に当該承扱うよう申し出ることができる。

七 申出者は、承諾日から起算して主務省令で定められた場合には、当該申出をした個人（以下この条において「申出者」という。）に対し、当該特定委託者を特定委託者とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

八 商品先物取引業者が更新申出を承諾する場合には、第二項から前項までの規定を準用する。

九 前条において、第二項第一号中「この項の規定による承諾をする日」とあるのは、「第八項の規定による承諾をする日」とあるのは、「第八項の規定により承諾があつたものとみなされる日」と、第四項中「第二項の規定による承諾」とあるのは、「第八項の規定による承諾」と読み替えるものとする。

十 商品先物取引業者は、承諾日以後において、自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

十一 商品先物取引業者は、前項の申出（以下この条において「復帰申出」という。）を受けた後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うままでに、当該復帰申出を承諾しなければならない。

十二 商品先物取引業者は、復帰申出を承諾する場合は、復帰申出をした法人に対し、あらかじめ、当該復帰申出を承諾する日その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

十三 前条第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

十四 商品先物取引業者が第十一項の規定により復帰申出を承諾した場合には、当該復帰申出を承諾した日以後新たに第二項の規定による承諾をした日の前日までの間、第四項から第九項までの規定は、適用しない。

十五 特定委託者以外の顧客である個人が特定委託者とみなされる場合

該商品先物取引業者が当該特定商品取引契約に基づき申出者を代理して相手方商品先物取引業者との間で締結する商品取引契約について、当該申出者を特定委託者とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

二 申出者は、承諾日から起算して主務省令で定められた場合には、当該申出をした個人（以下この条において「申出者」という。）に対し、当該特定委託者を特定委託者とみなして取り扱うよう申し出ることができる。

三 第百九十七条の四第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

四 申出者は、商品先物取引業者が第六項において準用する前条第二項による承諾をする日（次項において「承諾日」という。）から起算して主務省令で定める期間を経過する日から第六項において準用する前条第二項第一号に規定する期限日までの間、期限日後においても自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

五 申出者は、商品先物取引業者が第六項において準用する前条第二項の承諾を受けた者は、商品先物取引業者が承諾日以後において、自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

六 前条第二項から第六項までの規定は商品先物取引業者が第一項の申出を承諾する場合について、同条第八項及び第九項の規定は商品先物取引業者が第四項の申出を承諾する場合について、同条第十一項から第十四項までの規定は商品先物取引業者が前項の申出を承諾する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申出をした法人」とあるのは、「第一百九十七条の六第二項に規定する申出者」と、同条第十二項中「復帰申出をした法人」とあるのは、「第一百九十七条の六第五項の申出をした者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

七 第百九十七条の八 特定当業者は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に關して自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

八 第百九十七条の九 商品取引契約の申込みを行おうとする法人（特定委託者及び特定当業者を除く。）であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品の全てについて当該取引対象商品である物品若しくはこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用又は当該取引対象商品で代理その他の主務省令で定める行為を業として行つているものは、商品先物取引業者に対して取り扱うよう申し出ることができる。

九 第百九十七条の五第二項から第十四項までの規定は、前項に規定する法人について準用する。この場合において、同条第二項に規定する法人（特定委託者）とあるのは、「特定当業者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一〇 第百九十七条の九商品取引契約の申込みを行おうとする法人（特定委託者）とあるのは、「特定当業者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一一 第百九十七条の十 この節に定めるもののほか、必ずしも是使用を業として行つている物品若しくはこれに関連する物品として主務省令で定めるもの又は売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他の主務省令で定める行為を業として行つている電力を取引対象商品とする商品デリバティブ取引に關するものに限る。以下の条件に照らして特定委託者に相当する者として主務省令で定める要件に該当する個人（第二条第二十

なされる場合、特定当業者が一般顧客とみなされる場合又は同項に規定する法人が特定当業者とみなされる場合の手続その他の節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 業務

(標識の掲示等)

第一百九十八条 商品先物取引業者は、主務省令で定める標識について、営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項及び第二百四十条の九において同じ。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

2 商品先物取引業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

(名義貸しの禁止)

第一百九十九条 商品先物取引業者は、自己の名義をもつて、他人に商品先物取引業を行わせてはならない。

(外務員の登録)

第二百十条 商品先物取引業者は、その役員又は使用者であつて、その商品先物取引業のために次に掲げる行為を行うもの(以下「外務員」という。)について、主務大臣の行う登録を受けなければならぬ。

一 第二条第二十二項各号に掲げる行為

二 商品市場における取引(商品清算取引を除く。以下この章において同じ。)の委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

四 外国商品市場取引(商品清算取引に類似する取引を除く。以下この章において同じ。)の委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

六 店頭商品デリバティブ取引の申込みの勧誘又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘の申込みの勧誘

2 商品先物取引業者は、前項の規定による登録に係る外務員(以下「登録外務員」という。)の規定により、その旨を当該外務員に提出しなければならない。

3 登録申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名

3 第一項の規定により登録を受けようとする商品先物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名

二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

ハ 外務員(第二百四十条の十一において準用する第一項の規定による登録に係る外務員を含む。以下この号並びに次条第一項第二号及び第三号において同じ。)の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していった商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行為ったことの有無並びに外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していった商品先物取引仲介業者を行つたことのある者については、その行つた期間

イ 氏名、生年月日及び住所

ロ 役員又は使用人の別

3 第十五条第五項から第九項までの規定は、前項の規定による登録の拒否について準用する。

三 登録申請者以外の商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者に属する外務員として登録されている者

三 登録申請者以外の商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者に属する外務員として登録されている者から五年を経過するまでの者

4 第二百四十条の二第一項の登録を受けている者

2 第二百条 外務員は、その所属する商品先物取引業者に代わつて、第二百条第一項各号に掲げる行為に關し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

第二百三条 商品先物取引業者は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当する事實が生じたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 第二百条第三項第二号イ及びロに掲げる事項に変更があつたとき。

二 第十五条第二項第一号イからルまで(同号二からリまでに於いては、この法律に相当する外国の法令の規定又は商品取引所に相当する外国の施設に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。

(外務員の登録の取消し等)

第二百四条 主務大臣は、登録外務員について、その登録が不正の手段によりなされたことを發見したとき、又は登録外務員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、又は当該登録外務員に対し、二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ぜることができる。

一 第十五条第二項第一号イからルまで(同号二については、第三百三十二条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 主務大臣は、前項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を当該外務員について登録を受けた商品先物取引業者に通知しなければならない。

3 第百五十八条第二項の規定は第一項の規定による処分について、第百五十九条第四項の規定による処分について、第百五十九条第四項の規定による登録の取消しに係る聴聞は第一項の規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

3 第二百五十六条 主務大臣は、次に掲げる場合において準用する場合を含む。)の規定により登録を取扱したとき。

一 前条第一項の規定により外務員の登録を取り消したとき。

二 外務員の所屬する商品先物取引業者が解散し、又は商品先物取引業を廃止したとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。

(商品先物取引協会による外務員の登録事務)

第二百六条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第二百四十一一条第一項に規定する商品先物取引協会(以下この条から第二百八条まで、第二百三十九条及び第二百四十条の五第五号において「協会」という。)に、第二百条、第二百一条及び前三条に規定する登録に関する事務であつて当該協会に所屬する商品先物取引業者の外務員に係るもの(以下この条及び第二百八条において「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わぬものとする。

3 協会は、第一項の規定により登録事務を行ふこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、主務大臣の認可を受ければならない。

4 第一項の規定による处分(登録の取消しを除く。)又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定により登録事務を行ふ協会に所屬する商品先物取引業者の登録外務員が第二百四一条第一号又は第二号に該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定

する措置をしない場合において、商品市場における秩序を維持し、又は委託者等を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができるものとする。

6 第百五十八条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(登録手数料の納付)

第二百七条 外務員の登録を受けようとする商品先物取引業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国(前条第一項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会)に納めなければならない。

2 前項の登録手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

(審査請求)

第二百八条 第二百六条第一項の規定により登録事務を行う協会の第二百条第三項の規定による登録の申請に係る不作為、第二百一条第一項の規定による登録の拒否又は第二百四条第一項の規定による処分について不服がある商品先物取引業者は、主務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定について、協会の上級行政庁とみなす。

(商品先物取引業者が占有する物の処分の制限)
第二百九条 商品先物取引業者は、委託者等から預託を受けて、又はその者の計算において自己が占有する物をその者の書面による同意を得ないで、商品取引契約の趣旨に反して、担保に供し、貸し付け、その他処分してはならない。商品先物取引業者は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、委託者等の承諾を得て、その占有する物を担保に供し、貸し付け、その他処分することについての同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、主務省令で定めるものにより得ることができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該書面による同意を得たものとみなす。

(顧客財産の分離保管等)

第二百十条 商品先物取引業者は、商品先物取引業により生じた債務の弁済を確保するため、次

の各号に掲げる財産については、その保全のため、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 商品市場における取引に関し、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものを除く)。第三百九条において「保全対象財産」という)。

二 外國商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関し、委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者等の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものを除く)の価額に相当する

三 預託者保護基金(第二百七十条に規定する委託者保護基金をいう)に預託すること、商品先物取引業者の固有財産から分離して信託会社等に信託することその他の主務省令で定める措置

(誠実かつ公正の原則)

第二百十三条 商品先物取引業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対し誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(広告等の規制)

第二百十三条の二 商品先物取引業者は、その行う商品先物取引業の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該商品先物取引業者の商号又は名称

二 商品先物取引業者である旨

三 商品先物取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

四 顧客から商品市場における取引(第一条第三項第一号に掲げる取引に限る。以下この号において同じ)の委託を受け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る商品市場における当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く)。

五 顧客から商品市場における取引(第一条第三項第一号に掲げる取引に限る。以下この号において同じ)の委託を受け、その委託に係る取引における対価の額を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く)。

六 顧客から商品市場における取引(第一条第三項第一号に掲げる取引に限る。以下この号において同じ)の委託を受け、その委託に係る取引における対価の額を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く)。

七 顧客に対し、自己の商号又は名称及び商品取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘をすること。

八 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、顧客に対し、特定の上場商品

(外国商品市場取引若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎ若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を受けたときは、その委託に係る商品市場における取引等をしないで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

(誠実かつ公正の原則)

第二百十三条 商品先物取引業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対し誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(広告等の規制)

第二百十三条の二 商品先物取引業は、その行う商品先物取引業の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該商品先物取引業者の商号又は名称

二 商品先物取引業者である旨

三 商品先物取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

四 顧客から商品市場における取引(第一条第三項第一号に掲げる取引に限る。以下この号において同じ)の委託を受け、その委託に係る取引における対価の額を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く)。

五 顧客から商品市場における取引(第一条第三項第一号に掲げる取引に限る。以下この号において同じ)の委託を受け、その委託に係る取引における対価の額を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く)。

六 顧客から商品市場における取引(第一条第三項第一号に掲げる取引に限る。以下この号において同じ)の委託を受け、その委託に係る取引における対価の額を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く)。

七 顧客に対し、自己の商号又は名称及び商品取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘をすること。

八 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、顧客に対し、特定の上場商品

約(商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項に規定する商品投資顧問契約をいう)。次条及び第二百四十四条の十六第一号二において同じ)に係る業務として行うものその他委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く)。

四 顧客から商品市場における取引(第一条第三項第一号に掲げる取引に限る。以下この号において同じ)の委託を受け、その委託に係る取引における対価の額を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く)。

五 第二百条第一項第二号から第六号までの委託又は申込みを行わない旨の意思(その委託又は申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む)を表示した顧客に対し、同項第二号から第六号までに掲げる勧誘をすること。

六 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方で第二百条第一項第二号から第六号までに掲げる勧誘をすること。

七 商品取引契約の締結の勧誘に先立つて、顧客に対し、自己の商号又は名称及び商品取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。

八 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、顧客に対し、特定の上場商品

構成品等（外国商品市場における上場商品構成品等に相当するものを含む。）の売付け又は買付けその他これに準する取引とこれらの取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の数量及び期限を同一にすることを勧めること。

九 商品取引契約（当該商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、委託者等の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること（委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く。）。

十 前各号に掲げるもののほか、委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定める行為

（商品投資顧問契約に係る業務を行う場合の禁止行為）

第二百四十四条の二 商品先物取引業者は、商品投資顧問契約に係る業務を行う場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品投資顧問契約に係る業務に関する情報を利用して、自己の計算において商品デリバティブ取引を行い、又は商品取引契約の締結を勧誘すること。

二 前号に掲げるもののほか、委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定める行為

（損失補てん等の禁止）

第二百四十四条の三 商品先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品デリバティブ取引（取引の公正を害するおそれがないものとして政令で定める取引を除く。以下この条において同様。）につき、当該商品デリバティブ取引について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、商品デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束

二 商品デリバティイブ取引につき、自己又は第三者が当該商品デリバティイブ取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束され、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

三 商品デリバティイブ取引につき、当該商品デリバティイブ取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為商品先物取引業者の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品デリバティイブ取引につき、商品先物取引業者又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)

二 商品デリバティイブ取引につき、商品先物取引業者又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)

三 商品デリバティイブ取引につき、商品先物取引業者又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益を受けさせる行為(前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)

4 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合についての規定は、適用しない。

5 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の主務省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として主務省令で定めるものを添えて主務大臣に提出しなければならない。

(適合性の原則)

第二百五十五条 商品先物取引業者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて委託者等の保護に欠け、又は欠けることとなるそれがないように、商品先物取引業を行わなければならぬ。

(受託契約準則への準拠)

第二百六十六条 商品先物取引業者は、商品市場における取引等の受託については、商品取引所の定める受託契約準則によらなければならぬ。

(商品取引契約の締結前の書面の交付)

第二百七十七条 商品先物取引業者は、商品取引契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

1 当該商品取引契約に基づく取引(第二条第三項第四号に掲げる取引にあっては同号の権利を行使することにより成立する同号イから本までに掲げる取引をいい、同条第十四項第四号に掲げる取引にあっては同号の権利を行使することにより成立する同号イからニまでに掲げる取引をいい、同項第五号に掲げる取引にあっては同号の権利行使することにより成立する同号に規定する金銭を授受することとなる取引をいう。)の額(取引の対価の額又は約定価格若しくは約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。)が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金その他の保証金その他主務省令で定めるもの(以下この項及び第二百二十条の「第一項において「取引証拠金等」という。)の額を上回る可能性がある場合にあつては、次に掲げる

イ 当該取引の額が当該取引証拠金等の額を上回る可能性がある旨

ロ 当該取引の額の当該取引証拠金等の額に對する比率(当該比率を算出することがができない場合にあつては、その旨及びその理由)

二 商品市場における相場その他の商品の価格又は商品指数に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について当該顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その旨

三 前二号に掲げるもののほか、当該商品取引契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、当該商品取引契約の概要その他の主務省令で定める事項

2 商品先物取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該方法により提供した商品先物取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(商品先物取引業者の説明義務及び損害賠償責任)

第二百八十八条 商品先物取引業者は、商品取引契約を締結しようとする場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならぬ。

3 一の商品取引契約の締結について二以上の商品先物取引業者又は商品先物取引業者の委託を受けた商品先物取引仲介業者(以下この項において「商品先物取引業者等」という。)が第一項又は第二百四十条の十八第一項本文の規定により顧客に対し前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない場合において、いざれか一の商品先物取引業者等が当該事

項について説明をしたときは、他の商品先物取引業者等は、第一項又は第二百四十条の十八第一項本文の規定にかかるわらず、当該事項について説明することを要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者等が政令で定める者である場合は、この限りでない。

4 商品先物取引業者は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、第二百四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該商品取引契約につき生じた損害を賠償する責めに任する。

(取引態様の事前明示義務等)

第二百十九条 商品先物取引業者は、商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し自己が行う行為につき、第二条第二项各号のいずれに該当するかの別を明らかにしなければならない。

2 商品先物取引業者は、顧客から店頭商品デリバティブ取引に関する注文を受けようとするときは、あらかじめ、その者に對し自己がその相手方となつて当該取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

(取引の成立の通知)

第二百二十条 商品先物取引業者は、その商品取引契約に係る取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもつて、成立した取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等並びに成立の日その他の主務省令で定める事項を委託者等に通知しなければならない。ただし、その商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を委託者等に交付しなくては公益又は委託者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第二百七条第二項の規定は、前項の規定による書面による通知について準用する。この場合において、同条第二項中「顧客」とあるのは「委託者等」と、「提供する」とあるのは「通知する」と、「提供した」とあるのは「通知した」と、「当該書面を交付したもの」とあるのは「当該書面による通知をしたもの」と読み替えるものとする。

(取引証拠金等の受領に係る書面の交付)

第二百二十条の二 商品先物取引業者は、その商品先物取引業に関して委託者等が預託すべき取引証拠金等を受領したときは、委託者等に対し、直ちに、主務省令で定めるところによつて、直ちに、主務省令で定めるところによつて、第二百四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該商品取引契約につき生じた損害を賠償する責めに任する。

(取引の成立の通知)

第二百二十条の三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第七条から第十条までの規定は、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百四条（第一号に係る部分に限る。）」の規定に違反したこと又は同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたこと」と、同法第十条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(禁止行為等の適用除外)

第二百二十条の四 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定委託者である場合にのみ適用しない。ただし、公益又は特定委託者の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

1 第二百十三条の二、第二百十四条第五号、第七号及び第九号並びに第二百十五条商品先物取引業者が行う第二百条第一項第一号から第六号までの勧誘の相手方

2 第二百九条、第二百十四条第八号及び第二百十七条から前条まで商品先物取引業者が申込みを受け、又は締結した商品取引契約の相手方

3 第二百五十四条 合併、分割及び事業の譲渡

4 第二百五十五条 商品先物取引業者を全部又は一部の当事者とする合併の場合（商品先物取引業者が特定当事業である場合には、適用しないものとする。

(取引証拠金等の受領に係る書面の交付)

第二百二十条の二 商品先物取引業者は、その商品先物取引業に関して委託者等が預託すべき取引証拠金等を受領したときは、委託者等に対し、直ちに、主務省令で定めるところによつて、直ちに、主務省令で定めるところによつて、第二百四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該商品取引契約につき生じた損害を賠償する責めに任する。

(取引の成立の通知)

第二百二十条の三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第七条から第十条までの規定は、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百四条（第一号に係る部分に限る。）」の規定に違反したこと又は同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたこと」と、同法第十条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(禁止行為等の適用除外)

第二百二十条の四 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定委託者である場合にのみ適用しない。ただし、公益又は特定委託者の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

1 第二百十三条の二、第二百十四条第五号、第七号及び第九号並びに第二百十五条商品先物取引業者が行う第二百条第一項第一号から第六号までの勧誘の相手方

2 第二百九条、第二百十四条第八号及び第二百十七条から前条まで商品先物取引業者が申込みを受け、又は締結した商品取引契約の相手方

3 第二百五十四条 合併、分割及び事業の譲渡

4 第二百五十五条 商品先物取引業者を全部又は一部の当事者とする合併の場合（商品先物取引業者が特定当事業である場合には、適用しないものとする。

(取引証拠金等の受領に係る書面の交付)

第二百二十条の二 商品先物取引業者は、その商品先物取引業に関して委託者等が預託すべき取引証拠金等を受領したときは、委託者等に対し、直ちに、主務省令で定めるところによつて、直ちに、主務省令で定めるところによつて、第二百四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該商品取引契約につき生じた損害を賠償する責めに任する。

(取引の成立の通知)

第二百二十条の三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第七条から第十条までの規定は、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百四条（第一号に係る部分に限る。）」の規定に違反したこと又は同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたこと」と、同法第十条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(禁止行為等の適用除外)

第二百二十条の四 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定委託者である場合にのみ適用しない。ただし、公益又は特定委託者の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

1 第二百十三条の二、第二百十四条第五号、第七号及び第九号並びに第二百十五条商品先物取引業者が行う第二百条第一項第一号から第六号までの勧誘の相手方

2 第二百九条、第二百十四条第八号及び第二百十七条から前条まで商品先物取引業者が申込みを受け、又は締結した商品取引契約の相手方

3 第二百五十四条 合併、分割及び事業の譲渡

4 第二百五十五条 商品先物取引業者を全部又は一部の当事者とする合併の場合（商品先物取引業者が特定当事業である場合には、適用しないものとする。

<p>第一二百二十九条 第一百五十五条第五項から第九項までの規定は、第二百二十五条第一項及び前条第一項の認可について準用する。</p> <p>(政令への委任) （処分の手續）</p>	<p>一 謙受会社が第一百九十三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。</p> <p>二 商品先物取引業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。</p>
<p>第二百三十一条 この法律に定めるもののほか、商品先物取引業者の合併、分割及び事業譲渡に関する必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p>	<p>（報告徴収及び立入検査）</p> <p>第二百三十二条 主務大臣は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、商品先物取引業者に対し、その業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品先物取引業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。</p> <p>2 主務大臣は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、商品先物取引業者と取引をする者に対し、当該商品先物取引業者の業務又は財産に關し参考ことができる。</p> <p>3 第一項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するために、当該商品先物取引業者が所有し、又は預託を受けた上場商品でその営業所又は事務所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めると、当該商品先物取引業者が受けた上場商品でその営業所又は事務所以外の場所に保管されていなかった場合は、当該商品先物取引業者を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。</p> <p>4 第一百五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項及び前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>(業務改善命令等)</p>

<p>第二百三十三条 主務大臣は、商品先物取引業者の商品先物取引業の健全な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該商品先物取引業者に対し、兼業業務又は当該商品先物取引業者が第一百九十六条第二項に規定する支配的関係を持つている法人の業務に關し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(資産の国内保有)</p>	<p>3 前項第一号の負債の合計金額並びに同項第二号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額は、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。</p> <p>4 第九十九条第七項の規定は、第二項第一号の純資産額について準用する。</p> <p>(勧告)</p>
--	--

<p>第二百三十四条 主務大臣は、商品市場における秩序の維持又は委託者等の保護のため必要かつ適當であると認める場合には、商品先物取引業者に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずことができ。</p> <p>(純資産額規制比率についての命令)</p>	<p>3 第二百三十六条 主務大臣は、商品先物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、商品先物取引業者の純資産額規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該商品先物取引業者の純資産額規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該商品先物取引業者の第百九十条第一項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(監督上の処分)</p>
<p>第二百三十五条 主務大臣は、商品先物取引業者が第二百十一条第二項の規定に違反している場合において、商品先物取引業者に対するその他の監督上必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(業務改善命令等)</p>	<p>2 第二百三十七条 主務大臣は、商品先物取引業者が前項の規定に違反している場合(純資産額規制比率が、百パーセントを下回るときに限る)において、委託者等の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要な限度において、商品先物取引業の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(聴聞等の方法の特例の規定の準用)</p>

<p>第二百三十六条 主務大臣は、商品先物取引業者が前項の規定に違反している場合(純資産額規制比率が、百パーセントを下回るときに限る)において、委託者等の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要な限度において、商品先物取引業の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(聴聞等の方法の特例の規定の準用)</p>	<p>2 第二百三十七条 第一百五十八条第一項の規定は、第二百三十二条第一項若しくは第三条第二項の規定による許可の取消し又は役員の解任の命令に係る聽聞について準用する。</p> <p>(取引の決済の結果)</p>
<p>第二百三十七条 第一百五十八条第一項の規定は、第二百三十二条第一項若しくは第三条第二項の規定による許可の取消し又は役員の解任の命令に係る聽聞について準用する。</p>	<p>3 第二百三十八条 第一百五十七条第五項の規定は、商品先物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、商品先物取引業者の純資産額規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該商品先物取引業者の純資産額規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該商品先物取引業者の第百九十条第一項の許可を取り消されたとき。</p> <p>4 第二百三十九条 主務大臣は、協会に加入せず、又は商品取引所の会員等となつてない商品先物取引業者の業務について、商品市場における秩序を乱し、又は委託者等の保護に欠けることのないよう、協会又は商品取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならぬ。</p>

(商品先物取引業者の自主的努力の尊重)

第二百四十四条 主務大臣は、商品先物取引業者を監督するに当たつては、業務の運営についての配慮しなければならない。

第四章の二 商品先物取引仲介業者

第一節 総則

(登録)

第二百四十条の二 主務大臣の登録を受けた者は、第百九十条第一項の規定にかかわらず、商品先物取引業者を行うことができる。

2 前項の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(登録の申請)

第二百四十条の三 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称

二 法人であるときは、その役員の氏名又は名称

三 商品先物取引仲介業を行つる営業所又は事務所の名称及び所在地

四 委託を受ける商品先物取引業者(以下この章及び次章において「所属商品先物取引業者」という。)の商号又は名称

五 他に事業を行つているときは、その事業の種類

六 その他主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第百四十条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 その他主務省令で定める書類

(登録簿への登録)

第二百四十条の四 主務大臣は、第二百四十条の二第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を商品先物取引仲介業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 商品先物取引仲介業者登録簿を公衆の範囲に供しなければならない。

第二百四十条の五 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書(登録の拒否)

若しくはこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 登録申請者が個人であるときは、第三十一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者

二 登録申請者が法人であるときは、第十五条规定第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者

三 他に行つている事業が公益に反すると認められる者

四 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

五 登録申請者の所属商品先物取引業者のいずれかに該当する者

六 商品先物取引業者(変更の届出)

七 商品先物取引仲介業の全部を譲渡したところ。その商品先物取引仲介業者

八 商品先物取引仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、又は第百九十条第一項の許可を受けたときは、当該商品先物取引仲介業者の第二百四十条の二第一項の登録は、その効力を失う。

九 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

十 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

十一 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

十二 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

十三 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

十四 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

十五 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

十六 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

十七 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

十八 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

十九 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

二十 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

二十一 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

二十二 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

二十三 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

二十四 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

二十五 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

二十六 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

二十七 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

二十八 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

二十九 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

三十 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

三十一 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

三十二 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

三十三 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

三十四 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

三十五 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

三十六 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

三十七 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

三十八 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び絏験を有しないと認められる者

六 分割により商品先物取引仲介業の全部を承継されたとき。その商品先物取引仲介業者

七 商品先物取引仲介業である旨及び当該商

品先物取引仲介業者の登録番号

三 当該商品先物取引仲介業者の行う商品先物

引業者があくなつたとき、又は第百九十条第一項の許可を受けたときは、当該商品先物取引仲介業者の第二百四十条の二第一項の登録は、その効力を失う。

四 商品先物取引仲介業者が前項各号のいずれかに該当するとき、所属商品先物取引業者があなづたとき、又は第百九十条第一項の登録は、その効力を失う。

五 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

六 分割により商品先物取引仲介業の全部を承

継されたとき。その商品先物取引仲介業者

七 商品先物取引仲介業である旨及び当該商

品先物取引仲介業者の登録番号

三 当該商品先物取引仲介業者の行う商品先物

引業者があくなつたとき、又は第百九十条第一項の許可を受けたときは、当該商品先物取引仲介業者の第二百四十条の二第一項の登録は、その効力を失う。

四 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

五 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

六 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

七 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

八 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

九 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十一 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十二 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十三 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十四 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十五 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十六 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

一 当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号

若しくは名称

二 商品先物取引仲介業である旨及び当該商

品先物取引仲介業者の登録番号

三 当該商品先物取引仲介業者の行う商品先物

引業者があくなつたとき、又は第百九十条第一項の許可を受けたときは、当該商品先物取引仲介業者の第二百四十条の二第一項の登録は、その効力を失う。

四 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

五 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

六 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

七 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

八 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

九 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十一 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十二 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十三 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十四 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十五 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十六 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十七 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十八 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

十九 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

二十 商品先物取引仲介業を的確に遂行すること

ができる知識及び絏験を有しないと認められる者

項に規定するものをいう。)に関する情報を利用して当該顧客以外の顧客に対して勧誘する行為

二、商品先物取引仲介業により知り得た商品取引仲介業に係る顧客の商品デリバティブ取引に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において商品市場における取引(商品清算取引を除く)、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引を行う行為

三、前二号に掲げるもののほか、商品先物取引仲介行為に関する行為であつて、委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定めるもの(損失補てん等の禁止等に関する商品先物取引業者に係る規定の準用)

第二百四十条の十七 第二百十四条の三第一項、第三項及び第五項並びに第二百十五条の規定は商品先物取引仲介業者について、第二百四条の三第二項及び第四項の規定は商品先物取引仲介業者の顧客について、それぞれ準用する。

(商品先物取引仲介業者の説明義務及び損害賠償責任)

第二百四十条の十八 商品先物取引仲介業者は、商品先物取引仲介行為を行おうとする場合は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、第二百十七条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。

ただし、第二百十八条第三項の規定により説明をすることを要しない場合は、この限りでない。

二、前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び顧客の商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

三、商品先物取引仲介業者は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、第二百四十条の十六(第一号に係る部分に限る)の規定に違反したとき、又は第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これ

によつて当該顧客の当該商品取引契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の準用)

第二百四十条の十九 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七条から第十条までの規定は、商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百四十四条の十八第三項」と、同項及び同法第八条中「重要な事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたこと」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十六(第一号イに係る部分に限る)」の規定に違反したこと又は同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたこと」と、同法第十条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(報告書の提出)

第二百四十条の二十 商品先物取引仲介業者は、商品先物取引仲介行為を行おうとする場合に、主務省令で定めるところにより、商品先物取引仲介業に関する帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

(帳簿の作成等)

第二百四十条の二十一 商品先物取引仲介業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第二百四十条の二十二 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品先物取引仲介業者に対し、その業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品先物取引仲介業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができ

る。

二、主務大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、商品先物取引仲介業者と取引をする者に対し、当該商品先物取引仲介業者の業務に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(監督上の処分)

第二百四十条の二十三 主務大臣は、商品先物取引仲介業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該商品先物取引仲介業者の第二百四十条の二第一項の登録を取り消し、六月以内の期間を定めて商品先物取引仲介業の全部又は一部の停止を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一、第十五条第二項第一号ハ、ニ(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る)、ホ、リ又はヲのいずれかに該当することとなつたとき。

二、不正の手段により第二百四十条の二第二項の登録を受けたとき。

三、この法律、この法律に基づいてする主務大臣の処分に違反したとき。

主務大臣は、商品先物取引仲介業者の役員が前項第三号に該当する行為をしたときは、当該商品先物取引仲介業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(登録の抹消)

第二百四十条の二十四 主務大臣は、第二百四十二条の規定により第二百四十条の二第二項の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により第二百四十条の二第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(准用)

第二百四十条の二十五 第十五条第五項から第九条までの規定は第二百四十条の二第一項の登録について、第二百五十八条第二項の規定は第二百四十条の二十三の規定による处分について、第二百五十九条第四項の規定は第二百四十条の二第三項の規定による登録の取消し又は役員の解任の命令に係る聽聞について、第二百四十条の規定は商品先物取引仲介業者について、それぞれ準用する。この場合において、第十五条第五項中「第一項各号に適合していない」と認めるとき、又は第二项各号のいずれかに該当すると認めるときとあるのは、「第二百四十条の五各号のいずれかに該当するとき」と読み替えるものとする。

(設立の認可)

第二百四十一条 商品先物取引業者は、協会を設立しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(定款記載事項)

第二百四十六条 協会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一、目的

二、名称

三、事務所の所在地

四、協会員たる資格に関する事項

五、協会員の加入及び脱退に関する事項

(所属商品先物取引業者の賠償責任)

第二百四十条の二十六 商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者は、その委託を行つた商

品先物取引仲介業者が商品先物取引仲介業に

き顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。た

だし、当該所属商品先物取引業者がその商品先

物取引仲介業者への委託につき相当の注意を

しつゝ、その者の行う商品取引仲介行為につ

き顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき

は、この限りでない。

第五章 商品先物取引協会

第一節 総則

(目的及び法人格)

第二百四十二条 商品先物取引協会(以下この章及び第八章において「協会」という。)は、商

品デリバティブ取引等(第二条第二十二項各号に掲げる行為をいう。以下この章において同

じ。)を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等の保護を図ることを目的とする。

2、協会は、法人とする。

(業務の制限)

第二百四十二条 協会は、常利の目的をもつて業

務を営んではならない。

協会は、その目的を達成するために直接必要な業務及びその業務に附帯する業務以外の業務を営んではならない。

3、協会は、法人とする。

(住所)

第二百四十三条 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第二百四十四条 協会でない者は、その名称中に商品先物取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2、協会に加入していな者は、その名称中に商

品先物取引協会の会員(以下この章において「協会員」という。)であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(第二節 設立)

(設立の認可)

第二百四十五条 商品先物取引業者は、協会を設立しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(定款記載事項)

第二百四十六条 協会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一、目的

二、名称

三、事務所の所在地

四、協会員たる資格に関する事項

五、協会員の加入及び脱退に関する事項

七 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三	六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三
（会員に対する監査及び制裁に関する事項）	（会員に対する監査及び制裁に関する事項）
（役員の定数、任期、選任及び構成に関する事項）	（役員の定数、任期、選任及び構成に関する事項）
（協会員の役員及び使用人並びに商品先物取引業者（協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引業者に限る。以下この章において同じ。）の役員及び使用人の資質の向上に関する事項）	（協会員の役員及び使用人並びに商品先物取引業者（協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引業者に限る。以下この章において同じ。）の役員及び使用人の資質の向上に関する事項）
（協会員総会に関する事項）	（協会員総会に関する事項）
（理事会その他の会議に関する事項）	（理事会その他の会議に関する事項）
（商品デリバティブ取引等に関する事項）	（商品デリバティブ取引等に関する事項）
（告示の方法）	（告示の方法）
（認可の申請）	（認可の申請）
（第二百四十七条 第二百四十五条の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。）	（第二百四十七条 第二百四十五条の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。）
一　名称	一　名称
二　事務所の所在地	二　事務所の所在地
三　役員の氏名及び住所並びに協会員の商号	三　役員の氏名及び住所並びに協会員の商号
前項の申請書には、定款、制裁規程、紛争処理規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。	前項の申請書には、定款、制裁規程、紛争処理規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
（認可の基準）	（認可の基準）
（第二百四十八条 主務大臣は、第二百四十五条の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならない。）	（第二百四十八条 主務大臣は、第二百四十五条の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならない。）
一　一定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令に違反せず、かつ、定款、制裁規程又は紛争処理規程に規定する業務の方針、協会員の資格その他の事項が適当であつて、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者等を保護するために十分であること。	一　一定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令に違反せず、かつ、定款、制裁規程又は紛争処理規程に規定する業務の方針、協会員の資格その他の事項が適当であつて、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者等を保護するために十分であること。
二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。	二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。
三　申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと。	三　申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと。
四　認可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者でないこと。	四　認可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者でないこと。
（第二百四十九条 協会は、政令で定めるところに設立の登記をすることによつて成立する。）	（第二百四十九条 協会は、政令で定めるところに設立の登記をすることによつて成立する。）
（第二百五十条 協会の定款、制裁規程又は紛争処理規程の変更）	（第二百五十条 協会の定款、制裁規程又は紛争処理規程の変更）
（第二百五十二条 協会は、協会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。）	（第二百五十二条 協会は、協会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。）
（名簿の縦覧）	（名簿の縦覧）
（第二百五十三条 協会は、その定款において、協会員又は当該協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引業者が、この法律、この法律に基づいて命令若しくはこの法律に基づいて定めるところにより、当該協会員に対し、過怠金を課し、若しくは定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は当該協会員として加入する旨を定めなければならぬ。）	（第二百五十三条 協会は、その定款において、協会員又は当該協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引業者が、この法律、この法律に基づいて命令若しくはこの法律に基づいて定めるところにより、当該協会員に対し、過怠金を課し、若しくは定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は当該協会員として加入する旨を定めなければならぬ。）
（第二百五十四条 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。（会長及び理事の権限））	（第二百五十四条 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。（会長及び理事の権限））
（第二百五十五条 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。）	（第二百五十五条 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。）
（監事の権限）	（監事の権限）
（第二百五十六条 監事は、協会の事務を監査する。）	（第二百五十六条 監事は、協会の事務を監査する。）
（第二百五十七条 第四十九条の規定は、協会の役員について準用する。）	（第二百五十七条 第四十九条の規定は、協会の役員について準用する。）
（第二百五十八条 主務大臣は、理事又は監事の職を行ふ者がない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。）	（第二百五十八条 主務大臣は、理事又は監事の職を行ふ者がない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。）
（第二百五十九条 協会は、協会員又は商品先物取引業者の顧客等から協会員又は商品先物取引業者の行う業務に関する苦情について解消の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員又は商品先物取引業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。）	（第二百五十九条 協会は、協会員又は商品先物取引業者の顧客等から協会員又は商品先物取引業者の行う業務に関する苦情について解消の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員又は商品先物取引業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。）
（第五節 紛争の解決）	（第五節 紛争の解決）
（第二百六十条 協会は、紛争処理規程において、商品デリバティブ取引等に関する事項に規定する商品先物取引業者又は顧客からあつせん又は調停委員会（次条において「委員会」といふ。）を置く旨を定めなければならない。（あつせん・調停の実施））	（第二百六十条 協会は、紛争処理規程において、商品デリバティブ取引等に関する事項に規定する商品先物取引業者又は顧客からあつせん又は調停委員会（次条において「委員会」といふ。）を置く旨を定めなければならない。（あつせん・調停の実施））
（第二百六十二条 協会は、商品デリバティブ取引等に係る紛争について当事者である協会員、商品先物取引業者又は顧客からあつせん又は調停の申出があつたときは、遅滞なく、紛争処理規程で定めるところにより、委員会によるあつせん又は調停を行うものとする。）	（第二百六十二条 協会は、商品デリバティブ取引等に係る紛争について当事者である協会員、商品先物取引業者又は顧客からあつせん又は調停の申出があつたときは、遅滞なく、紛争処理規程で定めるところにより、委員会によるあつせん又は調停を行うものとする。）
（第二百六十三条 協会は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。）	（第二百六十三条 協会は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。）

一 あつせん及び調停の申出手続	3 协会は、あつせん及び調停の円滑な実施を図るため必要があるときは、商品取引所に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
二 あつせん及び調停の方法	
三 前二号に掲げる事項のほか、あつせん及び調停に関し必要な事項	
一 定款で定めた解散事由の発生	
二 協会員総会の決議	
三 破産手続開始の決定	
四 設立の認可の取消し	
五 協会は、前項第一号から第三号までの規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	
六 協会の解散に関する事項は、政令で定める。	

第七節 解散	第二百六十二条 协会は、次の事由によつて解散する。
一 定款で定めた解散事由の発生	
二 協会の解散に関する事項は、政令で定める。	
三 破産手続開始の決定	

（報告徴収及び立入検査）	第二百六十三条 主務大臣は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、協会若しくはその協会員に対し、その業務若しくは財産に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、協会若しくはその協会員の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。
2 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。（業務改善命令）	
第三百六十四条 主務大臣は、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、又は委託者等を保護するため必要かつ適当であると認めたときは、その必要的限度において、協会に対し、当該協会の定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（協会に対する監督上の処分）	
第二百六十五条 主務大臣は、協会がこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくはこの法律に基づいてこの法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてこの法律等と一緒に違反した場合又は協会員若しくは商品先物取引仲介業者がこの法律等に違反する行為	

（一般委託者）	第二百六十六条 第五百八十八条第二項の規定は前二条の規定による処分について、第五十九条第四項の規定は前条の規定による認可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。（聴聞等の方法の特例の規定の準用）
（第二百六十七条 協会の役員若しくは職員等の秘密保持義務）	第二百六十七条 協会の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。（事業概況報告書等の提出）
（第二百六十八条 協会は、毎事業年度の開始の日から三月以内に、次に掲げる書類を主務大臣に提出しなければならない。）	第二百六十八条 協会は、毎事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書
（第二百六十九条 委託者保護基金）	第二百六十九条 委託者保護基金は、この章において「委託者保護基金」という文字を用いなければならない。

（会員の資格）	第二百七十三条 委託者保護基金は、政令で定めることにより、登記しなければならない。
（第二百七十四条 委託者保護基金は、理事長又は理事がその職務を行うについて他人に加えた損害賠償する責任を負う。）	第二百七十四条 委託者保護基金は、理事長又は理事がその職務を行うについて他人に加えた損害賠償する責任を負う。
（第二百七十五条 委託者保護基金の会員たる資格を有する者は、商品先物取引業者に限る。）	第二百七十五条 委託者保護基金は、商品先物取引業者が当該協会に加入しようとするときは、正しく命令若しくは該定款により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つた場合において、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、又は委託者等を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の一部の禁止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。
（第二百七十六条 委託者保護基金にその会員として加入しなければならない。）	第二百七十六条 委託者保護基金にその会員として加入しなければならない。
（第二百七十七条 委託者保護基金は、第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もつて商品市場に対する信頼性を維持することを目的とする。）	第二百七十七条 委託者保護基金は、第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もつて商品市場に対する信頼性を維持することを目的とする。

（第二百七十八条 委託者保護基金の会員である商品先物取引業者は、次に掲げる事由により、当然、その所属する委託者保護基金を脱退する。）	第二百七十八条 委託者保護基金の会員である商品先物取引業者は、次に掲げる事由により、当然、その所属する委託者保護基金を脱退する。
（第二百七十九条 第百九十条第二項又は第一百九十七条第二項の規定による第百九十条第一項の許可の失効（不法行為能力等））	第二百七十九条 第百九十条第二項又は第一百九十七条第二項の規定による第百九十条第一項の許可の取消し
（第二百八十条 第百九十九条第二項の規定による第百九十九条第一項の許可の失効（商品先物取引業者は、次に掲げる場合を除き、その所属する委託者保護基金を脱退することができる。））	二 第百九十九条第二項又は第一百九十七条第二項の規定による第百九十九条第一項の許可の失効（商品先物取引業者は、次に掲げる場合を除き、その所属する委託者保護基金を脱退することができる。）
（第二百八十二条 第百九十五条第一項第一号の届出をする場合）	一 前項各号に掲げる事由による場合
（第二百八十三条 第百九十五条第一項第一号の届出をする場合）	二 第百九十五条第一項第一号の届出をする場合

3	前項第一号又は第二号の場合において委託者が保護基金を脱退した者は、第三百二十九条から第三百十一条までの規定の適用については、なお当該委託者保護基金の会員である商品先物取引業者とみなす。
4	商品先物取引業者は、その所属する委託者保護基金を脱退した場合（第一項の規定により脱退した場合を除く。）においても、当該商品先物取引業者が当該委託者保護基金を脱退するまでに第三百三条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当することとなつた商品先物取引業者のために当該委託者保護基金が行う業務（第三百六条第一項及び第三百八条第一項の業務に限る。）に要する費用のうち、脱退した商品先物取引業者の負担すべき費用の額として業務規程で定めるところにより当該委託者保護基金が算定した額を負担金として納付する義務を負う。
5	主務大臣は、第二項第三号の承認の申請があつたときは、次に掲げる要件を満たしている場合でなければ、その承認をしてはならない。
6	一 当該商品先物取引業者が、その承認の申請の時においてその脱退しようとする委託者保護基金に対し会員として負担する債務を完済しており、かつ、前項に規定すること。
7	二 当該商品先物取引業者が、他の委託者保護基金に会員として加入する手続をとつてゐること。
8	第三節 設立
9	（設立要件）
10	第二百七十八条 委託者保護基金を設立するには、その会員になろうとする二十以上の商品先物取引業者が発起人とならなければならない。
11	二 発起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員になろうとする者を募り、これを会議の日及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならぬ。
12	三 定款及び業務規程の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならぬ。
13	四 創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。
14	五 第二項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対する会員と申し出た商品先物取引業者（以下この条において

1	「加入予定者」という。）及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。
2	六 委託者保護基金の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項（予算及び資金計画を含む。）の決定は、第二百九十二条第二項の規定にかかるらず、創立総会の決議によることができる。
3	七 第二百九十五条本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事について準用する。この場合において、同条本文中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た商品先物取引業者及び発起人」と読み替えるものとする。
4	八 各加入予定者の創立総会の議決権は、平等とする。
5	九 創立総会に出席しない加入予定者は、書面で、又は代理人によつて議決権を行うことができる。
6	十 前項の加入予定者は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行なうことができる。
7	十一 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。
8	十二 第八項、第九項及び前項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。
9	十三 委託者保護基金と特定の加入予定者との関係について創立総会の議決をする場合には、その加入予定者は、議決権を有しない。（認可の申請）
10	十四 第二百七十九条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。
11	十五 一 名称 二 純資産額 三 事務所の所在地 四 役員の氏名及び住所並びに会員の商号
12	十六 第二百八十一条 委託者保護基金の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （定款記載事項）
13	十七 第二百八十三条 委託者保護基金の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （定款記載事項）
14	十八 第二百八十四条 委託者保護基金は、役員の選任、任期及び解任（設立当時の役員の選任を除く。）及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
15	十九 第二百八十五条 委託者保護基金の役員の選任（設立当時の役員の選任を除く。）及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
20	二十 第二百八十六条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。
21	二十一 第二百八十七条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。
22	二十二 第二百八十八条 役員は、再任されることがある。
23	二十三 第二百八十九条 第七項の規定は、第一項第二号の（認可の基準）

1	第一項の認可について準用する。
2	二 第二百八十九条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認められた場合に、主務大臣の認可を受けなければならない。
3	三 第二百九十条 第二百八十九条の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対する会員と申し出た商品先物取引業者（以下この条において
4	「加入予定者」という。）及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。
5	五 委託者保護基金は、第二百七十九条第一項第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

1	一 設立の手続並びに定款及び業務規程の内容が法令に適合していること。
2	二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。
3	三 役員のうちに第十五条第一項第一号イからルまでのいずれかに該当する者がいないこと。
4	四 純資産額が三十億円以上であること。
5	五 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。
6	六 当該申請に係る委託者保護基金の組織がこの法律の規定に適合するものであること。
7	七 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の認可について準用する。（理事長への事務引継）

1	一 設立の手続並びに定款及び業務規程の内容が法令に適合していること。
2	二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。
3	三 役員のうちに第十五条第一項第一号イからルまでのいずれかに該当する者がいないこと。
4	四 純資産額が三十億円以上であること。
5	五 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。
6	六 当該申請に係る委託者保護基金の組織がこの法律の規定に適合するものであること。
7	七 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の認可について準用する。（理事長への事務引継）
8	八 第二百八十五条本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事について準用する。この場合において、同条本文中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た商品先物取引業者及び発起人」と読み替えるものとする。
9	九 各加入予定者の創立総会の議決権は、平等とする。
10	十 创立総会に出席しない加入予定者は、書面で、又は代理人によつて議決権を行うことができる。
11	十一 前項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対する会員と申し出た商品先物取引業者（以下この条において

1	「加入予定者」という。）及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。
---	--

(代表権の制限)

第二百八十八条 委託者保護基金と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が委託者保護基金を代表する。

(仮理事又は仮監事)

第二百八十九条 主務大臣は、理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(総会)

第二百九十条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第二百九十二条 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができます。

第二百九十三条 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第二百九十四条 総会(前条第一項の通常総会及び同条第二項の臨時総会をいう。以下この章において同じ。)の招集の通知は、会日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の決議事項)

第二百九十五条 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第二百九十二条第二項第一号、第三号及び第五号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(運営審議会)

第二百九十六条 委託者保護基金の業務の適正な運営を図るため、委託者保護基金に運営審議会を置く。

第二百九十七条 第三百五条第一項の規定による資金の貸付を置く。

第二百九十八条 第三百八条第一項の規定による資金の貸付を置く。

第二百九十九条 第三百九条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

第二百九十六条 第三百八条第四項及び第三百四十二条第一項に規定する負担金をいう。次条第一項第一号において同じ。の徴収及び管理

第二百九十七条 第三百五条第一項の規定により行う認定を行う

第二百九十八条 第三百五条第一項の規定により定めるべき事項を定める場合

第二百九十九条 第三百八条第四項の規定による貸付けを行ふかどうかの決定を行う場合

第二百九十七条 その他委託者保護基金の業務の運営に関する重要な事項を決定する場合

第二百九十八条 予算及び資金計画の決定又は変更

第二百九十九条 業務規程の変更

第二百九十九条 決算

第二百九十九条 解散

第二百九十九条 前各号に掲げるもののほか、定款で定める

第二百九十九条 事項

第二百九十九条 総会は、監事に対し委託者保護基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(会員の議決権)

第二百九十九条 各会員の議決権は、平等とす

る。

2

人によつて議決権を行うことができる。

第二百九十九条 委託者保護基金の役員及び職員は、その職務に関して知り得た情報を、委託者並びに運営審議会の委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員及び職員等の地位)

第二百九十九条 委託者保護基金の役員及び職員は、その職務に関して知り得た情報を、委託者並びに運営審議会の委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第二百九十九条 委託者保護基金は、第二百七十九条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

第二百九十九条 第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払

第二百九十九条 第三百六条第一項の規定による資金の貸付け

第二百九十九条 第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理

第二百九十九条 第三百十一条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務の運営

第二百九十九条 第三百八条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

第二百九十九条 第三百八条第四項及び第三百四十二条第一項に規定する負担金をいう。次条第一項第一号において同じ。の徴収及び管理

第二百九十九条 第三百四条の規定により行う認定を行う

第二百九十九条 第三百五条第一項の規定により定めるべき事項を定める場合

第二百九十九条 第三百八条第四項の規定による貸付けを行ふかどうかの決定を行う場合

第二百九十九条 その他委託者保護基金の業務の運営に関する重要な事項を決定する場合

第二百九十九条 運営審議会は、委員八人以内で組織する。

第二百九十九条 委員は、委託者保護基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第二百九十九条 (職員の任命)

第二百九十九条 委託者保護基金の職員は、理事長が任命する。

第二百九十九条 (役員及び職員等の秘密保持義務)

第二百九十九条 委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職員にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

られた商品先物取引業者は、遅滞なく、報告又是資料の提出をしなければならない。

は資料の提出をしなければならない。

主務大臣は、委託者保護基金から要請があつた場合において、委託者保護基金が業務を行つたために必要があると認めるときは、委託者保護基金に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第二百九十九条 (委託者保護基金への通知)

委託者保護基金の会員である商品先物取引業者は、直ちに、その旨をその所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

第二百九十九条 (業務の範囲)

委託者保護基金は、第二百七十九条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

第二百九十九条 第三百六条第一項の規定により同条第一項に対する支払

第二百九十九条 第三百六条第一項の規定による資金の貸付け

第二百九十九条 第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理

第二百九十九条 第三百十一条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務の運営

第二百九十九条 第三百八条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

第二百九十九条 第三百八条第四項及び第三百四十二条第一項に規定する負担金をいう。次条第一項第一号において同じ。の徴収及び管理

第二百九十九条 第三百四条の規定により行う認定を行う

第二百九十九条 第三百五条第一項の規定により定めるべき事項を定める場合

第二百九十九条 第三百八条第四項の規定による貸付けを行ふかどうかの決定を行う場合

第二百九十九条 その他委託者保護基金の業務の運営に関する重要な事項を決定する場合

第二百九十九条 運営審議会は、委員八人以内で組織する。

第二百九十九条 委員は、委託者保護基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第二百九十九条 (職員の任命)

第二百九十九条 委託者保護基金の職員は、理事長が任命する。

第二百九十九条 (役員及び職員等の秘密保持義務)

第二百九十九条 委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職員にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3

は資料の提出をしなければならない。

主務大臣は、委託者保護基金から要請があつた場合において、委託者保護基金が業務を行つたために必要があると認めるときは、委託者保護基金に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第二百九十九条 (委託者保護基金への通知)

委託者保護基金の会員である商品先物取引業者は、直ちに、その旨をその所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

第二百九十九条 (業務の範囲)

委託者保護基金は、第二百七十九条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

第二百九十九条 第三百六条第一項の規定による資金の貸付け

第二百九十九条 第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理

第二百九十九条 第三百十一条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務の運営

第二百九十九条 第三百八条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

第二百九十九条 第三百八条第四項及び第三百四十二条第一項に規定する負担金をいう。次条第一項第一号において同じ。の徴収及び管理

第二百九十九条 第三百四条の規定により行う認定を行う

第二百九十九条 第三百五条第一項の規定により定めるべき事項を定める場合

第二百九十九条 第三百八条第四項の規定による貸付けを行ふかどうかの決定を行う場合

第二百九十九条 その他委託者保護基金の業務の運営に関する重要な事項を決定する場合

第二百九十九条 運営審議会は、委員八人以内で組織する。

第二百九十九条 委員は、委託者保護基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第二百九十九条 (職員の任命)

第二百九十九条 委託者保護基金の職員は、理事長が任命する。

第二百九十九条 (役員及び職員等の秘密保持義務)

第二百九十九条 委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職員にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

三 第百九十条第一項の規定により同条第一項

の許可が効力を失つたとき。

四 その他前三号に準ずる場合であつて、主務大臣が必要と認めるとき。

(一般委託者債務の弁済困難の認定)

第三百四条 委託者保護基金は、前条第一項又は

第三項の規定による通知を受けた場合(同条第

一項の通知がない場合であつて、当該委託者保

護基金の会員が同項各号のいずれかに該当する

ことを知つたときを含む。)には、委託者の保

護に欠けるおそれがないことが明らかであると

認められるときを除き、当該通知に係る商品先

物取引業者(同条第一項の通知がない場合に當

該委託者保護基金が同項各号のいずれかに該當

することを知つた商品先物取引業者を含む。以

下「通知商品先物取引業者」という。)につき、

その一般委託者に対する委託者資産の返還に係

る債務(以下この章において、「一般委託者債

務」という。)の円滑な弁済が困難であるかど

うかの認定を遅滞なく行わなければならない。

(認定の公告)

第三百五条 委託者保護基金は、通知商品先物取

引業者につき、前条の規定により一般委託者債

務の円滑な弁済が困難であるとの認定を行つた

場合には、速やかに、次条第一項の請求の届出

期間、届出場所その他の政令で定める事項を定

め、これを公告しなければならない。

2 委託者保護基金は、前項の規定により公告し

た後に、同項の認定に係る商品先物取引業者

(以下「認定商品先物取引業者」という。)につ

いて破産法(平成十六年法律第七十五号)第一百

九十七条第一項(同法第二百九十三条第三項におい

て準用する場合を含む。)の規定による公告、

第五項の規定による通知その他の政令で定める

事由が生じたときは、前項の規定により公告し

た届出期間を変更することができる。

3 委託者保護基金は、前項の規定により届出期

間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係

る事項を公告しなければならない。

4 委託者保護基金は、第一項に規定する事項を定めた場合又は第二項の規定により届出期間を変更した場合には、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5 認定商品先物取引業者の破産手続において、破産法第二百九十七条第一項(同法第二百九十三条において準用する場合を含む。)若しくは二百四条第二項の規定による通知をしたと

き、又は同法第二百八条第一項の規定による許

可を受けたときは、破産管財人は、その旨を委

託者保護基金に通知しなければならない。

(補償対象債権の支払)

第三百六条 委託者保護基金は、認定商品先物取

引業者の一般委託者の請求に基づいて、前条第

一項の規定により公告した日において現に当該

一般委託者が当該認定商品先物取引業者に対し

有する債権(当該一般委託者の委託者資産に

係るものに限る。)であつて、委託者保護基金が

政令で定めるところにより当該認定商品先物取

引業者による円滑な弁済が困難であると認める

もの(以下「補償対象債権」という。)につき、

主務省令で定めるところにより算出した金額の

支払を行うものとする。

2 委託者保護基金は、前項の規定にかかわらず、認定商品先物取引業者の役員その他の政令

で定める者に対する、同項の支払を行わない

ものとする。

3 第一条の請求は、前条第一項又は第三項の規

定により公告した届出期間内でなければ、する

ことができない。ただし、その届出期間内に請

求しなかつたことにつき、災害その他やむを得

ない事情があると委託者保護基金が認めるとき

は、この限りでない。

(支払金額等)

第三百七条 前条第一項の請求をした認定商品先

物取引業者の一般委託者が当該認定商品先物取

引業者に対して債務を負つている場合において

委託者保護基金が同項の規定により支払をすべ

き金額は、同項の規定にかかるらず、同項の規

定による金額からその債務の額を控除した金額

に相当する金額とする。

2 商品先物取引業者が第二百六十九条第二項の

規定により一般委託者とみなされる場合における

前条第一項及び前項の規定の適用について

は、当該商品先物取引業者が一般委託者とみな

される原因となる一般委託者ごとに一般

委託者としての地位を有するものとする。

3 前条第一項及び第一項の規定により支払をす

べき金額が政令で定める金額を超えるときは、

当該政令で定める金額を当該支払すべき金額

とする。

4 委託者保護基金は、前条第一項の支払をした

ときは、その支払をした金額に応じ、政令で定

めるところにより、当該支払に係る補償対象債

権を取得する。

(返還資金融資)

第三百八条 委託者保護基金は、通知商品先物取

引業者の認定商品先物取引業者を除く。)の申

込みに基づき、その必要と認められる金額の範

囲内において、当該通知商品先物取引業者に對し、貸付け(以下「返還資金融資」という。)を

行うことができる。

1 返還資金融資の申込みを行う通知商品先物取

引業者は、当該申込みを行う時までに、当該返

還資金融資に關し、次に掲げる要件のすべてに

該当することについて、主務大臣の認定(以下

この条において「適格性の認定」という。)を受けなければならぬ。

2 委託者保護基金は、前項の規定にかかわらず、認定商品先物取引業者の役員その他の政令

で定める者に対する、同項の支払を行わない

ものとする。

3 第三百八条第一号及び第二号に掲げる業務に充てられるための資金(以下「委託者保護資金」とい

う。)を設けるものとする。

4 委託者保護基金は、返還資金融資による貸付金が一般委託者債務の迅速な弁済のために使用されることが確実であると認められること。

5 委託者保護基金は、返還資金融資による貸付金が一般委託者債務の迅速な弁済に必要であると認められることが、その旨を主務大臣に申込みに係る返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

6 委託者保護基金は、通知商品先物取引業者から返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

7 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

8 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

9 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

10 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

11 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

12 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

13 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

14 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

15 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

16 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

17 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

18 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

19 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

20 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

21 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

22 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

23 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

24 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

25 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

26 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

27 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

28 委託者保護基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該委託者保護基金に通知しなければならない。

委託者の委託者資産に係るものに限る。)の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を行うことができる。

2 委託者保護基金は、一般委託者に對し、善良な管理者の注意をもつて第一項の行為をしなければならない。

第三百十三条 (委託者保護資金)

委託者保護基金は、第三百条第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用に充てられるための資金(以下「委託者保護資金」とい

う。)を設けるものとする。

第三百十四条 (商品先物取引業者)

商品先物取引業者は、委託者保護基金に對し、負担金を納付しなければならない。

第三百十五条 (負担金の算定方法)

資金に充てるため、業務規程で定めるところに

より、その所屬する委託者保護基金に対し、負

担金を納付しなければならない。

第三百十六条 (負担金の算定方法)

資金に充てるため、業務規程で定めるところに

より、その所屬する委託者保護基金に対し、負

担金を納付しなければならない。

第三百十七条 (負担金の算定方法)

資金に充てるため、業務規程で定めるところに

より、その所屬する委託者保護基金に対し、負

担金を納付しなければならない。

第三百十八条 (負担金の算定方法)

資金に充てるため、業務規程で定めるところに

より、その所屬する委託者保護基金に対し、負

担金を納付しなければならない。

第三百十九条 (負担金の算定方法)

資金に充てるため、業務規程で定めるところに

より、その所屬する委託者保護基金に対し、負

担金を納付しなければならない。

第三百二十条 (負担金の算定方法)

資金に充てるため、業務規程で定めるところに

より、その所屬する委託者保護基金に対し、負

担金を納付しなければならない。

第三百二十二条 (第六節 削除)

委託者保護資金

四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第七節 財務及び会計

(事業年度及び区分経理)

第三百六十六条 委託者保護基金の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、委託者保護基金の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十一日までとする。

第三百六十七条 委託者保護基金は、その会計を主務省令で定める勘定区分ごとに經理しなければならない。
(予算及び資金計画の提出)

第三百六十八条 委託者保護基金は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に(委託者保護基金の成立の日を含む事業年度にあっては、成立後遅滞なく)、主務大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(財務諸表等の提出)
第三百六十九条 委託者保護基金は、事業年度(委託者保護基金の成立の日を含む事業年度を除く。)の開始の日から三月以内に、主務省令で定めるところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書(以下この条において「財務諸表等」という。)を作成し、これを主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第三百七十二条 委託者保護基金は、前項の規定により財務諸表等を主務大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。
第三百七十三条 委託者保護基金は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けた財務諸表等を當該委託者保護基金の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(準備金)
第三百七十四条 委託者保護基金は、毎事業年度の剩余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。
第三百七十五条 前項の準備金は、前事業年度から繰り越した欠損のてん補に充て、又は委託者保護資金に繰り入れることができる。
第三百七十六条 委託者保護基金は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金及び委託者保護資金を運用してはならない。(資金運用の制限)

第三百七十七条 委託者保護基金は、次に掲げる方

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

二 主務大臣の指定する金融機関への預金

三 その他主務省令で定める方法
(主務省令への委任)

第三百七十八条 この法律で規定するもののほか、委託者保護基金の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(報告微収及び立入検査)
第三百七十九条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者保護基金若しくはその会員に対し、その業務若しくは財産に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、委託者保護基金若しくはその会員の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

(業務改善命令)
第三百八十条 主務大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、委託者保護基金に対し、定款又は業務規程の変更その他その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。

(業務の取消し)
第三百八一条 主務大臣は、委託者保護基金が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該委託者保護基金の定款若しくは業務規程に違反した場合又は業務若しくは財産の状況によりその業務の継続が困難であると認める場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

(解散事由)
第三百八十二条 委託者保護基金は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決
二 設立の認可の取消

第三百八十三条 委託者保護基金は、次に掲げる

(清算人の選任)

第三百八十六条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第二号の規定による解散の場合には主務大臣が選任する。

(残余財産の処理)
第三百八十七条 清算人は、委託者保護基金の債務を弁済してなお残余財産があるときは、主務省令で定めるところにより、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入することとなる他の委託者保護基金に帰属させなければならない。

第三百八十八条 前項に定めるものほか、委託者保護基金の解散に関する所要の措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第七章 雜則

(裁判所の禁止命令)
第三百八十九条 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益を保護するため必要且つ適當であると認めるときは、主務大臣の申立により、この法律に違反する行為をし、又はしようとする者に対し、その行為の禁止を命ずることができ

第三百九十条 前項の禁止命令は、回復しがたい事態が生じた場合にのみ發せられ、その必要がなくなつた場合には、すみやかに撤回されるものとする。

(裁判所の取消)
第三百九十二条 前項の規定により發した命令を取り消し、又は変更することができる。

第三百九十三条 第一百五十八条第二項の規定による処分について、第一百五十九条第四項の規定は前項の規定による認可の取消しに係る聽聞について準用する。

第九節 解散

(解散事由)
第三百九十四条 委託者保護基金は、次に掲げる

第三百九十五条 委託者保護基金は、次に掲げる

第三百九十六条 委託者保護基金は、次に掲げる

第三百九十七条 委託者保護基金は、次に掲げる

第三百九十八条 委託者保護基金は、次に掲げる

第三百九十九条 何人も、商品先物取引業者、第

第三百三十条 削除
(商品市場類似施設の開設の禁止の適用除外)

第三百三十一条 第六条の規定は、次に掲げる施設については、適用しない。

一 商品(第三百五十二条の規定による公示によつて、商品市場における取引に係る上場商品に該当しないものに限る。以下この条において同じ。)又は商品指數(同条

の規定による公示に係る上場商品指數に該当するか又は類似するもの以外のものに限る。以下この条において同じ。)について次に掲げる取引のみをするための施設(第一号及び第二号に掲げる取引のものをするためのものを除く。)として政令で定める要件に該当するもの(以下「第一種特定商品市場類似施設」という。)を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

二 商品について当該商品の売買等を業として行つている者が自己の営業のためにその計算において、当該施設を介した当事者間の交渉に基づき価格その他の取引条件を決定する方法その他の主務省令で定める方法により行う先物取引に類似する取引

一 商品指數について当該商品指數の対象となる商品の売買等を業として行つている者が自己の営業のためにその計算において、前号に規定する方法により行う先物取引に類似する

三 商品又は商品指數について銀行その他の政令で定める者が自己の営業のためにその計算

2	において、第一号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引
一	前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
二	法人にあつては、その役員の氏名又は名称及び住所
三	取引の対象となる商品又は商品指數
四	取引方法
五	取引の対象となる商品又は商品指數ごとの第一種特定商品市場類似施設における取引に参加する者（以下この項及び次条において「第一種特定施設取引参加者」という。）の氏名又は商号若しくは名称
六	第一種特定施設取引参加者が商品（申請に係る商品及び申請に係る商品指數の対象となる商品に限る。）の売買等を業として行つている場合の当該商品
七	第一種特定商品市場類似施設の開設の予定年月日
八	その他主務省令で定める事項
3	前項の申請書には、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

3	三百三十三条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるとときは、許可をしなければならない。
2	前項の規定によれば、申請に係る商品が第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものであること又は申請に係る商品指數が同条の規定による上場商品指數に該当するか若しくは類似するもの以外のものであること。
3	申請に係る取引方法が前条第一項第一号に規定する取引の方法に適合していること。
4	取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指數ごとに、当該商品の売買等を業として行つている者又は当該商品指數の対象となる商品の売買等を業として行つている者が過半数を占めることが、第一種特定施設取引参加者の過半数を占めることがある。
5	その他業務の内容及び方法が公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当なものであることを。主務大臣は、前条第一項の許可が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規

4	三百三十六条 第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場類似施設における取引について準用する。（帳簿の作成等）
3	三百三十五条 第一種特定施設開設者は、第三百三十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。（変更の許可等）
2	前項の規定により第一種特定施設開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
1	前条第一項第一号から第三号までに掲げる取引のみをするための施設であること。
2	申請に係る商品が第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものであること又は申請に係る商品指數が同条の規定による上場商品指數に該当するか若しくは類似するもの以外のものであること。
3	申請に係る取引方法が前条第一項第一号に規定する取引の方法に適合していること。
4	取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指數ごとに、当該商品の売買等を業として行つている者又は当該商品指數の対象となる商品の売買等を業として行つている者が過半数を占めることがある。
5	その他業務の内容及び方法が公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当なものであることを。主務大臣は、前条第一項の許可が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規

2	三百三十七条 第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場類似施設を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。（施設の廃止の届出等）
3	三百三十八条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、第一種特定施設開設者に対する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、第一種特定施設開設者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の業務に関する物件を検査させることができる。（報告及び立入検査）
2	三百三十九条 主務大臣は、第一種特定施設者の業務の運営に關し、取引の対象となつている商品の売買等を業として行つている者又は取引の対象となつている商品指數の対象となる商品の売買等を業として行つている者の利益又害するおそれがあると認めるときその他公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認めるときは、当該第一種特定施設開設者に對し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（業務改善命令）
2	三百四十一条 主務大臣は、第一種特定施設者に關する第三百三十二条第二項第一号、第三百三十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を記載した第一種特定施設開設者名簿を公衆の総覽に供しなければならない。（名簿）
2	三百四十二条 商品（第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当するものであつて、主務大臣で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は商品指數（同条の規定による公示に係る上場商品指數に該当するか又は類似するものであつて、主務大臣で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならぬ。（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）
2	三百四十三条 商品（第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当するものであつて、主務大臣で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならぬ。（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）
2	三百四十四条 主務大臣は、第一種特定施設開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。（取消し等）
1	この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。
2	第十五条第二項第一号から八まで（同号ニについては、第一百九十条第一項及び第三百

二	商品指數について当該商品指數の対象となる商品の売買等を業として行つてゐる者が自己の営業のためにその計算において、前号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引
三	商品又は商品指數について銀行その他の政令で定める者が自己の営業のためにその計算において、第一号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引
四	前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一	氏名又は商号若しくは名称及び住所
二	法人にあつては、その役員の氏名又は名称及び住所
三	取引の対象となる商品又は商品指數
四	取引方法
五	取引の対象となる商品又は商品指數ごとの第二種特定商品市場類似施設における取引に参加する者（以下この項及び次条において「第二種特定施設取引参加者」という。）の氏名又は商号若しくは名称
六	第二種特定施設取引参加者が商品（申請に係る商品及び申請に係る商品指數の対象となる商品に限る。）の売買等を業として行つている場合の当該商品（許可の基準）
七	第二種特定商品市場類似施設の開設の予定年月日
八	その他主務省令で定める事項
九	前項の申請書には、事業計画書その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

2	主務大臣は、前条第一項各号のいずれかに該当する者であるとき。
3	要な事項について虚偽の記載があるとき。
4	申請書又はこれに添付すべき書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。
5	前項の許可について準用する。 (業務改善命令)

2	第三百四十四条 主務大臣は、第二種特定施設開設者の業務の運営に関し、取引の対象となつてゐる商品又は取引の対象となつてゐる商品指數若しくは当該商品指數に類似する商品指數を上場している商品取引所の健全な運営に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、取引の対象となつてゐる商品の売買等を業として行つてゐる者又は取引の対象となつてゐる商品指數の対象となる商品の売買等を業として行つてゐる者の利益を害するおそれがあると認めるときその他公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認めるときは、当該第二種特定施設開設者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3	第三百四十五条 第三百三十四条から第三百三十八条まで、第三百四十条及び第三百四十二条の規定は、第二種特定施設開設者について準用する。この場合において、第三百三十五条第一項第一前条第一項第一号から第三号までに掲げる取引のみをするための施設であること。
4	第三百四十六条 商品又は商品指數が上場商品又は上場商品指數となり、かつ、その旨が第三百五十二条の規定により公示された場合において、当該商品又は当該商品指數に係る第三百三十二条第一号又は第二号に掲げる施設が開設されており、かつ、当該施設において決済を結了していない先物取引に類似する取引が存するときは、当該取引の決済のためによる処分について準用する。
5	第三百四十七条 第三百三十二条第一項から前条までに定めるもののか、第一種特定商品市場類似施設及び第二種特定商品市場類似施設の開設等に該当するものにについては、第六条の規定を適用せず、金融商品取引法の定めるところによるものとする。

2	第三百四十七条 第三百三十二条第一項から前条までに定めるもののか、第一種特定商品市場類似施設及び第二種特定商品市場類似施設の開設等に該当するものにについては、第六条の規定を適用せず、金融商品取引法の定めるところによるものとする。
3	第三百四十八条 取引所金融商品市場に類似する施設に該当するものについては、第六条の規定を適用せず、金融商品取引法の定めるところによるものとする。 (他の法令との関係)
4	第三百四十九条 対象外店頭商品デリバティブ取引のうち、第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当する商品を取引対象商品とする店頭商品デリバティブ取引又は同条の規定による公示に係る上場商品指數に該当し、若しくは類似する商品指數を取引の対象とする店頭商品デリバティブ取引（以下「特定店頭商品デリバティブ取引」という。）を業として行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、当該商品又は当該商品指數に係る第三百三十二条第一号に掲げる施設が開設されているときは、当該公示の日から起算して一日を経過する日までの間に限り、当該施設の開設者は、第三百四十二条第一項の許可を受けたものとみなす。
5	第三百五十条 第三百四十九条の規定による公示に係る上場商品指數に該当し、若しくは類似する商品指數を取引の対象とする店頭商品デリバティブ取引（以下「特定店頭商品デリバティブ取引」という。）を業として行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、当該商品又は当該商品指數に係る第三百三十二条第一号に掲げる施設が開設されているときは、当該公示の日から起算して一日を経過する日までの間に限り、当該施設の開設者は、第三百四十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 主務大臣は、特定店頭商品デリバティブ取引業者の名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3 第二百四十四条の三第一項、第三項及び第五項の規定は特定店頭商品デリバティブ取引業者について、同条第二項及び第四項の規定は特定店頭商品デリバティ取引業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項各号及び第二項各号中「商品デリバティブ取引」とあるのは、「特定店頭商品デリバティ取引」と読み替えるものとする。

4 特定店頭商品デリバティ取引業者は、特定店頭商品デリバティ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

5 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、特定店頭商品デリバティブ取引業者に対し、その特定店頭商品デリバティ取引に関する業務（以下「特定店頭商品デリバティ取引業務」という。）に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定店頭商品デリバティ取引業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、特定店頭商品デリバティ取引業務の状況若しくは特定店頭商品デリバティ取引業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。主務大臣は、商品市場における秩序の維持のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定店頭商品デリバティ取引業者に対し、特定店頭商品デリバティ取引業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

7 主務大臣は、特定店頭商品デリバティ取引業者がこの法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分に違反したときは、当該特定店頭商品デリバティ取引業者に対し、三ヶ月以内の期間を定めて特定店頭商品デリバティ取引業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

8 商品又は商品指数が上場商品又は上場商品指数となり、かつ、その旨が第三百五十二条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該上場商品指数若しくは当該上場商品指数に類似する商品指数を対象として特定店頭商品デリバティ取引を業として

行つている者は、当該公示の日から起算して一月を経過するまでの間に、第一項の届出をしなければならない。

（外国商品先物取引規制当局に対する調査協力）

三百四十九条の二 主務大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条において「外国商品先物取引規制当局」といいう。）から、その所掌に属する当該この法律に相当する外国の法令を執行するために行う行政上の調査に関し、協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相當と認めるとときは、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該外国における者を相手方として商品デリバティ取引を行う者その他関係人又は参考人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができない。

一 我が国が行う同種の要請に応ずる旨の当該外國商品先物取引規制当局の保証がないとき。

二 当該外國商品先物取引規制当局の要請に基づき当該処分をすることが我が国における商品の公正な価格の形成又は生産及び流通に重大な悪影響を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三 当該外國商品先物取引規制当局において、前項の規定による処分により提出された報告又は資料の内容が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。

（参考人等の費用の請求）

三百五十条 第十五条第九項（第八十条第四項、第一百三十三条第三項、第一百四十六条第四項、第一百五十五条第六項、第一百五十六条第四項、第一百六十九条第三項（第一百七十三条第四項、第一百三十五条第四項において準用する場合を含む。）、第一百九十四条第二項、第二百一条第二項、第二百二十九条、第二百四十五条の二十五、第二百四十八条第二項、第二百八十条第二項、第三百三十三条第三項（第三百三十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第三百四十三条规定（第三百四十四条第二項において読み替えて準用する第三百三十五条规定において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第九十六条の二十二第三項（同条第五項、第九十六条の三十四第三項及び第四項、第九十六条の四十第五項並びに第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）又は第三百五十八条第二項（第三百五十九条第五項、第一百六十条第二項、第一百八十七条、第一百四十四条第三項（第二百四十四条の十一において準用する場合を含む。）、第二百六条第六項（第二百四十五条の十一において準用する場合を含む。）、第二百三十七条、第二百四十条の二十五、第二百六十六条、第三百二十四条第一項、第三百三十九条第二項、第三百四十条第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）及び第三百四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二百三十七条、第二百四十条の二十五、第二百六十六条、第三百二十四条第一項、第三百三十九条第二項、第三百四十条第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）及び第三百四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

（発起人等の数の計算）

三百五十二条 第十条、第六十九条第六号、第七十条、第八十条第一項第二号、第九十四条第一項第三号、第九十五条又は第一百五十五条第三項第一号イに規定する発起人、会員若しくは会員になろうとする者又は取引参加者の数の計算について、二以上の商品市場について上場商品構成品等の売買等を業として行つている者は、当該商品市場の一社とに一人とみなす。

（公示）

三百五十二条 主務大臣は、次に掲げる場合は、上場商品又は上場商品指数に関する事項その他の主務省令で定める事項を、遅滞なく、官報に公示しなければならない。

一 第九条又は第七十八条の規定による許可又は不許可の処分をしたとき（第十五条第十一

（参考人等の費用の請求）

三百五十条 第十五条第九項及び第一百四十六条第四項（第八十条第四項及び第一百四十六条第四項、第一百三十三条第三項、第一百四十六条第四項、第一百五十五条第六項、第一百五十六条第四項、第一百六十九条第三項（第一百七十三条第四項、第一百三十五条第四項において準用する場合を含む。）、第一百九十四条第二項、第二百一条第二項、第二百二十九条、第二百四十五条の二十五、第二百四十八条第二項、第二百八十条第二項、第三百三十三条第三項（第三百三十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第三百四十三条规定（第三百四十四条第二項において読み替えて準用する第三百三十五条规定において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第九十六条の二十二第三項の開設期限を経過したとき又は範囲変更期間が終了したとき。

二 商品市場について第十二条第四項又は第一百三十五条の規定による解散（同条第五号に掲げる事由による解散を除く。）又は第九条第十四条第一項の規定による許可の失効があったとき。

三 第十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による許可の申請書の提出があつたとき。

四 第六十九条の規定による解散（同条第五号に掲げる事由による解散を除く。）又は第九条第十四条第一項の規定による許可の失効があつたとき。

五 第百三十二条第一項又は第一百四十五条第二項の規定による認可の申請書の提出があつたとき。

六 第百三十二条第二項又は第一百四十五条第二項の規定による認可の申請書の提出があつたとき。

七 第百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項の規定による認可又は不認可の処分（上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものに限る。）をしたとき（第一百五十五条第六項第二号又は第一百五十六条第七項第二号において準用する第十五条第十一項の規定による場合を含む。）。

八 第百五十五条第二項又は第一百五十六条第二項の規定による認可（上場商品又は上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。）に係るものに限る。）の申請書の提出があつたとき。

九 第五百十九条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により第九条又は第七十八条の許可の取消しをしたとき。

十 第百五十九条第一項第二号又は第二項の規定による定款の変更の認可（上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものに限る。）の取消しをしたとき。

（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等）

三百五十三条 商品先物取引業者が外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者である場合において、当該商品先物取引業者に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三百六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第二項、第五十五条（第七十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十五条（第七十七条第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十六条又は第二百七十二条第二項の規定に違反した者

二 第八十六条第三項、第九十六条の十九第三項（第九十六条の二十五第四項又は第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）若しくは第九十六条の二十八第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八十六条の二第一項若しくは第九十六条の二十九の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

四 第二百条第三項若しくは第四項（第二百四十条の十一においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第三百三十五条第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）若しくは申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

五 第二百十三条の二第一項若しくは第二百四十条の十三第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

六 第二百十三条の二第二項又は第二百四十条の十三第二項の規定に違反した者

七 第二百十七条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

八 第二百二十条第一項の規定に違反して、通知せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面により通知した者又は同条第二項において読み替えて準用する第二百十七条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた通知若しくは虚偽の事項の通知をした者

九 第二百二十条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する方法により当該事項を欠いた通知若しくは虚偽の事項の通知をした者

十 第二百条第三項若しくは第二百四十条の九第一項又は第二百七十六条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二百三十五条（第七十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第二百四十条の九第一項又は第二百四十二条第二項の規定に違反したとき。

十二 第五百五十五条第二項又は第一百五十六条第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

十三 第三百六十九条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

十四 第九十六条の十九第五项（第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第一百一十五条（第二百九十七条の二、第二百九十八条第一項、第二百四十四条の八又は第二百四十五条の九第一項の規定に違反した者

十六 第二百九十五条第一項、第二百九十六条若しくは第二百四十五条の六第一項の規定による届出は第二百四十条の六第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は第二百九十五条第二項若しくは第二百四十条の六第三項の規定による添付書類を提出せず、若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

十七 第二百九十八条第二項又は第二百四十五条の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示し、又は公衆の閲覧に供した者

十八 第二百九十九条第二項又は第二百四十五条の九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十九 第二百一十六条の規定に違反して、商品取引所の定める受託契約準則によらないで商品市場における取引等の受託を内容とする契約を締結した者

方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

二十 第二百四十四条第一項の規定に違反して、その名称中に商品先物取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十一 第二項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をして、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十二 第三百六十八条次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十三 第三条第一項、第三条の二第一項、第六十条第二項又は第二百四十二条第二項の規定に違反したとき。

二十四 第五百五十五条第二項又は第一百五十六条第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二十五 第三百六十九条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十六 第九十六条の十九第五项（第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十七 第一百一十五条（第二百九十七条の二、第二百九十八条第一項、第二百四十四条の八又は第二百四十五条の九第一項の規定に違反した者

二十八 第二百九十五条第一項、第二百九十六条若しくは第二百四十五条の六第一項の規定による届出は第二百四十条の六第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は第二百九十五条第二項若しくは第二百四十条の六第三項の規定による添付書類を提出せず、若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二十九 第二百九十八条第二項又は第二百四十五条の九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十 第二百九十九条第二項又は第二百四十五条の九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十一 第二百一十六条の規定に違反して、商品取引所の定める受託契約準則によらないで商品市場における取引等の受託を内容とする契約を締結した者

三十二 第三百六十九条次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十三 第三条第一項、第三条の二第一項、第六十条第二項又は第二百四十二条第二項の規定に違反したとき。

七 第二百三十二条第二項又は第二百四十五条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をして、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

八 第二百七十九条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をして、その申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

九 第三百二十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をして、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十 第三百二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をして、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十一 第三百三十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第三百三十四条第二項（第三百四十五条の規定による準用する場合を含む。）、第三百三十五条第三項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）、第三百三十九条の二第一項（第二百九十七条の二、第二百九十八条第一項、第二百四十四条の八又は第二百四十五条の九第一項の規定に違反した者

十三 第九十六条の十九第五项（第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第一百一十五条（第二百九十七条の二、第二百九十八条第一項、第二百四十四条の八又は第二百四十五条の九第一項の規定に違反した者

十五 第二百九十五条第一項、第二百九十六条若しくは第二百四十五条の六第一項の規定による添付書類を提出せず、若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

十六 第二百九十八条第二項又は第二百四十五条の九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十七 第二百一十六条の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

十八 第三百六十九条次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十九 第三条第一項、第三条の二第一項、第六十条第二項又は第二百四十二条第二項の規定に違反したとき。

二十 第三百六十九条次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十一 第二百三十二条第二項又は第二百四十五条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をして、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六 第二百五十五条第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したときは、添付書類に虚偽の記載をして提出したと

七 第三百五十五条第四項又は第三百八条第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をして、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

八 第二百七十九条第一項又は第二項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をして、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

九 第三百二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をして、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十 第三百二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をして、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十一 第三百三十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第三百三十四条第二項（第三百四十五条の規定による準用する場合を含む。）、第三百三十五条第三項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）、第三百三十九条の二第一項（第二百九十七条の二、第二百九十八条第一項、第二百四十四条の八又は第二百四十五条の九第一項の規定に違反した者

十三 第九十六条の十九第五项（第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第一百一十五条（第二百九十七条の二、第二百九十八条第一項、第二百四十四条の八又は第二百四十五条の九第一項の規定に違反した者

十五 第二百九十五条第一項、第二百九十六条若しくは第二百四十五条の六第一項の規定による添付書類を提出せず、若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

十六 第二百九十八条第二項又は第二百四十五条の九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十七 第二百一十六条の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

十八 第三百六十九条次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十九 第三条第一項、第三条の二第一項、第六十条第二項又は第二百四十二条第二項の規定に違反したとき。

二十 第三百六十九条次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百七十二条 次の各号に掲げる違反があつたる。

第一項においては、その行為をした商品取引所の役員（仮理事並びに仮取締役及び仮執行役を含む。）又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

第二項においては、その行為をした商品取引所の役員（仮理事並びに仮取締役及び仮執行役を含む。）又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

第七十七条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

三 第七十七条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務を弁済したとき。

四 第九十六条の三第一項の規定に違反して、自主規制委員の過半数を社外取締役に選定しなかつたとき。

五 第九十六条の十四第一項の規定による議事録を備え置かなかつたとき。

六 第九十六条の十六の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

七 第百三十条第一項又は第四項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

八 第百三十四条第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

第三百七十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十一条第九項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第九十六条の十四第二項又は第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する閲覧又は謄写を拒んだ者

三 正当な理由がないのに、第九十六条の十四第二項又は第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する閲覧又は謄写を拒んだ者

第三百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百二十条の三又は第二百四十条の十九において準用する金融サービスの提供及び利において準用する場合を含む。）に規定する閲覧又は謄写を拒んだ者

用環境の整備等に関する法律第十条第一項の方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書類に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者

二 第二百二十一条第一項又は第二項の規定に違反して商品取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

三 第三百七十四条 次の各号に掲げる違反があつた者

二 第二百二十一条第一項又は第三百二十三条规定に違反して、同条に規定する届出

第五百二条の規定に違反して、会員商品取引所の財産を分配したとき。

六 第八十八条第二項、第二百六条第四項（第八十八条の十一において準用する場合を含む。）、第二百五十五条第三項後段又は第二百六十二条第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

七 第八十九条第二項、第二百六条第四項（第八十九条の十一において準用する場合を含む。）又は委託者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第九項において準用する会社法第九百四十五条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

二 第十六条第二項の規定による届出をしなかつたとき。

三 第五十七条第一項から第三項まで、第六十七条若しくは第六十八条の二第一項若しくは第六十九条第二項（第七十七条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七十六条第二項、第九十三条第一項若しくは第二項、第九十四条第二項、第九十六条第二項、第一百三一条第一項、第一百七条、第一百十一条、第一百十二条、第一百二十三条第一項、第一百二十五条第一項、第一百四十四条第一項、第一百四十四条の二第一項若しくは第六項、第一百四十四条の三第一項又は第四項の規定による公告をしたとき。

四 第一百二十四条第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第一百四十四条第六項、第一百四十四条の二第四項及び第一百四十四条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第一百二十四条の十一第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第一百四十四条の十九において準用する場合を含む。）に違反して、商取引所の組織変更又は合併をしたとき。

五 第一百二十二条第一項の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

六 第一百二十九条第三項又は第四項の規定による報告をしなかつたとき。

七 第一百二十二条第一項若しくは第二項に規定（これらの規定を第一百四十四条の十九において準用する場合を含む。）に違反して、届出を怠つたとき。

八 第一百二十九条第三項又は第四項の規定による報告をしなかつたとき。

九 第一百二十二条第一項の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

十 第一百二十四条第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第一百四十四条第六項、第一百四十四条の二第四項及び第一百四十四条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第一百二十四条の十一第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第一百四十四条の十九において準用する場合を含む。）に違反して、商取引所の組織変更又は合併をしたとき。

十一 この法律の規定による公告又はこの法律において準用する会社法の規定による公告をすることを怠つたとき。

十二 この法律の規定による登記（第一百三十四条第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

十三 この法律において準用する会社法の規定に定める調査を妨げたとき。

十四 商品取引所の創立総会又は会員総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事實を隠蔽したとき。

十五 定款、会員名簿、取引参加者名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剩余金処分案、損失処理案又は決算報告書に記載せし、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十六 第二百五十二条の規定に違反して、同条の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的記録に記録された事項を公衆の縦覧に供しないとの規定に違反したとき。

の方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書類の交付を拒んだとき。

十九 第二百八十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十 第二百八十六条第五項又は第三百二十三条规定による命令に違反したとき。

二十一 第三百条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二十二 第三百三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十三 第三百十八条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十四 第三百十九条の規定に違反して経理をしたとき。

二十五 第三百二十七条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

二十六 第三百五十五条の規定に違反して、同条の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

二十七 第三百八十条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

二十八 第六章の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二十九 第二百八十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十 第二百八十六条第五項又は第三百二十三条规定による命令に違反したとき。

三十一 第三百条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三十二 第三百三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三十三 第三百十八条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

三十四 第三百十九条の規定に違反して、経理をしたとき。

三十五 第三百二十七条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

三十六 第三百五十五条の規定に違反して、同条の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

三十七 第三百八十条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

三十八 第六章の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

三十九 第二百八十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四十 第二百八十六条第五項又は第三百二十三条规定による命令に違反したとき。

四十一 第三百条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四十二 第三百三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四十三 第三百十八条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

四十四 第三百十九条の規定に違反して、経理をしたとき。

四十五 第三百二十七条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

四十六 第三百五十五条の規定に違反して、同条の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

四十七 第三百八十条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

四十八 第六章の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

四十九 第二百八十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五十 第二百八十六条第五項又は第三百二十三条规定による命令に違反したとき。

五十一 第三百条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五十二 第三百三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五十三 第三百十八条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

五十四 第三百十九条の規定に違反して、経理をしたとき。

五十五 第三百二十七条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

五十六 第三百五十五条の規定に違反して、同条の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

五十七 第三百八十条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

五十八 第六章の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

五十九 第二百八十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六十 第二百八十六条第五項又は第三百二十三条规定による命令に違反したとき。

六十一 第三百条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

六十二 第三百三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六十三 第三百十八条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

六十四 第三百十九条の規定に違反して、経理をしたとき。

六十五 第三百二十七条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

六十六 第三百五十五条の規定に違反して、同条の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

六十七 第三百八十条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

六十八 第六章の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

六十九 第二百八十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七十 第二百八十六条第五項又は第三百二十三条规定による命令に違反したとき。

七十一 第三百条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七十二 第三百三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七十三 第三百十八条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

七十四 第三百十九条の規定に違反して、経理をしたとき。

七十五 第三百二十七条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

七十六 第三百五十五条の規定に違反して、同条の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

七十七 第三百八十条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

七十八 第六章の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

七十九 第二百八十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八十 第二百八十六条第五項又は第三百二十三条规定による命令に違反したとき。

及び第三百四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による参考人に対する处分に違反して、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は鑑定人に対する处分に違反して、鑑定をせず、若しくは虚偽の鑑定をした者

二 第三百四十九条の二第一項の規定による商品デリバティ取引を行う者その他関係人は参考人に対する处分に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

附 則 抄 (昭和二十六年六月八日法律第二百一)

(施行の期日) この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。但し、第八条(これに係る罰則の規定を含む。)及び第十五章並びに附則第二項、第三項及び第七項から第十一項までの規定は、公布の日から施行する。(商品取引所法の廃止)

2 商品取引所法(明治二十六年法律第五号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

3 旧法廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(会員の欠格条件の特例) 旧法又は日本証券取引所法(昭和十八年法律第四十四号)の規定により罰金の刑に処せられた者は、第二十四条第一項第二号の規定の適用については、この法律により罰金の刑に処せられた者とみなす。

(審議会の会長及び委員の任命の特例) 第十五条の規定施行の際国会が閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、第二百三十九条第二項の規定にかかるわらず、両議院の同意を得ないで審議会の最初の会長又は委員を任命することができる。

8 内閣総理大臣は、前項の規定により審議会の最初の会長又は委員を任命したときは、任命後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、直ちに、その会長又は委員を罷免しなければならない。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十六年六月一日法律第一七)

3 1 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、第七条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

六号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえる範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の商品取引所法(以下「旧法」という。)の規定による商品仲買人の登録を受けている者(以下「商品仲買人」)は、

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和二七年四月一二日法律第九〇号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和二九年五月一〇日法律第九)

1 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三七年四月二〇日法律第八二号)

(施行期日) この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(定義) 第二条 この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の商法をいい、「旧法」とは、従前の商法をいう。

(原則) 第三条 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。

六号) 抄

1 この法律は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和三八年七月九日法律第一二)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一月二日法律第七五)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行以後は国家行政組織法又はこの法律によ

附 則 (昭和二六年六月八日法律第二百一)

品(改正後の商品取引所法(以下「新法」といふ。)第四十一条第一項の許可に係るもの)を除く。以下同じ。)に限り、この法律の施行の日から三年間は、旧法(第四十二条、第四十二条の二、第四十四条、第四十六条第二項(仲買保証金に係る部分に限る。)、第四十七条、第四十一条(営業所若しくは事務所の設置又は商品の追加に係る部分に限る。)、第五十条、第九十一条第一項(委託の勧誘の制限に係る部分に限る。)、第九十三条、第九十四条及び第九十七条並びにこれららの規定に係る罰則を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (昭和四九年四月二日法律第二百一)

品(改正後の商品取引所法(以下「新法」といふ。)第四十一条第一項の許可に係るもの)を除く。以下同じ。)に限り、この法律の施行の日から三年間は、旧法(第四十二条、第四十二条の二、第四十四条、第四十六条第二項(仲買保証金に係る部分に限る。)、第四十七条、第四十一条(営業所若しくは事務所の設置又は商品の追加に係る部分に限る。)、第五十条、第九十一条第一項(委託の勧誘の制限に係る部分に限る。)、第九十三条、第九十四条及び第九十七条並びにこれららの規定に係る罰則を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一五日法律第六五号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五一年七月一五日法律第六五号)

(経過措置) 第一条 この法律の施行の際現に商品取引員である者が受けている改正前の第四十一条第一項の許可についての改正後の同条第四項の規定の適用については、同項中「四年ごとに」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第六十五号)」の施行の日から起算して四年を経過する日までにその更新を受けなければ、又はその更新後四年ごとにとする。

第二条 この法律の施行の際現に改正後の第四十七条の二第二項に規定する支配関係を持つている商品取引員についての同項の規定の適用については、同項中「滞滯なく」とあるのは、「商

品取引所法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第六十五号)」の施行の日から起算して三十日を経過する日までにとする。

第三条 この法律の施行の際現に改正後の第四十七条の二第二項に規定する支配関係を持つている商品取引員についての同項の規定の適用については、同項中「滞滯なく」とあるのは、「商

品取引所法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第六十五号)」の施行の日から起算して三十日を経過する日までにとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和五一年七月五日法律第八七)

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月九日法律第七五)

(号) 抄

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十七年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和五八年一月二日法律第七八)

(号) 抄

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行以後は国家行政組織法又はこの法律によ

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中証券引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る。）並びに同法第一百八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第六節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に係る部分に限る。）、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第一百三十六条、第一百四十三条、第一百四十七条、第一百四十九条、第一百五十八条、第一百六十四条、第一百八十七条（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）及び第一百八十八条から第一百九十条までの規定 平成十年七月一日

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十一条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

三 附則第十三条第一項、第十九条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第一項から第四項まで及び第七項並びに第二十三条の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

四 附則第三十一条の規定 公布の日から九月を超えない範囲内において政令の公布の日を定める日

（別に定める経過措置）

五 附則第五条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第一項から第四項まで及び第七項並びに第二十三条の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

六 附則（平成一二年五月三一日法律第九号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

七 附則（平成一二年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。）

（別に定める経過措置）

八 附則（平成一三年一月二八日法律第一二九号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

九 附則（平成一四年五月一九日法律第四号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

十 附則（平成一五年五月三〇日法律第五号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

十一 附則（平成一六年五月一二日法律第四三号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

十二 附則（平成一七年五月二二日法律第四四号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

十三 附則（平成一八年五月二二日法律第四五号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

十四 附則（平成一九年五月二二日法律第四六号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

十五 附則（平成一九年五月二二日法律第四七号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

十六 附則（平成一九年五月二二日法律第四八号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

十七 附則（平成一九年五月二二日法律第四九号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

十八 附則（平成一九年五月二二日法律第五〇号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

十九 附則（平成一九年五月二二日法律第五一号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

二十 附則（平成一九年五月二二日法律第五二号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

二十一 附則（平成一九年五月二二日法律第五三号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

二十二 附則（平成一九年五月二二日法律第五四号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

二十三 附則（平成一九年五月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

二十四 附則（平成一九年五月二二日法律第五六号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

二十五 附則（平成一九年五月二二日法律第五七号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

二十六 附則（平成一九年五月二二日法律第五八号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

二十七 附則（平成一九年五月二二日法律第五九号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

二十八 附則（平成一九年五月二二日法律第六〇号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

二十九 附則（平成一九年五月二二日法律第六一号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

三十 附則（平成一九年五月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

三十一 附則（平成一九年五月二二日法律第六三号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

三十二 附則（平成一九年五月二二日法律第六四号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

三十三 附則（平成一九年五月二二日法律第六五号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

三十四 附則（平成一九年五月二二日法律第六六号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

三十五 附則（平成一九年五月二二日法律第六七号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

三十六 附則（平成一九年五月二二日法律第六八号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

三十七 附則（平成一九年五月二二日法律第六九号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

三十八 附則（平成一九年五月二二日法律第七〇号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

三十九 附則（平成一九年五月二二日法律第七一号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

四十 附則（平成一九年五月二二日法律第七二号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

四十一 附則（平成一九年五月二二日法律第七三号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

四十二 附則（平成一九年五月二二日法律第七四号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

四十三 附則（平成一九年五月二二日法律第七五号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

四十四 附則（平成一九年五月二二日法律第七六号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

四十五 附則（平成一九年五月二二日法律第七七号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

四十六 附則（平成一九年五月二二日法律第七八号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

四十七 附則（平成一九年五月二二日法律第七九号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

四十八 附則（平成一九年五月二二日法律第八〇号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

四十九 附則（平成一九年五月二二日法律第八一号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

五十 附則（平成一九年五月二二日法律第八二号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

五十一 附則（平成一九年五月二二日法律第八三号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

五十二 附則（平成一九年五月二二日法律第八四号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

五十三 附則（平成一九年五月二二日法律第八五号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

五十四 附則（平成一九年五月二二日法律第八六号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

五十五 附則（平成一九年五月二二日法律第八七号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

五十六 附則（平成一九年五月二二日法律第八八号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

五十七 附則（平成一九年五月二二日法律第八九号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

五十八 附則（平成一九年五月二二日法律第九〇号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

五十九 附則（平成一九年五月二二日法律第九一号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

六十 附則（平成一九年五月二二日法律第九二号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

六十一 附則（平成一九年五月二二日法律第九三号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

六十二 附則（平成一九年五月二二日法律第九四号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

六十三 附則（平成一九年五月二二日法律第九五号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

六十四 附則（平成一九年五月二二日法律第九六号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

六十五 附則（平成一九年五月二二日法律第九七号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

六十六 附則（平成一九年五月二二日法律第九八号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

六十七 附則（平成一九年五月二二日法律第九九号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

六十八 附則（平成一九年五月二二日法律一〇〇号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

六十九 附則（平成一九年五月二二日法律一〇一号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

七十 附則（平成一九年五月二二日法律一〇二号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

七十一 附則（平成一九年五月二二日法律一〇三号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

七十二 附則（平成一九年五月二二日法律一〇四号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

七十三 附則（平成一九年五月二二日法律一〇五号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

七十四 附則（平成一九年五月二二日法律一〇六号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

七十五 附則（平成一九年五月二二日法律一〇七号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

七十六 附則（平成一九年五月二二日法律一〇八号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

七十七 附則（平成一九年五月二二日法律一〇九号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

七十八 附則（平成一九年五月二二日法律一〇〇号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

七十九 附則（平成一九年五月二二日法律一〇一号）抄

（施行期日）

（別に定める経過措置）

八十 附則（平成一九年五月二二日法律一〇二号）抄

(取引証拠金に関する経過措置)

(商品取引所の会員の自己の計算による取引についてのものに限り、附則第九条の規定により預託されたるべきもの(除く。)は、当該取引証拠金が新法第二百五条第一号に掲げる方法による決済が行われる取引についてのものである場合にあっては新法第二百七十九条第一項の規定により預託されているものに限る。)と、当該取引証拠金が新法第二百五条第二号に掲げる方法による決済が行われる取引についてのものである場合にあっては新法第二百七十九条第一項の規定により預託すべきものに限る。)と、当該取引証拠金が新法第二百五条第二号に掲げる場合において同号の会員等が自己の計算において行う商品市場における取引について預託すべきものに限る。)とみなす。

2 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金(商品取引所の会員に対し取引を委託した者の計算による取引についてのものに限り、附則第九条の規定によりなほ前例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。)を、この法律の施行後遅滞なく、当該取引証拠金を預託した会員に返還しなければならない。

(商品取引債務引受業に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前から旧法第八十一条第二項の規定により商品取引債務引受業(新法第二条第十二項に規定する商品取引債務引受業をいう。以下同じ。)に相当する業務を営んでいた商品取引所は、継続して当該業務を行う場合には、施行日までに、新法第二百七十三条の規定により、主務大臣の承認を受けなければならぬ。この場合において、その承認の効力は、施行日から生ずるものとする。

取引清算機関としての当該商品取引所の清算参

ととされる損害の賠償に充てるべきものを除く。は、新法第百八十九条第一項の規定により商品取引清算機関としての当該商品取引所に預託されている清算預託金とみなす。

商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により預託されている特別清算負担金（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充るべきものを除く。）のうち、前項の規定により清算預託金とみなされたもの以外のものを、この法律の施行後遅滞なく、当該特別清算負担金を預託した会員に返還しなければならない。（特別担保金に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第八十四条の二第一項の規定により預託されている特別担保金（次条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）は、新法第百九条第一項の規定により預託されている特別担保金とみなす。

（債務不履行による損害賠償に関する経過措置）

第九条 商品取引所の会員が施行日前において商品市場における取引に基づく債務の不履行により他の会員又は商品取引所に与えた損害の賠償については、なお従前の例による。

（受託業務保証金に関する取引による経過措置）

第十条 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第九十七条の二第一項の規定により預託されている受託業務保証金（次項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされる払渡し又は取戻しに係るもの）を、この法律の施行後遅滞なく、当該受託業務保証金を預託した会員に返還しなければならない。

商品取引所の会員に対し商品市場における取引を委託した者が施行日前において旧法第九十七条の三第一項の規定により行つた請求に対する受託業務保証金の払渡しについては、なお従前の例による。

（取引の決済の結了に関する経過措置）

第十一條 施行日前において、旧法第一百二十六条第一項の許可が効力を失ったとき、又は同項の許可が取り消されたときは、商品取引員であった者が預託した受託業務保証金の払渡しについて、なお従前では、なお従前の例による。

が効力を失つた場合若しくは商品市場における取引の受託が旧法若しくは商品取引所の定款で

第一十四条第四項の規定により旧法第二百二十六条第一項の許可が効力を失った場合又は施行日において同項の許可が効力を失つた場合（附則第一項の規定により停止された場合又は施行日における取引の決済を終了していないときは、当該取引については、なお従前の例による。）

第十二条 主務大臣は、商品取引所が附則第五条、第六条第二項、第七条第三項又は第十条第一項の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引所の業務又は財産に関する、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引所に対して三億円以下の罰金刑を科する。
(委託証拠金に関する経過措置)

第十三条 商品取引員は、この法律の施行の際現に旧法第九十七条第一項の規定により委託証拠金として預託を受けている金銭及び有価証券（主務省令で定めるものを除く。）を、この法律の施行後遅滞なく、当該取引の決済が新法第二百五十五条第一号に掲げる方法により行われる場合にあつては当該取引に係る商品市場を開設する商品取引所に、当該取引の決済が同条第二号に掲げる方法により行われる場合にあつては当該取引について商品取引債務引受け業を行ふ商品取引所に預託しなければならない。

前項の規定により商品取引所に預託された金銭及び有価証券は、新法第二百五十五条第一号に掲げる場合において同号の委託者が預託すべきものにあつては新法第二百五十五条第一号に掲げる方により決済が行われる取引についてのものに預託されている取引証拠金（同項第一号に掲げる場合において同号の委託者が預託すべきものに限る。）と、新法第二百五十五条第一号に掲げる方により決済が行われる取引についてのものに

あつては新法第百七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金（同項第一号に掲げ

る場合にあつては同号口に掲げる場合において同号口の委託者が預託すべきものに、同項第二号に掲げる場合にあつては同号口に掲げる場合において同号口の清算取次委託者が預託すべきものに限る。)とみなす。

3 主務大臣は、商品取引員が第一項の規定に違反した場合には、当該商品取引員の新法第百九十条の許可を取り消し、六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくは商品取引受託業務(新法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務をいう。以下同じ。)の停止を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

4 前項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引員の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引員に対して三億円以下の罰金刑を科する。

(商品取引員の許可に関する経過措置)

6 第十四条 新法第百九十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第百九十二条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

7 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第百九十条から第百九十四条规定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において、その許可を受けたものとみなす。

8 この法律の施行の際第一項の許可の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行つた者(この法律の施行の際現に旧法第百二十六条第一項の許可を受けている者に限る。)は、は、新法第一百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

9 前二項の規定により新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者については、旧法第二百二十六条第一項の許可は、施行日に、その効力を失う。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第二百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定について、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五五号) 抄

(施行期日)

その効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置は、政令で定める。)

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月八日法律第一五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月一〇日法律第一五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る規定にあつては、当該規定。以下この条における規定について同じ。の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年一二月八日法律第一五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、この法律の公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年七月一〇日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に定め

附 則 (平成一八年七月一〇日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一八年七月一〇日法律第七四号) 抄

(施行期日)

の施行前に新商品取引所法第二百十七条第一項に規定する事項に相当する事項について新商品取引所法第二百十八条第一項の規定の例により取引所法第二百八十二条第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、」を加える部分に限る。並びに附則第四十二条の規定による改正規定による改正後の商品取引所法第六十五号(昭和五十七年法律第六十五号)は、廃止する。

(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の廃止)

第二条 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和五十七年法律第六十五号)において政令で定める日(以下「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の廃止」)は、廃止する。

(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 海外商品取引業者(前条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(以下「旧海外商品先物取引法」という。)第二条第五項に規定する海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(以下「新法」という。)が、施行日前に成立した旧海外商品先物取引業者(前条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(以下「旧海外商品先物取引法」という。)百九十条第一項の許可を受けないもの)は、当該債務の履行を完了していないときは、第三条の規定による改正後の商品先物取引法(以下「新法」という。)百九十条第一項の許可を受けない。この場合において、当該債務の履行に係る旧海外商品先物取引法の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該債務の履行を完了している。この場合において、当該債務の履行に係る旧海外商品先物取引法の規定は、なおその効力を有する。

(相場、取引高等の報告に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正前の商品取引所法第二十二条第二項の規定による報告で、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われていないものについては、なお従前の例によ

る。この場合において、当該債務の履行に係る旧海外商品先物取引法の規定は、なおその効力を有する。

(商品取引所の定款等の変更に関する経過措置)

第五条 商品取引所は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までに、第一条の規定による改正後の商品取引所法第二百五十五条及び第二百五十六条の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならぬ。この場合において、「これらの認可の効力は、同号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。」

(商品取引所に対する監督上の処分及び罰則)

第六条 主務大臣は、商品取引所が前条の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引所の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引所に対して三億円以下の罰金刑を科する。

(商品先物取引業者の許可等に関する経過措置)

第七条 新法第一百九十一条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第一百二十二条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第一百九十条から第一百九十四条までの規定の例によつて、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新法第一百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際第一項の許可の申請について処分が行われていない場合には、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行つた者は、新法第一百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 商品取引員（第三条の規定による改正前の商品取引所法（以下「旧法」という。）第二条第一項に規定する商品取引員をいう。以下同様。）であつた者は（前二項の規定により新法第一百九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。）が、施行日までにその受託に係る商品市場における取引を結了していないときは、当該取引については、なお従前の例によつる。

5 新法第一百九十七条第五項の規定は、商品取引員であった者（第三項の規定により新法第一百十条第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。）が、施行日までにその受託に係る商品市場における取引を結了していないときは、当該取引については、なお従前の例によつる。

6 新法第一百九十七条第五項の規定は、商品取引員であった者（第三項の規定により新法第一百十条第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。）が、施行日から起算して三

十日を経過した日以後の商品先物取引業（新法第二条第二十二項に規定する商品先物取引業をいう。以下同じ。）の廃止、合併（合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品先物取引業を行わない場合の当該合併に限る。）又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散（以下この条において「廃止等」という。）について適用する。

2 施行日前に商品取引員であった者であつて、前条第一項の許可を申請した者（以下この条において「特定商品取引員」という。）が、施行日から起算して三十日以内に商品先物取引業の廃止等をしようとするときは、その日の三十日前までに、新法第一百九十七条第三項の規定の例により、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

3 特定商品取引員は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 特定商品取引員は、第二項の規定による公告をした場合においては、当該特定商品取引員が行った委託者の計算による商品市場における取引を速やかに結了し、かつ、商品市場における取引につき委託者から預託を受けた財産及びその計算において自分が占有する財産を遅滞なく返還しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の一の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

二 第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 特定商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その特定商品取引員の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その特定商品取引員に対して三百万円以下の罰金刑を科する。

6 新法第二百条第一項の規定による公告及び掲示は、新法第一百九十七条第三項の規定によりされた公告及び掲示とみなす。

7 (商品先物取引業者の名称の使用制限に関する経過措置)

法第一百九十七条の二の規定は、施行日以後六月間は、適用しない。

(特定委託者等への告知義務に関する経過措置) (旧法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等をいい、同条第十五項に規定する商

品取引業者をいい、附則第七条第三項の規定により新法第一百九十条第一項の登録を申入する場合に限る。) は、施行日以後最初に商品取引契約（新法第二条二十四項に規定する商品取引契約をいう。以下同じ。）の申込みを顧客（新法第二十五条第七号及び第八号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、施行日前に、当該顧客に対し、施行日以後に当該顧客が新法第一百九十七条の四第一項の規定による申出ができる旨を新法第一百九十七条の三の規定の例により告知しているときには、当該顧客に對し、同条に規定する告知をしたものとみなす。

2 商品先物取引業者は、施行日以後最初に商品取引契約（特定当事業者（新法第二条第二十六項に規定する特定当事業者をいう。以下この項において同じ。）が売買等を業として行つている物品又はこれに関連する物品として新法第一百九十七条の七の主務省令で定めるものを新法第二条第二十七項に規定する取引対象商品とする同条第十五項に規定する商品デリバティブ取引に関するものに限る。）の申込みを顧客（特定当事業者に限る。）から受けた場合であつて、施行日前に、当該顧客に対し、施行日以後に当該顧客が新法第一百九十七条の八第一項の規定による申出ができる旨を新法第一百九十七条の七の規定の例により告知しているときには、当該顧客に對し、同条に規定する告知をしたものとみなす。

3 第十二条 施行日以後に締結される商品取引契約について、施行日前に新法第二百十七条第一項に規定する事項に相当する事項について同項の規定の例により書面を交付しているとき、又は同条第二項の規定の例により同条第一項に規定する書面に記載すべき事項を提供しているときは、商品先物取引業者は、同項の規定により書面を交付したものとみなす。

(商品取引契約の締結前の書面の交付に関する経過措置)

4 第十三条 施行日以後に締結される商品取引契約について、施行日前に新法第二百十七条第一項に規定する事項に相当する事項について新法第二百十八条第一項の規定の例により説明をしているときは、商品先物取引業者は、同項の規定により書面を交付したものとみなす。

(商品先物取引業者の説明義務に関する経過措置)

5 第十四条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による許可を受けたものとみなされた者であつて、新法第二百二十五条第一項又は第二百二十八条第一項の認可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により説明をしたものとみなす。

2 主務大臣は、前項の規定により認可の申請が受けた場合には、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

3 第十五条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

4 第十六条 施行日前にされた第二項の規定による公告及び掲示は、新法第一百条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第六項の規定は適用しない。

5 第十七条 この法律の施行の際現に旧法第二百条第一項の規定による登録を受けている外務員（附則第七条第二項又は第三項の規定により新法第一百九十条第一項の規定による許可を受けたものとみなされた者を除く。）は、施

第一項の規定により登録を受けた外務員以外の者に外務員の職務（商品市場における取引等）に規定する事項に相当する事項について同項の規定の例により書面を交付しているとき、又は同条第二項の規定により書面を交付しているときは、商品清算取引を除く。）の受託又は委託の勧誘を受ける旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後登録をしない旨の通知を受けた日までの間も、同様とする。

この法律の施行の際現に存する旧法第二百条第五項の規定による登録原簿は、新法第二百条第五項の規定による登録原簿とみなす。

(商品取引契約の締結前の書面の交付に関する経過措置)

4 第十八条 施行日以後に締結される商品取引契約について、施行日前に新法第二百十七条第一項に規定する事項に相当する事項について新法第二百十八条第一項の規定の例により説明をしているときは、商品先物取引業者は、同項の規定により書面を交付したものとみなす。

(商品先物取引業者の説明義務に関する経過措置)

5 第十九条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による許可を受けたものとみなされた者であつて、新法第二百二十五条第一項又は第二百二十八条第一項の認可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により説明をしたものとみなす。

2 主務大臣は、前項の規定により認可の申請が受けた場合には、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

3 第二十条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

4 第二十一条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

5 第二十二条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

6 第二十三条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

7 第二十四条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

8 第二十五条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

9 第二十六条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

10 第二十七条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

11 第二十八条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

12 第二十九条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

13 第三十条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

14 第三十一条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

15 第三十二条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

16 第三十三条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

17 第三十四条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

18 第三十五条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

19 第三十六条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

20 第三十七条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

21 第三十八条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

22 第三十九条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

23 第四十条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

24 第四十一条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

25 第四十二条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

26 第四十三条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

27 第四十四条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第二百二十五条第一項の認可を受けた者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

(商品先物取引仲介業者の登録に関する経過措置)

前項の規定により引き継ぎ特定商品先物取引仲介業者を行なう場合は、仮商品先物取引仲介業者を新法第二条第二十九項に規定する商品先物取引仲介業者とみなして、新法第二百四十四条の十二から第二百四十条の二十二まで、第二百四十条の二十三（第一項第二号を除く。）及び第二百四十条の二十六の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新法第二百四十条の十三第一項第二号中「商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号」とあるのは「仮商品先物取引仲介業者である旨」と、新法第二百四十条の二十三第一項中「第二百四十条の二第一項の登録を取り消し」とあるのは「特定商品先物取引仲介業の廃止を命じ」とする。個人である仮商品先物取引仲介業者が前項の規定により読み替えて適用する新法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられた場合における新法

4 3 2 1

立されている場合又はこの法律の公布の日から施行日の前日までの間に旧法協会が設立された場合においては、旧法協会は、同日までに、新法第二百四十五条第一項に規定する商品先物取引協会となるために必要な定款、制裁規程及び紛争処理規程の変更をし、主務大臣の認可を受けることができる。

前項の認可があつたときは、同項に規定する定款、制裁規程及び紛争処理規程の変更は、施行日にその効力を生ずる。

附則第七条第二項の規定により新法第二百九十九条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、施行日前においても、新法第二百四十七条の規定の例により、新法第二百四十五条の認可の申請をすることができる。

主務大臣は、前項の規定により認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第二百四十五条から第二百四十八条までの規定の例により、その認可をすることができる。この

（商品先物取引協会の認可に関する経過措置）

第十七条 この法律の公布の際現に旧法第二百四十二条第一項に規定する商品先物取引協会（以下この項において「旧法協会」という。）が設立してゐる場合においては、前項の規定を適用しない。

する経過措置)

4 法人である仮商品先物取引仲介業者が第二項の規定により読み替えて適用する新法第二百四十三条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられた場合における新法第二百四十条の五第二号の規定の適用については、当該廃止を命じられた法人である仮商品先物取引仲介業者を新法第二百四十条の二十三第一項の規定により新法第二百四十条の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新法第二百四十条の二十三第一項による新法第二百四十条の二第一項の登録の取消しの日とみなす。

場合において、その認可を受けた者は、施行日において新法第二百四十五条の認可を受けたものとみなす。

に掲げる業務とみなして、新法第三百三十三条及び第三百七十四条第二十一号の規定を適用する。

第十八条 新法第二百七十条に規定する委託者保護基金（以下この条から附則第二十二条までにおいて「新委託者保護基金」という。）の名前

関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

3 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る新法の適用については、同項の認可は、新委託者保護基金の設立の認可とみなす。

4 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る登記について必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金は、新法第三百条の規定にかかわらず、同条第一号に掲げる業務に類似する業務として、主務省令で定める業務を行うことができる。この場合において、当該業務は同号

第十九条 旧法第二百九十六条に規定する委託者保護基金（以下「旧委託者保護基金」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間（次条において「移行期間」という。）に、定款の変更その他新委託者保護基金になるために必要な行為をし、新法第二百七十九条及び第二百八十一条の規定の例により主務大臣の認可を受けて、新委託者保護基金になることができる。

場合において、その認可を受けた者は、施行日において新法第二百四十五条の認可を受けたものとみなす。

(委託者保護基金に関する経過措置)

第十八条 新法第一百七十条に規定する委託者保護基金（以下この条から附則第二十二条までにおいて「新委託者保護基金」という。）の発起人又は会員になるとする者（附則第七条第二項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者であつて、国内の営業所又は事務所において新法第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行おうとするものに限る。）は、施行日前においても、新法第六章（第一百七十九条及び第二百八十条を除く。）の規定の例により、定款の作成創立総会の開催その他新委託者保護基金の設立に必要な行為、新委託者保護基金への加入に必要な行為及び新委託者保護基金の成立の日を今む事業年度の業務の運営に必要な行為をすることができる。

(特定店頭商品デリバティイブ取引業者の届出に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に特定店頭商品デリバティイブ取引（新法第三百四十九条第一項に規定する特定店頭商品デリバティイブ取引をいう。以下この条において同じ。）を業として行っている者は、施行日から一月間は、同項の規定による届出をしてないで、特定店頭商品デリバティイブ取引を業として行うことができる。（処分等の効力）

第二十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定においては、当該規定。次条において同じ。）

一項の認可を受けた場合において、この法律の施行の際現に旧法第三百条第一項の規定により当該旧委託者保護基金の会員である商品取引員とみなされている者は、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金の会員である商品先物取引業者とみなして、新法第三百二条から第三百十一条までの規定を適用する。

(一般委託者に対する支払に関する経過措置)

第二十二条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項の認可を受けた場合には、当該旧委託者保護基金が施行日前に行つた旧法第三百四条の認定に係る商品取引員の一般委託者に対する支払について、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金が従前の例により行うものとす

規定による届出をしないで、特定店頭商品デリバティブ取引を業として行うことができる。
（処分等の効力）

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出に関する経過措置)

一項の認可を受けた場合において、この法律の施行の際現に旧法第三百条第一項の規定により当該旧委託者保護基金の会員である商品取引員とみなされている者は、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金の会員である商品先物取引業者とみなして、新法第三百二条から第三百十一条までの規定を適用する。

(一般委託者に対する支払に関する経過措置)

第二十二条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項の認可を受けた場合には、当該旧委託者保護基金が施行日前に行つた旧法第三百四条の認定に係る商品取引員の一般委託者に対する支払について、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金が従前の例により行うものとす

規定による届出をしないで、特定店頭商品デリバティブ取引を業として行うことができる。
（処分等の効力）

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出に関する経過措置)

一項の認可を受けた場合において、この法律の施行の際現に旧法第三百条第一項の規定により当該旧委託者保護基金の会員である商品取引員とみなされている者は、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金の会員である商品先物取引業者とみなして、新法第三百二条から第三百十一条までの規定を適用する。

(一般委託者に対する支払に関する経過措置)

第二十二条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項の認可を受けた場合には、当該旧委託者保護基金が施行日前に行つた旧法第三百四条の認定に係る商品取引員の一般委託者に対する支払について、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金が従前の例により行うものとす

規定による届出をしないで、特定店頭商品デリバティブ取引を業として行うことができる。
（処分等の効力）

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出に関する経過措置)

一項の認可を受けた場合において、この法律の施行の際現に旧法第三百条第一項の規定により当該旧委託者保護基金の会員である商品取引員とみなされている者は、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金の会員である商品先物取引業者とみなして、新法第三百二条から第三百十一条までの規定を適用する。

(一般委託者に対する支払に関する経過措置)

第二十二条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項の認可を受けた場合には、当該旧委託者保護基金が施行日前に行つた旧法第三百四条の認定に係る商品取引員の一般委託者に対する支払について、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金が従前の例により行うものとす

じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律(「これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。」)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二十八条 附則第三条から第二十五条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(檢討)

(検討)

第二十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、商品先物取引を取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の商品先物取引制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則

附則（平成二二年五月一九日法律第三

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

の改正規

の改正規定（「、デリバティブ取引その他」）

及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。)又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として「に改める部分に限る。)及び司法第二百五条の二

の三第九

の三第九号の改正規定、第四条の規定、第五

改正規定並びに附則第十三条及び

改正規定並びに附則第十三条及び第十四条の

（商品元物取引法）一郎文三二半
規定公布の由

(商品元切取口法)一郡文三二半(調整規則)

第七条 (商品先物取引法の一部改正に伴う調整規定) 施行日が商品取引所法及び商品投資に関する事業の規制に関する法律の一部を改正する法

る事業の規制に関する法律の一部を

る事業の規制に関する法律の一部を改正する法

べき期間を経過したもの)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条から第十一条まで、第二十条、第二十二条(附則第二十条第一項に係る部分に限る。)、第二十七条、第二十九条(第一号に係る部分に限る。)、第三十条(第四号から第六号までを除く。)、第三十一条(附則第二十九条第一号及び第三十条(第四号から第六号までを除く。)に係る部分に限る。)及び第四十条の規定

(商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 この法律の施行の際現に特定商品先物取引業(第二条の規定による改正後の「新商品先物取引法」(以下この条及び次条において「新商品先物取引法」という。)第二条第一項第四号に規定する電力(次条第一項において単に「電

つせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、第二百四十三条、第二百四十九条、第二百五十二条、第二百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定、公布の日

第三条 第四条 第五条（国家戦略特別区
域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）
、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地

する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制度上の措置を講ずるものとする。

業所（会社にあつては、本店）とあり、並びに同法第十七条第一項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」とを、「選任された者」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第五十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「職員団体等に

添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例」、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十四号及び第五十号を除く。）に改める部分に限る。）、第五十七条第三項の規定、第六十七条中宗教法人法第六十五条の改正規定（「第十九条の二」の下に、「第十九条の二、第二十二条」を加え、「第十五号及び第十号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「同法第四百四十九

方自治法第二章第一節第五十二条の二十八条の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十五、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十一条、第一百十三条、第一百五十五条、第一百六十二条、第一百九十九条、第一百二十一条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十二条、第一百七十七条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定）公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（次條各項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十
六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に關

附 則（令和元年一二月一日法律第七号）

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第十九条の規定、第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）及び同法第六十条第六款（次号に掲げる部分を除く。）を「第十九条の三まで」に、「
正規定、第十九条の規定、第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）及び同法第六十条第六款（次号に掲げる部分を除く。）を「第十九条の三まで」に、「
規定期定を除く。）、第二十八条の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二十六条の規定、第二十七条の規定（次号に掲げる改正規定定期を除く。）、第二十九条の規定、第三十三条中信用金庫法第八十五条の改正規定（第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）（に改める部分及び「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。）、第三十五条第四項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九条の改正規定（第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）（に改める部分及び「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。）、第三十七条第三項の規定、第四十一条中保険業法第六十七条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）及び同法第二百六十六条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第四十二条第十一項の規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第八十三条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）を「第十九条の三まで」に、「

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置) 他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

び第十六号を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る)、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第一百一条中技術研究組合法第一百六十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、第一百三条第三項の規定、第一百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る)、第一百八条の規定、第一百十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る)並びに第百十二条の規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日を登記に関する法律第四条の改正規定(並びに登記に関する法律第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条の改正規定、同条第二項及び第三項の改正規定、同条中商業登記法第七条の二、第十一條の二、第百三十二条を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る)、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一條の二、第百三十二条を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る)、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る)、同法第九十五条、第一百五十五条第一項の改正規定(以下この条)の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る)、同法第一百五十九条の二第二項第四号の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る)、同法第一百五十九条の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十三条第一項の改正規定(「まで」の下に「、第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る)、同条第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十三条第一項の改正規定(「まで」の下に「、第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る)、同法第二百二十八条の規定、同法第二百五十五条第一項の改正規定(以下この条)の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る)、同法第一百五十九条の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十三条第一項の改正規定(「まで」の下に「、第百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十三条第二項から第二十三項までの規定、第十一中会社更生法第二百六十二条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十

六条の改正規定、第五十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定（從たる事務所の所在地における登記（第三百二十二条第一項）を「削除」に改める部分に限る）、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百十五条及び第三百二十九条の改正規定、同法第三百三十条の改正規定（第四百十九条から第五十二条まで）を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条」に改め、「『支店』とあるのは「從たる事務所」と」を削る部分に限る）並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第三百四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第一百四十六条の二中、商業登記法（）とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第一五号）第九十条において準用する商業登記法（）と、商業登記法（）と読み替える」とあるのは「金融商品取引法（）と読み替える」に改める部分を除く）、同法第一百四十五条」とあるのは「金融商品取引法（）と読み替える」に改める部分を除く）、同法第一百条の四、第一百一条の二十第一項、第一百一条第一項及び第一百二条の十の改正規定、同法第一百二条の十一の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第一百四十五条の二中、商業登記法（）とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第一五号）第九十条において準用する商業登記法（）と読み替える」に改める部分を除く）並びに同法

第一百四十五条第一項及び第一百四十六条の改正規定、第二十七条规定中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定（第二十三条の二まで、）を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十二条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く）、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十一条第一項の改正規定（第三百五十五条第一項第一号を加える改正規定、同法第二百七十七条の文及び第四項）の下に「から第六項まで」を加える部分を除く）、同法第二百六十四条第四項の改正規定、同法第二百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第二百七十七条の下に「同法第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とと」を削り、「第百七十五条」ととの下に「同法第二百四十六条の二中「商業登記法」と、「商業登記法第二百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第二百七十七条において準用する商業登記法第二百七十七条において準用する商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第二百七十七条において準用する商業登記法第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定（第四十八条の八）を「第四十八条の十三」と改める部分に限る）、同法第二百四十六条第一項の百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く）、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定

規定、同法第四十九条第一項の改正規定（規定期定中）を「規定（同法第二百九十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）第三百二十五条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百二十九号）」中、「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）中」に百四十四条、第三百八十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を削り、「相互会社」との下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百十四条並びに第三百十八条第四項を除く。）中」「株主」とあるのは「総代」と、「各号を除く。」及び第四項中「第三号及び第四号を除く。」中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条第二項）」とあるのは「相互会社」と、「第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定（「第四十八条」を「第五十二条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「登記」）」に、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六项第一号及び第二号」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第三百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第三百三十九条から第四百四十八条まで〔に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二項」とあるのは「保険業法第六十六条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法（平成七年法律第十四項）」とあるのは「保険業法（平成七年法律第

